

令和5年第1回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 小豆畑 緑

副委員長 竹山 美 虎

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局出席職員の職氏名	4

1 日目 令和5年3月13日（月）

開会	5
開議・審査方法	5
○館山善也委員（あおもり令和の会）	6
1 ホタテガイ生産力強化支援事業について	6
2 給食費の無償化について	9
3 除排雪事業について	13
4 選挙について	15
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	16
1 旧西田沢小学校について	17
2 青森駅自由通路のギャラリーについて	18
3 浪岡体育館別館の老朽化について	19
4 駅前庁舎の駐車場側のエレベーターについて	19
休憩	20
再開	20
○村川みどり委員（日本共産党）	20
1 福祉館について	20
2 道路について	21
3 防災について	23
4 市営住宅について	24
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	28
1 収納対策について	28
休憩	30
再開	30
○工藤夕介委員（公明党）	31
1 出産育児一時金について	31
2 出産・子育て応援給付金について	32
○小熊ひと美委員（無所属）	33

1	青森市斎場建替事業について	33
2	学校校舎改築事業について	36
3	浅虫温泉駅バリアフリー整備事業について	39
	○関貴光委員（自民クラブ）	41
1	こどもの安心・安全対策について	41
2	雪寄せ場について	43
	休憩	44
	再開	45
	○相馬純子委員（日本共産党）	45
1	点字ブロックについて	45
2	市民センターへの簡易階段昇降機の設置について	48
3	小学校・中学校への業務支援員について	50
	○竹山美虎委員（市民クラブ）	53
1	福祉館改築事業について	53
	休憩	55
	再開	55
	○山本武朝委員（公明党）	55
1	新型コロナウイルス感染症対策について	55
2	国民健康保険について	58
3	青森空港有料道路の無料化について	63
4	道路の区画線について	64
	散会	66
2日目 令和5年3月15日(水)		
	開議	67
	○木村淳司委員（あおもり令和の会）	67
1	東北絆まつりについて	67
2	篠田地区の融流雪溝について	71
3	セントラルパークの整備について	72
4	森林環境譲与税について	74
	○山田千里委員（日本共産党）	80
1	市営住宅について	80
2	健康増進センター及び西部市民センターの トレーニングルームについて	83
3	教育について	87
4	市民病院について	90
	休憩	93
	再開	94

○工藤健委員（市民クラブ）	94
1 防災対策について	94
2 東北絆まつりについて	106
休憩	110
再開	111
○渡部伸広委員（公明党）	111
1 成人式開催事業について	111
2 農作物鳥獣被害対策事業について	112
○澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	115
1 給食費について	116
2 アリーナについて	118
3 東北絆まつりについて	119
4 青森市浪岡交流センターあびねすについて	122
5 除排雪について	123
休憩	126
再開	126
○長谷川章悦委員（自民クラブ）	126
1 除排雪に係る予算について	126
2 道路補修について	128
3 浪岡地域力活性化事業について	129
4 農業について	131
5 県営野沢地区畑地帯総合整備事業について	132
散会	133
3日目 令和5年3月16日(木)	
開議	134
○木戸喜美男委員（あおもり令和の会）	134
1 農作物鳥獣被害対策事業について	134
2 ごみ処理について	138
3 不法投棄対策について	139
○赤平勇人委員（日本共産党）	141
1 期日前投票について	141
2 鳥獣対策について	142
3 市バスについて	145
4 市営住宅について	148
休憩	151
再開	151
○小倉尚裕委員（あおもり令和の会）	151

1 除雪について.....	151
委員長の発言.....	162
2 農業について.....	162
休憩.....	170
再開.....	170
○里村誠悦委員（あおもり令和の会）.....	170
1 スポーツ会館の維持修繕について.....	170
2 市の窓口における音のバリアフリーについて.....	171
3 歩道の除排雪について.....	172
採決.....	174
閉会.....	176

- 1 開催日時** 令和5年3月13日（月曜日）午前10時～午後3時56分
令和5年3月15日（水曜日）午前10時～午後3時59分
令和5年3月16日（木曜日）午前10時～午後2時

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第1号 令和5年度青森市一般会計予算
議案第2号 令和5年度青森市競輪事業特別会計予算
議案第3号 令和5年度青森市国民健康保険事業特別会計予算
議案第4号 令和5年度青森市宅地造成事業特別会計予算
議案第5号 令和5年度青森市卸売市場事業特別会計予算
議案第6号 令和5年度青森市介護保険事業特別会計予算
議案第7号 令和5年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第8号 令和5年度青森市後期高齢者医療特別会計予算
議案第9号 令和5年度青森市駐車場事業特別会計予算
議案第10号 令和5年度青森市病院事業会計予算
議案第11号 令和5年度青森市水道事業会計予算
議案第12号 令和5年度青森市自動車運送事業会計予算
議案第13号 令和5年度青森市下水道事業会計予算
議案第14号 令和5年度青森市農業集落排水事業会計予算
議案第15号 令和5年度青森市深沢第一財産区特別会計予算
議案第16号 令和5年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算
議案第17号 令和5年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算
議案第18号 令和5年度青森市新城財産区特別会計予算
議案第19号 令和5年度青森市野内財産区特別会計予算
議案第20号 令和5年度青森市土橋財産区特別会計予算
議案第21号 令和5年度青森市大平財産区特別会計予算
議案第22号 令和5年度青森市孫内財産区特別会計予算
議案第23号 令和5年度青森市大字高田財産区特別会計予算
議案第24号 令和5年度青森市大字石江財産区特別会計予算
議案第25号 令和5年度青森市安田財産区特別会計予算
議案第26号 令和5年度青森市大別内財産区特別会計予算
議案第27号 令和5年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算
議案第28号 令和5年度青森市大字野沢財産区特別会計予算
議案第29号 令和5年度青森市金浜財産区特別会計予算
議案第30号 令和5年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第31号 令和5年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第32号 令和5年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第33号 令和5年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和5年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和5年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和5年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和5年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和5年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和5年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区
特別会計予算
- 議案第40号 令和5年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区
特別会計予算
- 議案第41号 令和5年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第42号 令和5年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和5年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和5年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和5年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和5年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和5年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和5年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和5年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和5年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和5年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和5年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和5年度青森市浅虫財産区特別会計予算
- 議案第54号 令和4年度青森市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第55号 令和4年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和4年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和4年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 令和4年度青森市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和4年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和4年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和4年度青森市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れることについて

議案第76号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れる額の変更について

○出席委員

委員長	小豆畑	緑	委員	澁谷	洋子
副委員長	竹山	美虎	委員	村川	みどり
委員	山田	千里	委員	工藤	健
委員	相馬	純子	委員	山本	武朝
委員	奈良	祥孝	委員	館山	善也
委員	工藤	夕介	委員	木戸	喜美男
委員	小熊	ひと美	委員	長谷川	章悦
委員	赤平	勇人	委員	渡部	伸広
委員	関	貴光	委員	小倉	尚裕
委員	柿崎	孝治	委員	里村	誠悦
委員	木村	淳司			

○欠席委員

令和5年3月16日（木曜日） 村川みどり 委員

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治
教育長 工藤 裕 司
企業局長 鈴木 裕 司
代表監査委員 出町 文 孝
総務部長 舘山 新
企画部長 織田 知 裕
税務部長 川村 敬 貴
市民部長 加福 理美子
環境部長 高村 功 輝
福祉部長 福井 直 文
保健部長 坪 真紀子

保健部理事 千葉 康 伸
経済理事 横内 信 満
農林水産部長 大久保 文 人
都市整備部長 清水 明 彦
都市整備部理事 佐々木 浩 文
浪岡振興部長 三浦 大 延
市民病院事務局長 岸田 耕 司
教育委員会事務局教育部長 小野 正 貴
選挙管理委員会事務局長 山谷 直 大
水道部長 横内 修

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 遠嶋 祥 剛
議事調査課課長 山田 法 人
議事調査課主査 岩間 憲 仁
議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主査 木村 結 衣
議事調査課主査 柿崎 良 輔
議事調査課主事 北山 賢 臣
議事調査課主事 笹 雄 貴

1日目 令和5年3月13日（月曜日）午前10時開会

○小豆畑緑委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。木戸喜美男委員より、所用のため遅れるとの報告を受けております。

また、審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和5年第1回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第1号「令和5年度青森市一般会計予算」から議案第64号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで、議案第75号「令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第76号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計66件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第1号「令和5年度青森市一般会計予算」から議案第64号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで、議案第75号「令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第76号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計66件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3月8日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は20人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項により、本委員会に付託されている予算案等に係る質疑を除き、一般質問の延長となる質疑を行ってはならないこととされておりますので、よろしくお願いいたします。また、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、事務事業名がついている場合は事務事業名を、人件費などの事務事業名がついていない場合は議案別冊のページ数及び予算の款項目を述べていただくとともに、令和5年第1回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるよう、お

願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和5年度青森市一般会計予算」から議案第64号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」まで、議案第75号「令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第76号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計66件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、館山善也です。早速、質疑に入りたいと思います。

ホタテ母貝事業について質疑させていただきます。6款農業水産業費3項水産業費2目水産業振興費、青森市ホタテガイ生産力強化支援事業の1727万4000円に対して御質疑させていただきます。

ホタテに関して、大体5年か6年に1回ぐらい、このような形の災害級なものになってくるかと思えますし、また、今回の市政の部分で早急に対応したことを非常に評価したいと思っております。そこで、ホタテガイ母貝確保に関する予算により、本市のホタテガイの母貝確保に対して、どのように影響を考え、青森市のホタテ産業の将来像をどのようになることを期待しているのかお尋ね申し上げます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員のホタテガイ母貝確保対策事業についての御質疑にお答えします。

本市の漁業生産額は、令和4年では約29億3000万円となっており、そのうち、ホタテガイの生産額は約27億円で、本市漁業生産額の約9割を占めており、ホタテガイ養殖は本市水産業の柱となっております。

ホタテガイ養殖は、毎年2月から4月頃までにかけて、産卵期を経た後に海中を漂う幼生を採苗器で付着させ、夏頃までに育った稚貝を採取し、翌年以降の水揚げ時まで海中で育成・管理しております。本市におきましては、養殖ホタテガイの約9割を幼生から1年経過した半成貝として出荷しております。

令和4年10月に実施いたしました令和4年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査により、10月1日現在での本市における稚貝保有枚数は7912万枚であり、過去10年間で最も少ない保有枚数となっております。また、令和3年度に実施いたしました同調査との比較では約20%の保有枚数となったものであります。

令和4年産ホタテガイの稚貝が減少した理由につきましては、青森県産業技術セ

ンター水産総合研究所によりますと、海水温等の影響により、大規模産卵の発生海域が少なかったこと、親貝となる成員が不足していることなどとされております。

本市ホタテガイ生産力強化支援事業につきましては、令和4年産ホタテガイの保有数が不足することで、令和5年出荷予定の半成員が不足し、ホタテガイ養殖による収入を主な収入源とします本市漁業者の収入減少が懸念されること、また、令和6年に産卵予定の母貝が不足することが見込まれることから、1つに、令和6年に産卵する母貝を確保し、将来にわたって安定的かつ継続的にホタテガイ養殖に取り組むことができる環境を整備するためのホタテガイ母貝確保対策事業、2つに、漁業者の養殖に係る経費負担の軽減を図り、また、漁業協同組合の経営安定を図るための漁業団体経営支援対策事業を行うものであります。

市管内の漁業協同組合におきましては、これまで一定数の稚貝を成員まで育成することにより、母貝を確保する取組を行ってまいりましたが、令和5年春に産卵する母貝は662万枚確保したほか、地まき放流にも取り組んできたところであります。

一方、令和4年の稚貝不足により、令和6年春に産卵する母貝は約501万枚確保しているものの、令和5年に比べ、約160万枚不足しておりますことから、漁業者等によるさらなる稚貝の融通等による確保に加え、約100万枚を地まき放流することで、令和6年春の産卵数及び稚貝の確保数に影響が出ないようにするものであります。

本市水産業の持続的発展に向けまして、漁獲の大部分を占めますホタテガイ養殖は本市水産業における大きな役割を担っております。このホタテガイ養殖の安定生産のためには、適正なホタテガイ母貝確保や養殖管理が必要となってまいります。また、これらの取組につきましては、陸奥湾の漁業者、漁業団体、県、市町村、試験研究機関等、それぞれが役割を担いながら進めることが重要となってまいります。本市といたしましては、本事業によるホタテガイ母貝の確保や、各種調査等、関係者の連携によるホタテガイ養殖への支援を行いますことで、ホタテガイの安定的生産、供給が将来にわたってつながっていくことを期待しているものであります。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

半成員の割合が約9割ということで、もうお答えいただいているんですが、改めてお聞きしますが、令和4年のホタテガイ成員の生産量及びホタテガイの生産量全体に占める成員の割合というのをお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 館山委員の令和4年ホタテガイ成員の生産量と生産量全体に占める成員生産量の割合についての再質疑にお答えいたします。

令和4年の本市におきますホタテガイの生産量は約1万5000トンとなっております。このうち、ホタテガイ成員の生産量は約480トンであり、ホタテガイ生産量全体に占める割合は約3.2%となっております。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

今回の市の支援によって、事業者は大変助かると思います。当然、母貝の地まきも大切なんですけれども、地まきというのは要するに手間がかからないので、地まきが楽だというだけであって、リスクは当然、食害とって、タコだったりとか、ヒトデか何かに対する食害が発生するということは関係してくるわけなんです。

それで、漁業者へ、漁業組合のほうに半成員や成員の割当て量が決まっておりますが、もう1つ、オプション割当てというのもありまして、この割当てを調整するということが大切だと思っておりますので、今回は、改めて母貝が少ないということが露呈したわけですから、このあたりは、もう当然、言うまでもなく、母貝対策に持って行ってもらいたいなと思っております。

一方で、漁業者の方というのは、日々の生活がかかっておりますので、今まで半成員で得た収入というのは、当然ながら、これは期待するものであって、これを下げることはできないと思うんです。成員が約3.2%ということでしたけれども、結果的に言うと、平内町を含む東側の沿岸に、全てもう、おんぶにだっこしているような状態かと思われまますので、この辺りは青森市も同じ生けすというんですか、湾内にいるわけですから、そこを調整していただきたいなと思っておりますので、これは要望していきたいと思っております。

また、自然災害と人為的災害を考えたときには、自然災害というと、水温の上昇などが、先ほど、農林水産部長もおっしゃっていただいたのがありますけれども、やはり人為的災害というのは、母貝をつくらなかったことに僕はあると思っております。これはやはり、この環境だったりとか、今まで問題のないところにはメスを入れなかったというツケが回ってきておりますので、これは、やはり将来像を見据えていくということは、先ほど言った漁業者の方に委託をするのではなく、ある程度、行政が主導を持って、こういうつくり方をしないといけませんよという形にすることも1つの責任だと、私は感じております。やはり、毎年やっていくということで、事業者の方がどうしていくのかということで、市もちょっと研究したらどうかと思っております。

例えば、ホタテの籠ってあるじゃないですか。あれは、名称は何というのか分かりますか。平内町の理事の方が僕の水球の先輩で、聞いたら、あれはパールネットというんですって。それで、パールネットというのは、そもそも真珠の籠なんですって。それで、それをそのまま使っているということで、何も問題がなければ、そのまま使うんです。だから、そういうネット1つでも、行政が研究をして、どういうネットが本当にいいのか。例えば、今、へい死したから、母貝が少ないから、子どもが取れないんだよという考えも、当然、大事なんですけれども、死なせないという形を研究してもらいたいんです。へい死しなければ、皆さん、母貝をつくりたいわけですから、どうしたらいいのかと考えたときに、これは、まあ、本当に僕

の素人判断、考えなんですけれども、例えば、浪岡にあるリンゴのガス冷蔵庫。僕が視察に行ったときには、そのレーンにリンゴが並べられて乗って、CTスキャンみたいな中身が見れるような形で、その蜜の量を見るそうなんです。その蜜の量によっては、はじかれたり、箱に入ったりとかして、自動的にやるような形。

例えば、ホタテなんかも、そういうのを並べて、どうすれば、これは死ぬんだとか、これはちょっとやばいんだなというのを研究することは、行政しか、これはできないと思うんです。一般の事業者の方々は、やはり、日々に追われて、半成員をつくっていく。また、死ぬ率というのは、今までは勘しかなかったと思うんですよ。この天候で、この水温だったらホタテは死ぬんだとか、そういうアバウトなものでなく、ある程度、ホタテ産業は、さっき言ったように、約9割が青森市の漁業として割合を取っているわけですから、これは大事な産業なんです。ですから、来年も取ればいいよというようなその日暮らしの考え方ではなく、ある程度、へい死する率を抑えるようなものができればいいのではないかなと思っております。

また、その方は、こういう夢も言うておりました。ホタテガイをもっと大きく育てたいなど。例えば、北海道のホタテというのは、1キロ入れが2枚なんですって。青森県の平内町辺りでも4枚必要なんですって。これだけ量が違うわけです。

ただ、貝毒の部分で、プランクトンが向こうは動物プランクトンで、こっちは植物なので、例えば、体に――あたるというんだけど、毒素が回っても、こっちは下痢程度で済むけれども、向こうは死に至るといふこともありますけれども、そういったホタテを大きくして、その方は、ホタテ1枚で、火であぶって、あとみそとネギを入れたら貝焼きみそができるような、そんなホタテをつくりたいなどということもおっしゃっていましたが、そういう夢を行政がある程度主導していただいて、こうやって大きくすれば、こういう利点がありますよと。そういう環境も、多分、日本全国でもそういう試みはしてないと思いますので、そういう大きくするとか、死なせない事業を少しチームを組んで取り扱ってもらいたいなど。ナマコも大事なんですけれども、ホタテのエリアも少し増やしたいなどということを要望して、この項は終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、給食費無償化の財政面から御質疑させていただきます。

10款教育費6項保健体育費3目学校給食費。これは、せっかく給食費を無償化させていただいて、予算のほうも当然あります。それで、ちょっと先に、その質疑の前に、学校給食費の歳出予算が前年度の予算と比べて1億7262万2000円減となっておりますが、この理由をお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員の学校給食費の歳出予算についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度当初予算における学校給食費の歳出予算につきましては、先ほど、館

山委員御紹介のとおり、令和4年度歳出予算に比較いたしまして1億7262万2000円減の21億5426万4000円となっております。

その主な理由といたしましては、給食費の無償化に伴いまして、これまで準要保護児童・生徒に対して支援しておりました給食扶助費につきまして、予算を計上する必要がなくなりましたことから、これに係る経費であります1億7115万6000円が減額となったものであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

ちょっと、この質疑するときに、いろいろ各議員に聞いたら、誤解があったようですので、今ので大変理解いたしました。ありがとうございます。

学校給食について、保護者からの御意見で、給食費無償化はすごく喜ばしいということですが、直近の食材の高騰や、例えば、料理に使うサラダ油も1.5倍に値上がりするなど、高騰は皆さん理解しているところだと思います。そのことにより、給食の内容が減ったという御意見が多数ありました。また、給食費無償化により、食材や資材の部分が全体の予算を圧迫して、給食の内容が減ったなら、完全無償化するよりだったら、一部お金を出してもいいので、補助的なものにしたほうがよかったですのではないかという声も聞いております。このような誤解を解くために、今回、御質疑させていただきたいと思っております。

食材の価格上昇は、毎月のようにあると思いますが、学校給食の食材の入札等はどうに行われているのかお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 食材の入札等についての再質疑にお答えいたします。

学校給食の食材は、賞味期限や価格変動幅の違いがありますことから、契約期間を年単位、学期単位、月単位の3通りといたしまして、指名競争入札などにより調達しております。また、米飯・パン・牛乳などの取得等につきましては、規格・品質が確保でき、市内の小・中学校の給食に必要な量の米飯を安定して供給できる事業者が1社しかおりませんことから、随意契約により調達をしております。

契約期間ごとの食材につきまして、年単位で契約しております主な品目につきましては、価格変動がほとんどなく、年間での使用量が確定しております米飯・パン・麺などの主食等となっております。

次に、学期単位で契約しております主な品目につきましては、価格変動が小さいものや学期ごとの使用量を見込むことができる食塩等の調味料、リンゴジャム等の加工食品となっております。

次に、月単位で契約しております主な品目につきましては、天候の影響などにより、価格変動が大きい食品となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

ちょっと個別で聞いたかったんですけども、このサラダ油というのは、どの範囲に入るのか、今、もし分かれば教えていただきたいんですが。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 サラダ油についての再質疑にお答えいたしますが、ただいま、ちょっと手元に資料がありませんので、届き次第お答えいたします。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 すみません。最初にちょっと言ったので、そこだけちょっと気になって、その保護者の方が言うには、サラダ油が1.5倍になったそうなんです。なので、これは、今、言った品目によって入札時期を、タイミングをずらしているということだったんですけども、どこに当てはまるのかなと思っておりました。また、例えば、これが長期の学期ごとであれば、ちょっと事業者のほうも安い入札で終わってしまうときついのかなと思うので、できれば、これは短期のほうに入れていただければなということは要望させていただきたいと思います。

次に、給食の食材については、食材の価格が上昇する中で、栄養バランス・品質確保のため、どのような対策を講じているのかお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 再質疑にお答えする前に、先ほどございましたサラダ油でありますけれども、月単位になっております。

〔館山善也委員「月なんだ。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 はい。次に、給食材料の価格上昇対策についての再質疑にお答えいたします。

本市の学校給食は、国の基準を基に定めました青森市学校給食摂取基準に規定しております栄養価を満たすよう献立を作成し、給食を提供しております。

学校給食は、米飯等の主食とおかずやデザートなどの副食で構成されております。主食は、通年で契約しておりまして、昨年度に比較して小幅な増額でとどまっております。また、副食につきましては、例えば、生野菜の調達に難しい場合には、冷凍野菜を代用するなど、これまでも、栄養価が同じで価格上昇の影響の少ない食材を選択して、献立を作成するよう取り組んでおります。また、より低価格で調達できるように、食品規格・契約期間の見直しなども行っているところであります。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、青森市学校給食摂取基準を満たしたおいしい給食を提供できるよう、工夫しながら取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございました。

摂取基準というお言葉を頂きまして、一定の基準があるということが理解できました。

青森の生徒は、比較的、肥満率が高いということも聞いたことがありまして、塩分が影響しているんじゃないかということで、だし活を推奨しているんだということも聞いたことがあります。

摂取基準に関して、ある程度の期間で見直されていると思いますけれども、随時、その基準を持って、去年が良かったから今年もいいという判断ではなく、生徒の体格に合わせて、食育ができるように要望したいと思っております。

それで、最初の部分で質疑なんですけれども、給食の量が減ったという声があるんですけれども、実際のところはどうなんですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 給食の摂取量についての再質疑にお答えいたします。

学校給食は、成長期にもあります児童・生徒の心身の健全な発達のため、バランスの取れた食事を提供する必要がありまして、児童・生徒の発達段階に応じ、文部科学省が定めます学校給食摂取基準に基づく青森市学校給食摂取基準によりまして、栄養教諭、学校栄養職員が当該基準値を満たす栄養バランスの取れた献立を作成し、提供しております。学校給食は、米飯等の主食とおかず・デザートなどの副食で構成されておきまして、提供量につきましても、青森市学校給食摂取基準を満たす量を提供しております。

学校給食は、児童・生徒の学校における楽しみの一つでもありますことから、教育委員会では、今後におきましても、おいしい学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 分かりました。

この声が上がったのが、実際の保護者の方からのお声で、会派の中でも少し話をしたら、私も聞いたことがあるとか、そういう声がありました。

P T Aを通して、こういう誤解がないような形で伝えるのも教育委員会の役割かなと思いますので、今の声が実際あるということを受け止めていただいて、これに関してはこうなんだという、摂取基準の話もそうですし、入札の部分でも、理路整然に話ができるかと思っておりますので、このあたりは誤解がないようにしていくことが大切かなと。

それで、やはり家庭でその話が出ると、受け取っている子どもたちも、そんな感じがするなという形になりがちだと思いますので、このあたりは要望させていただき、また、児童・生徒に満足のいく給食を提供することを基本としていると思いますので、今後も続けていただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

除排雪事業について御質疑させていただきます。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費。

除排雪事業費が年々増加傾向にあると感じます。その要因をお示しいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員からの除排雪経費についての御質疑にお答えいたします。

除排雪経費につきましては、除排雪に使用する重機等について、直近の青森県の土木工事標準積算基準及び設計単価表によりまして、除排雪作業1時間当たりの単価を積算しまして、路線延長、使用重機、除排雪回数等に乗じて、除排雪作業の金額を積算しております。

除排雪経費の増加要因といたしましては、除排雪経費の積算に使用しております労務単価や燃料費の単価上昇が1つの要因であるほか、降積雪状況や気温など、複数の要因が影響しているものと考えております。

近年では、豪雪となった令和3年度の除排雪対策事業の決算額は約58億8713万円、一昨年の令和2年度につきましては約44億3485万4000円に達したところであり、いずれも非常に強い寒波に伴う断続的な降雪により降積雪量が増え、除排雪回数が増加したことにより、除排雪経費が増大したものと考えております。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

今、都市整備部理事がおっしゃった積算というのは、どれぐらい前から行っているんですか。答えられたら、お願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 再度の除排雪経費についての御質疑にお答えいたします。

除排雪経費の積算につきましては、相当前から――何年というわけではないんですけども、かなり前から、青森市の基本的な考え方としては、青森県の土木工事標準積算基準というものと設計単価表、これを組み合わせた形で積算しております。現状は、ここ数年はずっと、この対応をしているところです。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

積算が随分前から当然やっていたということで承知しました。

実際に、そのときのシーズンが終わったときの累積の降雪量だけでは計れないことは分かりますが、例えば、平成22年ですと、そのシーズンが終わった積雪量は6メートル39センチメートルで、経費は21億円で済んでいる。これは僕が当選したあたりの話なんですけど、それで令和3年度であれば、6メートルで約58億8000万円、約3倍まで膨れ上がっていると。当然、理屈があって、その部分であれば問題はな

と思うんですが、この労務費や燃料費の価格上昇について、除排雪事業者との契約金額に反映しているものなのかお尋ねしてもよろしいですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 労務費等、価格上昇分の契約金額への反映ということについての御質疑にお答えいたします。

除排雪経費につきましては、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとし、過去の実績から、その工区・路線におけます除排雪回数、使用重機等を設定し、直近の青森県の土木工事標準積算基準及び設計単価表により、積算した単価に路線延長、使用重機、除排雪回数等を乗じて、除排雪作業の金額を積算しているものであります。

除排雪経費の積算に使用しております労務費や燃料費等につきましては、今、御説明しましたとおり、直近の単価、こちらを用いまして、除排雪事業者との契約金額にも反映されているものであります。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

この労務費が上がるのはしょうがないかなと思っております。燃料費も、やはりここを抑えては仕事にならないというのも分かりますし、動いた分だけのものは必要だということだと思います。

あと、もう1点、ちょっと要望も含めてなんですけど、例えば、豪雪対策本部が設置された際には、物すごく事業者の方々の仕事量が増えるということが予想されます。近年では、もう毎年のように、これは設置されておりますし、また、稼働する期間というの、すごく短時間に要求されるということがあります。私は、除排雪事業者には、こういうときには契約金額を見直して、増額するような形が必要かなと思いますけど、本市のお考えをお尋ねいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 豪雪対策本部設置時におけます契約金額の増額等についての御質疑にお答えいたします。

現実的なところを申し上げますと、青森市の場合、豪雪対策本部、これを設置した際には、当然として、ほとんど500センチメートルの基準を上回る形で、累計降雪量というのがカウントされているというふうな状況でありまして、基本的には、青森市としては、500センチメートルを超えた分、その分については増額するというふうな考え方で対応していきたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

本市には、非常に力のある国会議員がおりますので、そのあたりは、国に対しても災害だということのアピールは物すごく強くするべきだと思っておりますし、まあ、されていると思いますが、そのあたりは様子見じゃなくて、どんどん積極的に

お願いしたいなと思います。

しかし、昨年度も60億円程度までいって、今回も55億円程度になるという形の前算ですが、今後も、この50億円規模の除排雪費になっていくのか、本市の見込み、予想をお尋ねいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 今後の予算規模についての御質疑にお答えいたします。

本市としましては、先ほど、館山委員のほうからも御紹介がありましたとおり、その年々で、大分、決算額が異なるような状況であります。例えばですけれども、最近で言いますと、令和元年度、こちらが降雪量自体も264センチメートルということで、結果的に決算額自体は、除排雪経費の前算としては18億円程度というふうなことで、やはり累計降雪量のみならず、雪の降り方、除排雪の回数によって、18億円程度から、昨今であれば58億円程度と大幅に予算額自体・決算額自体も大分幅があるような状況となっております。

こういったことから、本市としましては、いわゆる著しい降雪等がある場合は、債務負担行為を設定させていただいて、当初前算を超えた場合においても市民生活に影響がないようにというふうな対応を取らせていただいておりますので、当面は、やはり、なかなか50億円というお金は結構大きな金額でありますので、あくまでも5か年程度の平均的な前算を当初前算にさせていただきまして、先ほどからお話させていただいたとおり、債務負担行為で、場合によってはそれを超える場合もきちんと対応していきたいというふうな前算編成をしていければと考えております。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 全くそのとおりで、予想もつかないというのは、当然、理解いたします。

当然、事業者としては、雇用主の青森市が適切に判断して対応していくということは、これはもちろんなんですけど、この前算額が毎年続くようだと、やはり、これは、厳しいのは現実だと思っております。

対策として、一部、これは可能なのかどうかは別なんですけど、例えば、もう少し県と連携して、県と市のすみ分けではなく、多少なりとも入り込んだ形にすることによって、オペレーターも違ったり、また、労務単価も違ってくると思いますので、こういった連携をより密にすることが1つの、もう少しきめ細かい除排雪につながるのかなと思いますので、このあたりを要望して、この項も終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、選挙に関わる経費で御質疑させていただきます。2款総務費4項選挙費3目市長選挙費に関連して御質疑させていただきます。

社会的に資材や人件費等々が高騰しております。私たちの青森市議会議員選挙に

おける選挙運動ポスターの作成に関わる公費負担について、現在の単価にいつなったのか、また、国、県、他市との比較をして、どのような状況にあるのかお示しく下さい。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員からのポスター作成に係る公費負担の単価についての御質疑にお答えいたします。

本市では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担につきましては、平成4年の公職選挙法改正により、市議会議員及び長の選挙における公営が可能となったことに伴い、合併前の旧青森市において、平成5年3月に青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を制定し、公費負担の限度額を定めております。国では、その後も数度にわたって限度額を定めた政令の改正を行い、その引上げを行ってききましたが、本市では、県内他市の状況に鑑み、これまで改正を行っていないところであります。このことから、現在の本市の状況は、国・県と比較すると限度額は低い状況となっております。

選挙運動用ポスターの作成の公営に係るポスター1枚当たりの限度額は、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に応じて算出されるよう、計算式が定められており、参考までに、県内他市との比較については、本市と同じポスター掲示場の数が500か所を超える八戸市と比較しますと、限度額は本市の方が高い状況であります。

今後は、次回の任期満了による市議会議員一般選挙に向け、県内他市、類似団体等、調査範囲を広げ、その状況を比較・研究してまいります。

○小豆畑緑委員長 館山委員。

○館山善也委員 平成5年から、そのままの金額で来ているということで、30年ぐらいいもなるんですかね。やはり、随分そのままだったなという形があります。

確かに、うちの青森市議会だと511か所、今、これから行われる県議会議員だと800か所など、枚数の差がありますけれども、ポスターもすごくよくなっています、単価も上がっている、資材も上がっているということで、今までは、事業者のほうも何も言わなかったのは、ある程度、潤っていたんじゃないかなと——これは予想なんですけれども——思いますし、ただ、今回に限っては非常に厳しかったという声が聞こえております。

できれば、選挙に立つ者としては、お金のかからない選挙ということで、公費負担を望むところなんです、適正な部分を算出していただいて、次の青森市議会議員選挙までには、これは条例改正になると思いますので、そのあたりを、ぜひ検討することを要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自

民クラブ柿崎孝治です。

初めに、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費、旧西田沢小学校について質疑いたします。

西田沢小学校は2019年——令和元年10月27日に体育館で閉校記念式典を挙行。2020年——令和2年3月20日に最後の卒業式を挙行。3月31日、この日をもって閉校となっています。

当時、西田沢小学校の生徒は進級時、油川中学校と奥内中学校に分かれて入学。私は油川中学校卒業ですが、当時の西田沢小学校を卒業し、油川中学校に入学・卒業した20名ほどの同窓生がおります。

閉校された旧西田沢小学校の体育館、いわゆる屋内運動場が平成28年に新築され、立派な建物が現存されています。

そこで質疑です。旧西田沢小学校の屋内運動場の利活用についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 柿崎委員の旧西田沢小学校の屋内運動場についての御質疑にお答えいたします。

旧西田沢小学校の屋内運動場につきましては、平成23年度に行いました耐震診断により、耐震性なしと判定されましたことから、国の公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、改築工事を行い、柿崎委員御紹介のとおり、平成28年に完成したものの、通学区域再編に伴いまして、西田沢小学校は北小学校と統合し、令和2年3月で廃校となったものであります。

旧西田沢小学校の屋内運動場の利活用に当たりましては、国の補助金等を活用して改築いたしましたことから、災害発生時の一時的な避難や、その訓練のための使用を除きまして、一定期間内に学校教育以外の目的で使用した場合には、原則、補助金の返還が生じることとなります。

このことから、同校の屋内運動場につきましては、現時点では他の廃校施設のような利活用はできないものの、災害発生時における地域の一時避難場所としてのみ活用しているところであります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。そうすれば、災害の際はよろしく願いいたします。

要望を述べさせていただきます。1985年に奥内中学校と後潟中学校が統合し、青森市立北中学校が開校いたしました。開校して約40年になりますので、校内設備等、経年劣化が見られます。昨年、北中学校の防火扉に関して、不具合があったと聞いております。その不具合について、教育委員会において、本年度2月に修繕工事を実施していただき、ありがとうございました。今後も各小学校から修繕に関する要望が寄せられると思いますので、よろしく願いいたします。また、北中学校の体

育館では雨漏りが発生しているとも聞いておりますので、そちらのほうも早期に解消していただきたく要望いたします。

この項について終わります。御答弁ありがとうございました。

続いて、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関して青森駅自由通路のギャラリーについてお尋ねいたします。

私は月に四、五回JR津軽線を利用しています。時間があるときは、新しくなった青森駅自由通路を歩きながら周辺の景色を見たり、西口広場の工事の完成具合を見ています。そして、その折り返し、新町方向に向かう際、リンゴ箱をモチーフにした駅前アートギャラリーも楽しく見学しております。個人や団体の皆さんが一生懸命製作された作品を市民の皆さんに見ていただける貴重な場所でもあると考えます。

そこで質疑です。青森駅自由通路の壁面の展示場——駅前アートギャラリーの利用状況についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 柿崎委員の青森駅自由通路のギャラリーの利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和3年3月27日に供用開始しました青森駅自由通路について、完成した自由通路に愛着を持って活用していただくため、市民の皆様からの御意見等を踏まえ、壁面への展示空間を整備することとし、利用方法の具体について、青森商工会議所、青森青年会議所等から御意見を伺いながら検討してきました。

検討の結果、自由通路壁面の展示スペースである駅前アートギャラリーについて、東口側は来青者への本市や駅周辺の魅力を発信する公共的な展示空間、中央部は市民の皆様等の文化活動の展示空間、西口側は市民への本市の施策・事業等を紹介する公共的な空間として活用することとし、令和3年6月から貸出しを開始しました。

駅前アートギャラリーの利用状況についてですが、貸出し開始から現時点まで、鉄道模型、木工品及び折り紙の展示など、延べ23組の市民または団体に御利用いただいております。現在は全てのエリアが貸出中となっております。

○小豆畑緑委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

私の住む油川地区に青森県立第一養護学校があります。そちらのほうでも、昨年、10月から12月まで長期にわたって利用させていただいたということで、そちらのほうの商品も欲しいという声も届いているそうです。大変喜んでいました。また活用していきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから本年3月22日に青森駅西口広場が供用開始になれば、自由通路を利用する方が増えると思ひます。駅前アートギャラリーも利用者が増えることも考えられます。また、利用者、見学者の状況などを観察、改善し、駅前アートギャラリーの知名度を高めさせていただくことを要望いたします。

この項について終わります。

質疑については以上となりますが、以下2点について要望いたします。

まず、浪岡体育館の老朽化についてです。浪岡といえば油川と中世の頃からつながりがありまして、北畠家、それから油川を治めていた奥瀬家の関係もあり、油川のほうに浪岡から嫁いで来る方がたくさんいらっしゃいます。明治の頃まではJR津軽新城駅の辺りから左折して、油川に向かう羽州街道しかありませんでした。今、通っている、津軽新城駅からまっすぐ古川に向かう道路はありませんでしたので、必ず油川を通らないといけないという事情もありまして、そういうつながりもあって浪岡と油川はずっと深い関係があります。

浪岡の皆さんの声がちょっと入ってきましたので、要望ということで、体育館の老朽化についてです。

浪岡の皆さんは、浪岡町の時代から、浪岡体育館別館のことを武道館と呼んでいるそうです。この浪岡体育館の完成は昭和49年、西暦では1974年8月に完成した建物です。築50余年になる建物でかなり古くなって、使い勝手が悪くなったという多くの意見があります。そして、地域の皆さんから建て替えの要望の声もあります。特に、利用している若い世代の方々からあることをお伝えします。

そこで、通称武道館——浪岡体育館別館の建て替えの要望をいたします。こちらは要望ですので、御検討のほう、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1点、最後に、アウガ駅前庁舎駐車場側のエレベーターについてです。これは総務部長に対する要望になります。

駅前庁舎では、これまで来庁者の方々が利用しやすい庁舎となるように、平成30年1月4日の全面供用開始の際はもとより、全面供用開始後も、様々な課題をクリアしながら、今日に至っていると担当の方から伺いました。

全面供用開始に当たっては、窓口等を分かりやすく案内するため、案内図等の案内サインの整備、オストメイト対応便器やユニバーサルシートを備えつけた多目的トイレの新設、子ども専用のトイレブースなどの新設、全面供用開始後も、来庁者の御意見等を参考にスムーズな案内誘導のためのサインの整備など、より利用しやすい庁舎となるように改善も努めたと聞いております。

しかしながら、駅前庁舎は、市民の皆様が多く訪れる窓口部門が集約されているため、高齢者、足腰の弱い方、子ども世代、障害者など、様々な利用者がいます。私のところには、そういった方々から、駅前庁舎の駐車場側のエレベーターについて、1台しかなく、なかなかエレベーターが来ない。来ても満員で乗れない場合もあり、待ち時間が長く、立って待っているのが大変だという声が多く寄せられております。

そこで、多くの市民が訪れる駅前庁舎が、多様な利用者に考慮した、より利用しやすい庁舎になるように、駐車場側エレベーター前に、お客様の待ち時間、お体への負担を軽減するため、椅子等の設置をしっかりと検討するように切望したいと思

います。よろしくお願いいたします。

以上です。これで質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分からといたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に福祉館について質疑します。

市内の福祉館で、プロジェクターなどを使うために部屋を暗くすることが可能となるカーテン等を設置している福祉館の箇所数、それから、設置していない福祉館には設置する考えはないかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 村川委員からの福祉館についての御質疑にお答えいたします。

現在改築中の片岡福祉館と滝内福祉館を含めまして、市内には現在11か所の福祉館があります。そのうち、遮光カーテン等があつて、部屋を暗くしてプロジェクター等の利用が可能な福祉館は、ほろがけ福祉館、幸畑福祉館、桜川福祉館、篠田福祉館に加えまして、現在改築中の片岡福祉館と今後予定してます滝内福祉館にも、遮光性のカーテン設置を予定しておりますので、それを加えますと、全部で6か所になります。遮光のカーテン等がない福祉館につきましては、今すぐ福祉館にカーテン等の設置というのはちょっと難しいんですが、必要な場合には、事前に申し出ていただければ、暗幕等を貸出しするなどの準備によって対応して環境整備に努めることを検討してまいります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 事前に申出があれば、暗幕等を貸出しする対応を検討していくということなので、ぜひそのことを市民の皆さんにきちんと周知して、これからこういうふうにする、やりたいと思います、もしやることになったら、ぜひ周知をしっかりとお願いしていただきたいし、私がよく利用する久須志福祉館は、2階が障子窓になってるので、暗幕がなくて利用者さんから部屋を暗くする、遮光カーテンとかをつけてほしいという要望が寄せられています。

ぜひ今後、暗幕を貸し出すのもいいんですけれども、ぜひ設置に向けても検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、道路について質疑します。

冬期間の道路について、マンホールの部分の段差により、交通に支障が生じている箇所が多数見られます。

冬期間の除排雪はどのように実施しているのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 村川委員からの除排雪の実施についての御質疑にお答えいたします。

積雪期におけます、道路にある下水道等のマンホール部分に段差が発生する原因といたしましては、下水道の熱や地下熱によってマンホール上の雪が解けることにより、周囲の路面と段差が生じることがあります。

除排雪作業の際には、道路上の圧雪を剥ぎ取り、下水道等のマンホール部分と周囲の路面との段差を解消するよう、丁寧な除排雪を心がけておりますが、断続的な降雪と低温により圧雪状態が続いた場合において、マンホール部分で段差が生じます。

本市では、マンホール部分で生じる段差のみならず、交通に支障が生じないように道路状況を把握するために、市内を7地区に分けてパトロールを実施しており、道路の圧雪や幅員の状況、また、気象情報に基づき、除排雪指令の要否を判断し、指令を出しております。また、除排雪作業実施後におきましても、各地区の担当パトロールが、道路の路面状況等を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて担当事業者へ作業のやり直し等の指示を行っております。

今後につきましても、冬期の道路交通の確保と、都市機能の維持及び市民生活の安定確保に向け、降積雪状況に対応した効果的・効率的な除排雪作業を実施するとともに、冬期特有のマンホール部分と周囲の路面との段差については、道路交通の安全確保の観点から、圧雪状態を解消し、段差が生じないように努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 なんぼ業者がそうやって努力しても、すぐ次の日に雪が降っちゃえば、そういう段差がどうしてもできてしまうっていう状況はあると思うんですね。

そこで、山形市なんですけれども、山形市は雪道のマンホール部分のくぼみ解消のために、熱を伝えやすい鉄製のマンホールの下に、民間事業者が販売している発泡ポリエチレン製の中蓋を設置して、冬期間の段差の解消を図っています。

2012年に本格的な調査・検討を開始し、日当たりが悪いところ、それから道幅が狭い市道上のマンホールに設置することを決め、3か年かけて、約7000か所、総事業費約1億5400万円で実施しました。

青森市もこうした段差による車の損傷を防ぐとともに、市民生活の安全確保のため

めにも、マンホールの熱による段差を解消するために、発泡ポリエチレン製の中蓋を設置する考えはないでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 マンホール内への断熱蓋の設置についての御質疑にお答えいたします。

マンホールは、下水道管に何らかの異常があった場合、管渠内部の調査や清掃等を行うためのものであり、下水道施設の維持管理上必要なものとなっております。令和3年度末現在のマンホールの設置箇所数は、約3万か所あります。管路施設を流れる汚水は、冬期間は10度前後の温度を保ち流れていることから、その熱がマンホールの鉄蓋に伝わることにより、マンホール上の雪が消え、熱の伝わらない周りとの段差が発生するものであります。

通行の支障となるような段差については、除排雪作業により解消されますが、村川委員御提案のマンホール内部への断熱蓋の設置につきましても、段差解消という点においては有効であることを過去の検証——過去に、平成28年度、平成29年度に試験的に設置して、その有効性は確認、把握しております。

しかしながら、断熱蓋の設置には、多額の費用を要することやマンホールの存在を圧雪が覆い隠すことにより、下水道管の詰まり等、突発的な異常発生時においては、マンホールの位置特定に時間を要し、迅速な対応が困難になることが懸念されます。

このことから、市といたしましては、断熱蓋の設置には慎重にならざるを得ないと考えるところであり、段差に関する市民からの通報があった場合や巡回パトロールにより、段差を発見した際には、道路管理者へ情報を提供してまいります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 詰まりがあった時にマンホールが探せなくなるみたいな話だったんですけれども、すぐ取れるような仕組みになっていて、全然そういうふうなやつではないです。発泡ポリエチレン製の蓋っていうのは、鉄のその下にカパってはめるやつなので、そんなに迅速に、何だかんだやって取れないっていうやつではないと私は認識してました——答弁いらない。

ぜひ、本当に有効性は確認してもらっているというのも分かったので、これからも検討をしていただいて、そういう段差による車の損傷もよく見られるので、試験的に、例えば何箇所かとか、ちょっとずつやって——山形市は3か年でちょっとずつやっていったんですけれども、特にひどいところとか、そういうのとか試験的にやっていけばいいんじゃないかなと思うので、これは要望しておきたいと思います。

あとは道路について要望なんですけど、雪が解けて、道路の穴が各地で目立つようになってきたので、これもぜひパトロールして、車が壊れないようにすぐ穴を塞いでほしいと思います。

あとは各地域で傾いたロードミラーが散見されます。除雪車で壊して、多分業者

が直すのを待っているんだらうけれども、やっぱり傾いたロードミラーは何の役にも立たないし、それによって事故になる可能性もあるので、やっぱり速やかに直すように――業者にやらせるのを、市で最初にやっちゃってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、早く傾いたロードミラーをすぐ直すという対応はお願いしたいと思います。これで道路は終わります。

防災についてです。

県では、県営住宅の団地34か所のうち、そのうち半数、17か所が土砂崩れや洪水、津波のいずれかの災害リスクがある地域に立地しているということを明らかにしています。

青森市内にある県営の平和台団地、この3棟については、土砂災害警戒区域にあるとして、現在、入居者の移転を進めています。

そこでまず、市内の市営住宅において、土砂崩れや洪水、津波などの災害リスクのある市営住宅数を示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 村川委員の市営住宅についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅は、青森地区に22団地116棟、浪岡地区に6団地29棟の計28団地145棟あります。このうち、令和4年3月に改定しました青森市津波ハザードマップ及び令和3年3月に改定しました青森市洪水ハザードマップによりますと、津波や洪水のいずれかで浸水するリスクがある市営住宅は、青森地区に15団地37棟、浪岡地区に5団地26棟の計20団地63棟あります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県においては、現在、五所川原市と八戸市で県営住宅の上層階の空き部屋を避難場所として活用することを地元自治体や団地自治会と協議を始めています。青森市でも今後、協議が行われることになると思うんですけれども、県から依頼があった際の市の対応をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 県営住宅を避難場所として活用することについての再度の御質疑にお答えいたします。

指定緊急避難場所につきましては、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所であり、災害対策基本法による指定基準として、発災時に住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保するために確実に開放されることや、立地、構造に関する条件が定められております。

現時点では、まだ県から何ら相談もなく、報道による部分しか情報がないことから、具体的な内容がまだ分からないということもありますので、本市の対応についてはお示しできる状況にはないものというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、五所川原市と八戸市で進められていて、青森市も、先ほど都市整備部長が答弁したように、洪水、津波の災害リスクのある市営住宅は15団地もあるということもあるので、青森市営住宅はそうなんですけれども、県営住宅の相談があった際は、ぜひ速やかに対応して協議を進めていただきたいと思います。

通常であれば、危険があれば、その場から逃げるとというのが適切な避難の方法なんですけれども、今回の場合はどうしてもその場所から動けず、やむを得ず避難する場合、緊急安全確保の立場で団地の垂直避難をすることを想定されています。そのために県では、今、そういう準備段階として、各自治体と、それから団地の自治会と協定書を結んでいくという作業を行っている状況です。

それでは、青森市営住宅は今後どうするんですかということになるんですけれども、県営住宅として、野木和や小柳、桜川、ベイサイド柳川は、これから垂直避難の協定書を結んでいく作業が行われることになると思うんですけれども、隣にある青森市営住宅が、そういう緊急安全確保の準備が行われていないということになれば、市民の安全は守られることはできません。

青森市としても、市営住宅の自治会と話し合いを進め、上層階の空き部屋を避難場所として、垂直避難できるように活用する考えはないでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市営住宅の避難場所としての活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年5月に内閣府が改定しました、避難情報に関するガイドラインでは、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が基本とされておりまして、洪水につきましては、浸水しない上階への移動や高層階にとどまることなどにより、身の安全を確保する屋内安全確保も可能とされていますが、災害が発生・切迫し立ち退き避難を安全にできない可能性がある場合には、相対的に安全である場所に直ちに移動等を行う緊急安全確保を取ることとされています。

当該ガイドラインを踏まえまして、村川委員からも御紹介がありました県では、津波の襲来や洪水の発生・切迫により、立ち退き避難が困難と考えられる場合の屋内安全確保や緊急安全確保のための場所として、県営住宅の上層階の空き住戸を活用することについて検討を行っているものと聞き及んでおります。

今後、津波及び洪水浸水想定区域に立地する市営住宅の避難場所としての活用につきましては、このような県の取組に係る情報収集にまず努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 よろしく申し上げます。市営住宅について話を進めたいと思います。

先ほどの緊急安全確保対策とも関連することにはなるんですけれども、まず青森市公営住宅等長寿命化計画がありますけれども、市のホームページに掲載されていないのはなぜでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 青森市公営住宅等長寿命化計画についての御質疑にお答えいたします。

本計画は、公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進するため、国土交通省により定められた公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、令和3年3月に策定したものでありまして、本市の最上位計画である青森市総合計画前期基本計画及び各種計画と連携を図りながら取組を進めるものであります。

市営住宅を含む本市の公共建築物につきましては、平成28年2月に策定しました青森市ファシリティマネジメント推進基本方針において、人口減少や厳しい財政環境を勘案すると、既存の公共施設等の総量や機能を現状のまま維持し続けることは非常に厳しい状況になっていることから、必要な行政サービス水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制や長寿命化の推進等を図ることとしておりまして、本計画において、当該基本方針との整合性を図りながら策定しました。本計画では、安全で快適な住宅を長期間にわたって確保し、既存住宅の適切なマネジメントを行うため、市営住宅の長寿命化に資する予防保全的な維持管理や、計画修繕の実施及び経費縮減と事業量の平準化を目指すこととしております。

このように、本計画は市営住宅に特化した個別施設計画でありまして、受益者が入居者に限定されているところもありますので、入居者に不安を与えることがないよう、ホームページによる公表方法ではなくて、入居者個人に対して個別に丁寧に説明することとしております。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 個別施設計画なので載せないっていう理由は通用しません。

県内10市の中でも、載せてないのは青森市ぐらいのもので、ほとんどの市町村はこの公営住宅長寿命化計画を載せてるんです。そういう個別施設計画だから載せませんっていう理屈は通用しません。ぜひホームページへの掲載を求めておきたいと思います。

青森県も、青森県公営住宅等長寿命化計画っていうのをホームページに載せてて、本当の個別の具体のやつは載せないんですけども、それ以外の計画はしっかり載ってるんです。なので、もし個別の具体の話になって不安を与えるっていうんだったらそこだけ抜いて、しっかりホームページに載せて市民にも公表する、議員にもすぐ見れるようにするという情報の公開を進めていただきたいと思います。

それでは、市営住宅の現在の空き戸数と、それから修繕未実施数を示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市営住宅の空き戸数等についての再質疑にお答えいたします。

市営住宅の空き戸数は、令和5年2月28日現在で、青森地区では474戸、浪岡地区では42戸、計516戸となっております。このうち、修繕されていない戸数は、青森地区では442戸、浪岡地区では21戸、計463戸となっております。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 空き戸数が516戸で、そのうち修繕してないのは463戸もあるという答弁でした。

それでは、ぜひお伺いしたいんですけども、市営住宅の一番の基本となる法が、公営住宅法というのがありますよね。

そこには、公営住宅に位置づける修繕について、公営住宅法ではどのように位置づけられてるのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

公営住宅法の位置づけについて、手元に資料がございませんが、修繕するべき所は入居者の希望に応えられるように、直ちに修繕をすべきということで認識をしております。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 都市整備部長に答弁してほしかったので、あえて聞いたんですけども、公営住宅法第21条、「事業主体は公営住宅の家屋、壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りでない」

修繕する必要があるときは遅滞なく修繕しなければならない。公営住宅法には、このように位置づけられているんですけども、青森市は、この公営住宅法にのっかって、どういう対応をしているのでしょうか。答弁をお願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

必要な修繕につきましては、退去者による修繕が済みましたら、市としましても、入居する方の需要に適切に対応できるように、こちらとしても対応しているところでございます。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 空き戸数が516戸あって、463戸も修繕してないんですよ。遅滞なく修繕しなければならないって書いているのに、公営住宅法に定められているのに、やられていない。

しかし、今、都市整備部長は適切に対応していると答弁していましたが、適切に対応されているのでしょうか、この実態が。とても対応されているとは言えない実態だと思います。

それで、長寿命化計画について質疑を進めたいと思うんですけども、国土交通省が示す、先ほど都市整備部長も言った公営住宅等長寿命化計画策定指針によると、体系的なイメージで言うと、国の公営住宅等長寿命化計画があって、市町村の公営住宅等長寿命化計画があって、それと並行して、公共施設等総合管理計画があることになっています。

そして、この国の公営住宅等長寿命化計画策定指針によれば、公営住宅整備事業等補助要領において、公営住宅整備事業及び準公営住宅整備事業は公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであることと規定されています。補助金、交付金の種別によらず、公営住宅等長寿命化計画は、当該事業に対する補助の前提となる計画であると定められています。そして、その各自治体の長寿命化計画の記載事項として、目的や計画期間など、様々定められているんですけども、その中には、計画修繕の実施方針、長寿命化のための事業実施予定一覧、ライフサイクルコストとその縮減効果の算出などというふうに、国の公営住宅等長寿命化計画策定指針で定められています。特に、計画修繕の実施方針の中には、このように書かれています。公営住宅を長期にわたって良好に維持管理していくために、将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・必要となる費用等についてあらかじめ想定し、長期計画として定めておくことが望ましい。というふうに、国の策定指針に書かれているわけなんですけれども、ここまでの国の策定指針に照らして、市の公営住宅等長寿命化計画は、どうなっているという認識をお持ちでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

国に定められております、公営住宅法、指針及びその他の指針に基づき、当市の青森市公営住宅等長寿命化計画におきましても、長寿命化に関する基本方針であったり、公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定、事業方法の選定による各種維持管理、必要な対応、事業の実施方針、長寿命化のための事業実施予定一覧及びライフサイクルコストとその縮減効果の算出につきましても、本市の公営住宅等長寿命化計画のほうで位置づけておりまして、国の法律や指針に基づいて青森市でも位置づけているという認識であります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国では、長期の修繕計画を策定しなさいよと書かれているんですけども、青森市の公営住宅等長寿命化計画を見ると、長期の修繕計画が見受けられないんですけども、どこに書かれてるんでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定というところでありまして、維持管理、長寿命化型等の改善ということで、特定の市営住宅のほうを位置づけておりまして、それに関する計画的な維持修繕について位置づけているところでありま

す。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何ページですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 少々お待ちください。

〔村川みどり委員「実施予定一覧のことか」と呼ぶ〕

〔「時間止めて」と呼ぶ者あり〕

○清水明彦都市整備部長 再質疑にお答えします。

49ページにあります長寿命化のための事業実施予定一覧という中で、修繕改善の実施予定一覧ということで、別添にて位置づけているところであります。

○小豆畑緑委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この実施予定一覧は10年の修繕計画しか書いてないんです。国は、長期の修繕計画を立てなさいよ、それは大体30年の、長期のスパンで修繕計画を立てなさいよと書いているんです。でも、青森市の修繕予定一覧は10年までしか修繕予定を書いてないんです。公営住宅等の国の指針によれば、長期の修繕計画を未策定の事業主体においては、記載する修繕周期表を参考に長期の修繕計画を策定するよう努めることとする——努力義務なんですけれども、努めることとするというふうに定められてます。

県の県営住宅等長寿命化計画を見ると、非常にざっくりなんですけれども、19ページに長期の修繕計画が示されてます。

青森市は、短期の10年しか示されていないという現状があります。ぜひ、この、公営住宅等長寿命計画の中に、長期の修繕計画を盛り込んで、長期的な計画でしっかりとした修繕計画を立てていただきたいと思います。

そして、市のホームページにきちんと掲載する。市民が見れるようにする、そして議員も見れるようにする。公営住宅等長寿命化計画を直ちに公開することを求め、それから、長寿命化、長期の修繕計画をしっかり盛り込んでいくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝であります。

議案別冊4ページ・5ページ、議案第1号令和5年度青森市一般会計予算の歳入1款市税全項目について、14款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金に関連して児童保育負担金、15款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料に関連して霊園使用料、7目土木使用料に関連して市営住宅使用料、18款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、22款諸収入4項貸付金元利収入1目貸付金元利収入、5項雑入6目給食事業収入、次は18ページ、議案第3号青森市国民健康保険事業特別会計予算の歳入1款国民健康保険税、同じく32ページ、議案第6号青森市介護保

険事業特別会計予算の歳入1款保険料、同じく36ページ、議案第7号青森市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算の歳入3款諸収入、同じく40ページ、議案第8号青森市後期高齢者医療特別会計予算の歳入1款後期高齢者医療保険料、同じく48ページ、議案第10号青森市病院事業会計予算の歳入1款市民病院事業収益、同じく2款浪岡病院事業収益に関連して医業未収金について、同じく53ページ、議案第11号青森市水道事業会計予算の歳入1款水道事業収益について、同じく61ページ、議案第13号青森市下水道事業会計予算の歳入1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料について、2項営業外収益に関連して受益者負担金及び分担金、これらについて質疑させていただきます。

収納対策についてお伺いをします。本市における収納対策本部での取組と、これまでの成果についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 奈良委員からの収納対策本部での取組と、これまでの成果についての御質疑にお答えいたします。

本市では、適正な債権管理を推進し、市税等の収納率向上と収入未済額の縮減を図るため、旧浪岡町との合併以前の平成14年度に旧青森市において、助役を本部長とする青森市収納対策本部を設置し、平成15年度には、滞納整理支援システムを導入して市税等の徴収業務の効率化を図ってまいりました。

現在では、副市長を本部長とし、市税、国民健康保険税等並びに公営企業会計における医業未収金、水道料金及び下水道使用料などの15の歳入項目を中心に、毎年度、債権の管理状況を検証して、その進行管理を行っているところでございます。

収納対策本部では、収納対策の柱として、適正な債権管理の推進、催告の強化、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底、PRの推進及び納付相談の充実、青森県等との連携及び外部委託の推進に取り組んできたところであります。

その主な内容は、1つに、適正な債権管理の推進として、青森市の債権の管理に関する条例の制定と青森市債権管理マニュアルの策定、各部局における債権管理事務スキームの整備、2つに、催告の強化として、新規未納者に対して電話による納付勧奨を行う青森市納付お知らせセンターの設置、ショートメッセージサービスによる納付勧奨、3つに、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限として、財産の差押え、交付要求、法的手続等の強化、また、善良な負担者との公平性を確保するため、市税の滞納者に対する行政サービスの制限、4つに、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底として、コンビニ収納やスマートフォンを活用したインターネットバンキング、クレジットカード、電子マネー納付の実施、特別徴収対象事業所への周知及び指導監督、5つに、PRの推進及び納付相談の充実として、夜間及び休日等における納付相談の強化、「広報あおもり」や青森市広報番組「A o m o L I V E」を活用しての納付方法等の周知、6つに、青森県等との連携及び外部委託の推進とし

て、青森県市町村税滞納整理機構への加入、回収困難となっている未納金について、債権回収会社及び弁護士法人への収納業務の委託などを行ってきたところでございます。

こうした対策に全庁を挙げて取り組んできた結果、収納対策本部が進行管理を行う15歳入項目全体の収納率は、令和3年度決算において、新市発足以降、最も低かった平成27年度の87.17%に比べ、5.09ポイント上回る92.26%となり、収入未済額は、同じく新市発足以降最も多かった平成27年度の約79億8000万円から約34億8000万円縮減の約45億円となったところでございます。

このことは、様々な場面で奈良委員から御指導、御提言を頂きましたこと、また、各債権所管部局が、収納対策を着実に推進してきたことにより、法令を遵守し、適正な債権管理を行うという意識が全庁に浸透した結果と受けとめております。

歳入確保は市の行財政運営の根幹に関わる重要な課題でありますことから、収納率の向上を図り、収入未済額を着実に縮減していくため、今後も各債権所管部局と連携を密にし、一層の収納対策に取り組むとともに、適正な債権管理の推進に努めてまいります。

失礼しました。先ほど新市発足以降、最も多かった年を27年度と申し上げましたがけれども、23年度の間違いですので謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございました。

特に小野寺市長になってから、各課における債権管理とか収納対策は目を見張るものがあつたと思っています。

収納対策本部長はじめ、担当者、とりわけ川村税務部長には長きにわたり、収納対策に取り組んでこられたと認識しております。税務部長はじめ、担当職員の皆さんに感謝の意と敬意を表して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時50分休憩

午後0時50分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。冒頭、一言述べさせていただきます。

公明党は、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表いたしました。同プランで掲げた出産・子育て支援の充実など一部施策が、早速、国の2023年度予算案や同じく2022年度第2次補正予算に盛り込まれ、子育て支援策の拡充が進められております。

2022年の出生数は過去最小だった2021年の約81万人からさらに落ち込み、80万人を割り込む見通しで、少子化対策は喫緊の課題であります。また、公明党が推進してまいりましたこども政策の司令塔となるこども家庭庁もいよいよ発足されます。

これからも国と地方のネットワークの力を生かし、この子育て支援が円滑に実施されるよう、一丸で取り組んでまいる決意であります。

では、質疑に入ります。

国民健康保険事業特別会計について、第2款保険給付費第4項出産育児諸費第1目出産育児一時金についてであります。

出生数は減少傾向にありながらも、最近、待望のお子さんが誕生した2組の御夫婦と話をする機会がありました。いずれの方も話されていたのが、子どもを産み育てることの大変さを実感している、これまでの暮らしから昨年結婚を経て夫婦生活になり、何かと費用がかかる中、出産に関わる援助策が欲しいとのお声でありました。

そこで、出産育児一時金についてお聞きいたします。本市の国民健康保険被保険者に対する令和3年度及び令和4年度における出産育児一時金等の給付実績をお示しくください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 工藤夕介委員からの令和3年度及び令和4年度における出産育児一時金等の給付実績についての御質疑にお答えいたします。

出産育児一時金制度は、健康保険法に基づく保険給付として、国民健康保険の被保険者のみならず、被用者保険に加入している方であっても、出産に要する経済的負担の軽減を目的として、妊娠12週を超える分娩の際に、一定の金額を給付する制度であります。

本市の国民健康保険の被保険者に対しては、現在、出産育児一時金としての40万8000円に加え、在胎週数22週以上で、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺となった小児及び御家族の経済的負担を軽減することを目的とする産科医療補償制度の掛金1万2000円を加算し、合計で42万円を給付しております。

出産にかかる費用は年々増加しており、令和3年度における室料差額等を除く正常分娩に係る平均費用は、全国で47万3315円、青森県で40万7035円、本市の国民健康保険被保険者では39万9369円となっております。

こうした状況の中、令和4年12月15日に開催された国の社会保障審議会医療保険

部会において、出産育児一時金額は、令和4年度の全施設の出産費用の推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げるべきという方針が決定されたところでありませぬ。

このことを踏まえ、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の支給額が、現行の40万8000円から8万円を引上げ、48万8000円とされたところでありませぬ。

これを受け、本市においては、青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び加算額を含めた出産育児一時金等の支給金額を50万円とする予算案を本定例会に提出し、御審議いただいております。

お尋ねの本市における出産育児一時金等の令和3年度及び令和4年度における給付実績は、令和3年度は99件で4342万511円、令和4年度は令和5年2月末現在で105件、4057万6592円となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

本市の少子化対策、子育て応援対策において重要な取組の一つである出産育児一時金ですが、近頃、パパさん方、ママさん方からも、経済的負担が少しでも軽くなるのは大きい、一時金で大変に助かったと前向きな評価を頂いたところがございます。引き続き、実施が進められますよう御期待申し上げ、この項を終わり、次の質疑にまいります。

次は、第4款衛生費第1項保健衛生費第4目母子保健費について質疑いたします。

全ての妊婦、子育て家庭が安心して、妊娠期から出産、そして子育てができるよう実施されていますのが、出産・子育て応援給付金であります。

先日、市内在住の御年配の女性の方と話した際、お孫さんの育児に話が及びました。若い人たちも大変なので、少しでも子育ての支援をしてほしい、本当に子どもはかわいい、でも、子どもたちが少なくなっている世の中だからこそ、子育て応援策が大事な取組だと思うとのお声を頂きました。

そこで、出産・子育て応援給付金についてお聞きいたします。本市の出産・子育て応援給付金の給付実績についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めませぬ。保健部長。

○坪真紀子保健部長 工藤夕介委員からの出産・子育て応援給付金の給付実績についての御質疑にお答えいたします。

出産・子育て応援給付金は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、国が令和4年度第2次補正予算において創設した出産・子育て応援給付金を活用し、実施しております。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と併せ、経済的支援として、令和5年1月以降、妊娠届出時の保健師等との面談後に5万円を、出生届出後の保健師等による新生児訪問後

に新生児1人当たり5万円を給付するものであります。

なお、今年度は遡及適用分として、令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方に対しても給付を行うこととされております。

本市においては、令和4年第4回青森市議会定例会閉会日に関連予算案を御議決いただいた後、同日付で速やかに遡及支給対象者に対し、申請書等を郵送し、受付後、順次支給を行っております。

これまでの給付実績であります。令和5年3月6日時点で、遡及支給分といたしましては、12月末までに妊娠・出産された方については、対象者数1038人に対し、給付決定済が987人、9910万円で給付率95.1%、12月末までに妊娠届出を行い、出産はまだされていない方については、対象者数712人に対し、給付決定済が655人、3275万円で給付率92%となっております。また、令和5年1月以降の妊娠・出産分につきましては、妊娠届出分は届出者数248人に対し、給付決定済が244人、1220万円で給付率98.4%、出生届出分は新生児訪問の際に申請書をお渡しし、郵送申請していただくこととしており、出生数197人に対し、給付決定済が110人、550万円で給付率55.8%となっております。

大変失礼いたしました。先ほど、私、国が令和4年度第2次補正予算において創設した、正しくは、出産・子育て応援交付金を活用し、であります。応援給付金と申し上げました。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○小豆畑緑委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

さきに触れました出産育児一時金と併せ、負担軽減のよい取組だと親御さんたち、また、御家族の皆様方から喜びのお声を頂いたところであります。

今後も、出産・子育て支援の各施策の、ますますの充実が図られますことを御期待申し上げ、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に、小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 無所属の小熊ひと美です。

本日は、地球温暖化対策関連ほか、3つの質疑をしたいと思います。

最初は、青森市斎場建替事業についての質疑を行います。

青森市も国の方針に従って温室効果ガスを2030年度までに、2013年度比で46%まで削減しなければなりません。現在の削減量は12.9%ということですから、相当真剣に取り組まないと、とても46%という厳しい目標を達成することはできません。そのため、新規に取り組む事業の中で、温室効果ガス削減につながるものは、可能な限り積極的に取り組むべきだと考えます。

そこで、質疑をいたします。

予算案、第4款衛生費のうち、第3項斎場費第1目斎場費として1億3794万円が計上されておりますが、その内訳は、斎場運営管理事務費として1億1351万8000円及

び青森市斎場建替事業費2442万2000円が計上されています。この青森市斎場建替事業における令和5年度のスケジュールをお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 小熊委員からの令和5年度のスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

青森市斎場建替事業につきましては、新斎場の設計、建設並びに維持管理及び運営に加え、現斎場及び浪岡斎園の維持管理及び運営を一体的に行うこととしており、令和4年第4回定例会において、74億7671万1000円に消費税及び地方消費税の税制改正並びに物価の変動による増減額を加算した額の範囲を限度額とする債務負担行為について御議決いただいたところであります。

新斎場につきましては、令和8年10月の供用開始を目指しており、その整備に当たりましては、告別式及び収骨室、火葬炉前ゾーンと控え室ゾーンを1つのユニットとし、各ユニットを分離配置することにより、プライバシーに配慮した施設にすることとしており、火葬炉が現斎場の7基から1基増の8基に、遺族控え室は現斎場の4室から3室増の7室以上に、収骨室は現斎場の2室から新斎場では告別室兼収骨室とし、2室増の4室以上とすることとしております。また、新たな機能として、御遺体を保管するための霊安室、授乳室、キッズルームや更衣室を整備し、駐車場につきましては、現斎場の普通乗用車30台から約2倍の59台以上、大型車2台以上の駐車場を確保することとしています。さらには、インターネット上で火葬や遺族控え室の予約を行うことができる予約システムを導入し、浪岡斎園と一体的に運営を図ることとしております。

令和4年度につきましては、当該事業に係る事業者の募集・決定に向けて、12月27日に青森市斎場整備運営等事業実施方針及び要求水準書（案）を市のホームページにおいて公表し、事業者からの質問・意見を踏まえ、去る2月28日に青森市斎場整備運営等事業の入札公告を行ったところであります。

委員お尋ねの令和5年度のスケジュールであります。4月24日から5月10日までの期間に、入札参加資格審査書類の受付及び審査を行い、7月27日から7月31日までの期間で提案書類の受付、8月下旬に事業者選定委員会を開催し、9月上旬に事業者の決定及び公表をすることとしております。その後、9月中旬に事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するための本事業に係る基本契約を締結し、10月に設計・建設工事請負仮契約及び運營業務委託仮契約を締結することとしており、令和5年第4回定例会に、契約の締結についての議案を上程させていただく予定としています。

本市といたしましては、斎場は市民生活に不可欠な施設であるとともに、市民の皆様がかけがえのない故人と最後のお別れをする大切な場でもあることを十分に考慮し、本事業を着実に進めてまいります。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

では、斎場建替事業費の令和5年度の予算の内訳を教えてください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 令和5年度当初予算の内訳についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市斎場建替事業の令和5年度に必要な予算につきましては、本定例会の令和5年度当初予算に2442万2000円を計上し御審議いただいておりますが、その内訳としましては、事業者募集・選定に係るアドバイザー業務委託、基本設計委託及び設計・建設業務モニタリング支援業務委託に係る委託料が2439万円、学識経験者への報償費及び学識経験者への意見聴取に係る旅費が合わせて3万2000円となっております。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

令和5年の青森市斎場整備運営等事業要求水準書の第7、維持管理業務要求水準によれば、新斎場にエネルギーマネジメント業務が加わっていますが、その考え方及びその業務内容として、環境負荷を低減し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境汚染等の発生防止に努める、また、積極的に取り組むことなどあるだけで、新斎場の屋上へのソーラーシステム導入については明示されていません。

新たな公共施設の建設に当たっては、青森市の地球温暖化対策実行計画との整合性からいっても、地球温暖化対策のためのソーラーシステムの導入を図る必要があると思います。

施設概要にはありませんが、青森市斎場の来年度までの設計期間の間に、地球温暖化対策のために、屋上部分にソーラー発電施設を設置する考えはありませんか。このことを検討するべきではないでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 ソーラーシステムについての再度の御質疑にお答えいたします。

新斎場の整備に当たりましては、価格評価と性能評価の総合評価一般競争入札により事業者を選定することとしています。新斎場の事業者に求めるサービス水準、いわゆる要求水準書において、省エネルギーとして、建設業務においては、高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること、空気調和設備は、積雪・寒冷に起因する室内熱環境に配慮し、省エネルギー対策とのバランスを十分に考慮したものとすること、全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと、維持管理業務においては、環境負荷を低減し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境汚染等の発生防止に努めること、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることはないよう取り組むこととしています。また、事業者からの提案を審査する落札者決定基準に

において、ランニングコスト低減に寄与する設備計画の提案となっているか、また、環境負荷低減方策、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー、排ガス対策等について創意工夫のある提案となっているかを評価視点として設定しております。

齋場につきましては、御遺族の方がかけがえのない故人と最後のお別れをする場であり、齋場にふさわしい景観にも配慮しながら、事業者の選定に当たりましては、事業者選定委員会において、事業者の提案内容について総合的に審査・評価し、選定いたします。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 事業者に求める要求水準書において、省資源、省エネルギー、環境負荷を低減するとありますが、では、具体的に何をどうするかについては、あまりはっきりしない御答弁でした。具体的にソーラーシステムについて導入を検討するおつもりがあるのか、今の御答弁では残念ながら分かりませんでした。市としてもう一步踏み込んで、地球温暖化対策についてどう取り組むのかを事業計画の中で具体的に明らかにしていただきたいところです。

さて、青森市地球温暖化対策実行計画では、目指すべき都市の基本方針として、「市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて温室効果ガスを削減する」とあります。現在12.9%の温室効果ガスの削減率を2030年度までに46%までアップするためには、あと7年余りの間に、さらに33.1%の削減を図らなければなりません。これは、現在の青森市の削減状況を考えると大変な数字だと思います。

この数字の達成のためには、市民・事業者に協力をお願いするとともに、その前提として、まず、市自らが率先して、市所有の施設などで意識的にあらゆる機会を捉えて、温室効果ガスの削減を図ることが求められます。

そこで、地球温暖化対策の基本方針との整合性を図るためにも、今からでも、要求水準書のエネルギーマネジメントの内容に、具体的にソーラーシステムの設置を条件に加えることを強く要望いたします。また、事業者を決める際には、再生エネルギーの活用などについて、創意工夫ある提案を評価視点として設定しているとのことでしたので、ぜひ、地球温暖化対策をしっかりとやる業者を選定していただくよう要望いたしまして、この項の質疑を終わります。

次に、学校校舎改築事業について質疑いたします。

第10款教育費第2項小学校費のうち、第3目学校建設費の中の学校建設事業として2億116万9000円が計上されています。続いて、第10款教育費第3項中学校費のうち、第3目学校建設費の中の西中学校校舎等の学校建設事業費として1億573万9000円が計上されています。

地球温暖化対策のために、新たに建て替える学校にはソーラーシステムを導入すべきだと思いますが、今年度の学校校舎改築事業のうち、筒井小学校及び西中学校が改築の最終年度に当たりますが、これらの学校の屋上部分におけるソーラーシステム設置状況についてお知らせください。

○**小豆畑緑委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 小熊委員の西中学校及び筒井小学校の太陽光発電設備の設置状況についての御質疑にお答えいたします。

西中学校の校舎は、令和2年度に改築工事を終えておりまして、その際に校舎屋上に太陽光発電設備を設置しております。

筒井小学校につきましては、現在、令和5年11月末までを工期といたしました改築工事を実施しておりますが、太陽光発電設備を設置する予定はありません。

○**小豆畑緑委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 西中学校にソーラーシステムが設置されたことは分かりました。

では、ほぼ同じ改築時期であるのに、筒井小学校にソーラーシステムの導入がなされなかったのはなぜでしょうか。理由をお示してください。

○**小豆畑緑委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 筒井小学校の太陽光発電設備についての再質疑にお答えいたします。

筒井小学校につきましては、1つには、設計段階から労務単価や資材費が高騰を続けておりましたことや、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によりまして、令和3年4月1日以降に改築する学校施設にエレベーターを設置することが義務となったことに伴いまして、工事費が増大したこと、2つには、学校における環境教育におきましても、1人1台端末の活用などによりまして、太陽光発電のみならず、地熱発電、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの利用と環境への影響について学習ができることから、太陽光発電設備の設置を見送ったものであります。

学校改築の際には、地球温暖化対策に資するよう定められました建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法に規定されております省エネ基準への適合義務がありますことから、建築基準法に基づきます建築確認手続の際には、この省エネ基準への適合判定を受けております。

現在、改築を行っております筒井小学校では、複層ガラスを使用することによるガラスの断熱化、熱交換機能付きの換気設備を設置することにより室内空気の熱損失の低減、LED照明を設置することにより消費電力の削減などの対策を講じております。

教育委員会では、今後におきましても、小・中学校の改築の際には可能な限り、地球温暖化対策といたしまして、省エネ対策を講じることとしています。

以上です。

○**小豆畑緑委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 御答弁ありがとうございました。

予算が足りないということでしたけれども、青森市の地球温暖化対策実行計画に

よれば、市有施設での太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーの利用を検討しますとあります。具体的には、やはり、学校施設など公共施設の建設に当たっては、ソーラーシステムの導入が必要ではないかと思えます。引き続き、これらの学校の建て替えの際には、地球温暖化対策の一環として——これは喫緊の問題ですから、必ずソーラーシステムの導入を図ることを要望いたします。

では、次の質疑に移ります。

古い校舎の建て替えの問題について質疑いたします。

小・中学校校舎で、現在、建て替えを実施している学校を教えてください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小・中学校の改築計画についての御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校施設は、老朽化によります更新時期を迎えつつある学校が多数ありますことから、財政環境を考慮しつつ、コンクリート強度の調査による躯体の劣化状況や屋上防水、外壁、給排水、暖房等の設備の劣化状況等によりまして、対象校を適切に判断し、整備を進めてきたところであります。

現在、3校の改築を進めており、今年度は筒井小学校校舎・屋内運動場改築工事の2年目、西中学校の屋内運動場改築工事の1年目及び造道小学校改築のための基本設計を実施しています。

今後の小・中学校の改築につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、学校施設の現状把握に努めますとともに、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、優先順位を見極めながら対処方法を適切に判断してまいります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 筒井小学校は昭和44年に建てられて、今回、建て直しとなりましたが、そのほかに築40年以上経過している小学校・中学校は幾つありますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小・中学校の学校数についての再質疑にお答えいたします。

築40年以上経過いたしました学校数につきましては、小学校が24校、中学校が6校となっております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 その中に、三内小学校、泉川小学校、浪館小学校は入っていますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

築40年以上経過いたしました学校の中に、小熊委員からありました三内小学校、浪館小学校、泉川小学校は、いずれも含まれております。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

市のホームページにある青森市災害被害想定調査の報告書によれば、この3校はいずれも入内断層の近傍にあります。入内断層は、市内において最大級の被害が想定される断層で、最大震度6程度の地震の可能性が指摘されています。

三内小学校は昭和43年の建築で、来年で55年になります。泉川小学校は昭和49年、浪館小学校は昭和53年と、いずれも建造したのが古く、想定される地震によって倒壊する可能性が高いと思われます。早急な建て替えが必要だと思います。

特に、泉川小学校では、令和4年4月1日現在、ほかの小学校の平均の学級数が13.4クラスなのに対して、泉川小学校は28クラス、児童数は、ほかの平均が276人なのに対して741人と突出して数が多く、この点からも早急な建て替えが望まれます。

次の建て替えを計画するときには、この3校の建て替えを優先して計画していただくこと、あわせて、地球温暖化対策のために、屋上部分にソーラーシステムの設置を強く要望いたしまして、この項の質疑を終わります。

次に、浅虫温泉駅バリアフリー整備事業についてお伺いいたします。

新型コロナが2類から5類に移行となり、マスクも徐々に外す傾向で、観光にもにぎわいが戻ってきつつあります。

本年度の主な取組として、令和5年度予算第8款土木費のうち第4項都市計画費第1目都市計画総務費のうち、青い森鉄道線利活用推進事業に1億4618万円余が計上されていますが、その内訳とこれまでの経緯を教えてください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 小熊委員からの浅虫温泉駅のバリアフリー化についての御質疑にお答えいたします。

浅虫温泉駅のバリアフリー化につきましては、浅虫温泉地域活性化協議会により当該駅へのエレベーター等の設置に関する請願が2件提出され、平成27年第2回定例会において採択されました。

本市では、当該駅施設を所有している県に対して、平成29年7月の重点事業説明会において、直接、市長から県知事に対して、浅虫温泉地域における地域活性化の機運の高まりを伝え、浅虫温泉駅のエレベーター等の整備を含めたバリアフリー化の推進を強く要望しました。

その結果、平成29年8月には、県と本市で浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会を設置し、既存施設の課題を抽出したほか、浅虫温泉地域への観光客等の誘致に向けた本市及び地域の取組などについて共有しました。

この勉強会の成果として、平成30年度は、県と共に浅虫温泉駅バリアフリー設備

設置可能性調査を実施し、令和元年度は、可能性調査の結果を踏まえ、駅利用者の安全性や利便性の確保に配慮した施工内容や整備手法等について検討を進めてきました。令和2年度は、県と共に浅虫温泉駅バリアフリー設備設置基本調査として、現場の測量や地質調査等を実施し、令和3年度は、県と共に令和2年度の基本調査の結果を踏まえ、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置実施設計として、現場の測量や地質調査のほか、工事の発注を行うために必要な図面の作成や工事数量、工事費の積算等を行い、現在の跨線橋にエレベーターを設置する方法を決定しました。

今年度は、令和3年度の実施設計を踏まえ、県において第1期工事を発注し、旅客列車及び貨物列車の運行を妨げずに工事を実施するため、列車の停車位置変更に伴う信号機等の移設、浅虫温泉駅の島式ホームの階段の一部撤去、エレベーター基礎くい掘削などの工事を実施しました。

令和5年度ですけれども、県によりますと、第2期工事として、駅舎側ホーム及び島式ホームへのエレベーターの設置、駅舎側ホームのエレベーターに通じる連絡通路の設置などの工事を予定し、令和5年度内には工事を完了する見込みとのことです。

本市としましては、駅利用者の利便性や地域の活性化を図るため、浅虫温泉駅のバリアフリー化に向けて、引き続き、県と連携して取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 御答弁ありがとうございました。

バリアフリーについては、整備が大分進んでいることは分かりました。

では、観光客の誘致という点から考えたいと思います。浅虫温泉に特化した場合、高齢の観光客もいらっしゃいますし、また、若い旅行客でも、今はキャリーケースでいらっしゃる方が大半になっているようです。私も旅行のときはほぼ100%キャリーケースで移動します。やはり、大きな荷物の旅行者、観光客のニーズを考えますと、ほかの観光スポットの駅においては、エスカレーターの設置がされています。

本市の浅虫温泉駅についても、エスカレーターの設置が必要だと思われまます。施設概要にはありませんが、これまでエスカレーターの設置を検討したことはありますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 エスカレーター設置の検討ということで、再質疑にお答えいたします。

平成30年度に県と本市で実施した浅虫温泉バリアフリー設備設置可能性調査におきまして、エレベーター及びエスカレーターの設置可能性についても調査のほうをしております。

同調査では、浅虫温泉駅にエスカレーターを設置する場合、階段幅が狭くなることで駅利用者の利便性が低下することや費用対効果の面で大きな課題があるとされたことから、県や青い森鉄道株式会社と協議した結果、エスカレーターは設置しな

いこととなりました。

○小豆畑緑委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 浅虫温泉は、青森市の重要な観光スポットです。私も先日、浅虫温泉駅構内を確認してきましたが、山側のホームでは、一部のエレベーター工事が始まっていましたが、海側のホームはまだ手つかずでした。確かに、階段部分は狭くて、エスカレーターの上り下りの2本の設置は難しいかもしれないと感じました。でも、高齢者や観光客のニーズを考えると、荷物を持ち上げるのが大変な上りだけでもエスカレーターを設置して、下りは、現在、工事が始まっているエレベーターを利用するという形でもいいのかと感じました。

今すぐというのは無理かもしれませんが、観光客や高齢者の利便性、ニーズを考えて、エスカレーターの設置もぜひ考えていただくことを要望しまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に、関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光と申します。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連して、子どもの安心・安全対策について質疑させていただきます。

こちらの対策については、近年、子どもの送迎バス等による置き去り事故を受け、国が安全策として本年4月から安全装置の設置を義務づけ、本市においても同様に、各保育施設・障害児通所支援施設にも導入され、本補正予算に計上されており、本市としても一刻も早い導入が必要とされております。

そこで質疑させていただきます。こどもの安心・安全対策支援パッケージの概要についてお示しいただければと思います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 関委員からのこどもの安心・安全対策支援パッケージについての御質疑にお答えいたします。

子どもの安心・安全対策については、令和3年7月の福岡県中間市に続き、昨年9月に静岡県牧之原市において、保育所等の送迎用バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が起きたことを受け、国において、昨年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところであります。

当該プランの策定を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」などが公布され、車両に乗り降りする際に、点呼などの方法により園児等の所在を確認することが義務づけられるとともに、送迎車両を運行する事業者は、当該車両に園児などの見落としを防止する装置を装備することが義務づけられました。また、国の令和4年度第二次補正予算において、「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」として、保育所や障害児通所支援事業所などの送迎用バス内における園児などの見落としを防止するためのブザーやセンサーなどの安全装置の装備

に要する費用に対しては、国の全額補助にて送迎用バス1台当たり17万5000円の補助金を交付、保育所等における園児などの登降園に関する状況確認や職員間での情報共有を支援するための登園管理システムの導入に要する経費に対しては、国が5分の3、市町村が5分の1、事業者が5分の1の負担で、1施設当たり70万円を上限に補助金を交付する事業の予算が計上されております。

本市におきましては、省令改正に伴う園児などの所在確認や送迎用バスの安全装置装備の義務化についての条例改正案と共に、令和4年度青森市一般会計補正予算案におきまして、送迎用バスへの安全装置の装備に関する施設への補助金として、各施設における義務化対象となる送迎用バスの台数に応じ、保育所等においては24施設34台分で595万円、障害児通所支援事業所においては36施設52台分で910万円の合計60施設86台分で1505万円の予算を、また、登園管理システムの導入に対する施設への補助金として、導入意向に関する調査結果に基づき、保育所など30施設分で1680万円の予算を計上し、今定例会に提案し、御審議いただいております。

○小豆畑緑委員長 関委員。

○関貴光委員 御答弁ありがとうございます。

こちらの事業に関しましては国主導ということで、なかなか答弁のほうに難しいと思いますが、私から要望として挙げさせていただければと思います。

まず、今の金額の根拠、概要というものについて理解させていただきました。本パッケージは国が主導ということで、その通知に基づいて本市も実施されていくわけですけれども、国からの通知が来て、各保育施設、そして障害児通所支援施設に、本市から通知を発送して、各事業所の概要を確認してから、設置していただける業者を選定した上で見積もりを取得して、市のほうに申請を出してというような流れになってくると思うんですけども、このように、やっぱり、この流れ的な部分が結構時間がかかるものになってきてしまうので、ぜひこの安全対策ということに関しましては、なるべく早いスキームで動けるように市のほうで体制を整えていただければと考えておりました。

この制度におきましては、1年間の経過措置というものが取られているんですけども、昨今の温暖化に伴い、気温上昇ということが続いていますので、この置き去りというものには、本当に命に関わる緊急性というものがすごい高まっている状況でもありますので、ぜひ、この通知から助成までの体制というものをしっかりと整えていただければと考えておりました。

しかし、この安全装置、登園管理システムなどによるICT化というのはですね、安全対策、あくまでも保育現場の補助というようなことを忘れないように、事業者への周知というものも併せてお願いしたいと思っています。保育現場は、やっぱり保育士が足りていないというのが現状にあって、最低限の人員配置で運営しているというのが、そういう施設が数多くあるのが現状にあります。

その中で、やはり機械に頼ってしまうということは、さらに事故につながるということも懸念されますので、この安全装置の設置義務化——ICTを進める中で、助成していただくだけではなく、現場任せではなく、そのまま研修会だとか、現場に向いて指導するというか、そういうような市としての役割も担っていただければと思います、要望として終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、雪寄せ場について質疑をさせていただきます。

今冬においても積雪が多く、地域住民や町会から市民雪寄せ場の維持に関する要望や相談というものがかなり多くありました。この市民雪寄せ場に関しては、住民が多く、利用頻度が高い箇所ほど雪山が高くなって、勾配の急なスロープ状になっているということで、大変危険な箇所が多く見受けられたのが現状です。

この市民雪寄せ場というのは、高齢者の方が多く利用をしているということもありますので、ぜひ、この安全を確保した上で利用してもらうようにしていただければと思っております。

そこで、質疑させていただきます。まず、令和4年度において、市民雪寄せ場の排雪を市が実施した件数というものをお示しいただければと思います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 関委員からの市民雪寄せ場の排雪件数についての御質疑にお答えいたします。

市民雪寄せ場事業につきましては、雪処理をスムーズに行うための場所の確保に関する市民ニーズが高くなっていることを踏まえまして、市民の自主的な雪処理を支援するため、平成13年度から開始したものであり、所有する空き地を冬期間の12月1日から翌年の3月31日までの期間、地域の雪寄せ場として無償で町会に貸付けた場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する制度であります。

市民雪寄せ場の管理につきましては、土地所有者と町会との契約の中で町会が担うこととなっており、令和4年度におけます市民雪寄せ場の設置状況につきましては、11月末時点では289か所でありましたが、その後、申込数が増えまして、本年3月8日時点で352か所となっております。

この市民雪寄せ場につきましては、原則、本市が排雪を行わないこととしておりますが、豪雪対策本部の設置に伴いまして、市民雪寄せ場への対応を強化することとし、地域からの要望により排雪する場合があります。

市民雪寄せ場の排雪につきましては、地域からの要望を受け、本市が現場確認の上、道路や隣接地に影響を及ぼす危険性があると判断した場合に、状況に応じて排雪を行っており、令和4年度におけます排雪箇所数につきましては、3月8日時点で19か所となっております。

○小豆畑緑委員長 関委員。

○関貴光委員 答弁ありがとうございました。

この市民雪寄せ場も豪雪対策本部が設置されてから行えるというような答弁もありましたが、実際、この3月時点で19か所というのは私的には多いほうだなと感じておりました。

やっぱり、地域によってそこは違う部分だと思うんですけども、整備されているところを私はあんまり見たことがなかったので、この19か所という部分に対して多いなと思ったんですけども、この豪雪対策本部を設置しなかった場合とか、されなかった場合の市民雪寄せ場についての予算というものは、もともと市のほうで組んであるものなのですか。そこをお示しいただければと思います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 市民雪寄せ場の排雪に係る予算についての再質疑にお答えいたします。

本市では、豪雪対策本部の設置に伴いまして、市民生活の安定確保を図るための対策として、市民雪寄せ場への対応を強化することとしておりまして、町会から要望があった際には、現場確認の上で必要に応じて排雪を行っていくこととしております。

この市民雪寄せ場の排雪作業に必要となる経費につきましては、特に著しい降雪に伴う除排雪に要する経費といたしまして、令和4年度に当初予算にて設定させていただきました債務負担行為によって、現在是对応しているところであります。

なお、今冬の除排雪に係る所要額を3月補正予算として、今定例会において御審議いただいているというところであります。

○小豆畑緑委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

ということで、対応できる部分は一応確保しているというような答弁を頂きましたので、ありがとうございます。

こちらから、私の要望というか、この雪寄せ場というのは、官民一体となる雪対策において一番大事な部分だと思っておりますので、ぜひこの利用者の、一応そこも考えた上で、除雪・排雪っていうものも行ってもらって、市民の方がしっかりと雪を捨てられるような状況をつくっていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

私からは以上となります。ありがとうございます。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時55分からといたします。

午後1時44分休憩

午後1時55分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、相馬純子委員。

○相馬純子委員 日本共産党、相馬純子です。

3点質疑をいたします。

まず初めに、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費及び2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費、道路補修パトロール事業、交通安全施設整備事業に関連して、点字ブロックについて質疑をいたします。

昨年11月、市民の方から、新町付近の点字ブロックが破損しているという声を寄せていただきました。道路維持課に依頼しましたところ、すぐに補修をしてくれて、市民の方からも喜びの声を受けました。

視覚障害者の方にとっては、命綱とも言える点字ブロックです。まず、どのような基準の下に設置され、その維持管理はどのように行っているかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 相馬委員からの点字ブロックの設置基準と維持管理についての御質疑にお答えいたします。

道路に設置します視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックについては、道路の構造の一般的な技術基準を定めました道路構造令、青森県福祉のまちづくり条例、青森市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び公園施設の設置に関する基準を定める条例などに基づき設置しております。また、これらの法令に関連し、国において点字ブロックの整備に関する一般的な技術的指針を定めました視覚障害者誘導用ブロック設置指針では、設置対象道路について、視覚障害者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅などと視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとされております。

点字ブロックの維持管理につきましては、職員によるパトロールをはじめ、市民の方などからの情報提供等を基に、剥がれや破損、突起のすり減り等の不具合を確認した際に、状況に応じまして、随時、補修対応を行っております。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 それでは、点字ブロックの補修について、過去3年間の実績についてお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 点字ブロックの補修の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

市道に設置されている点字ブロック等の過去3年間の補修実績につきましては、令和2年度は4か所において約260メートル、令和3年度は2か所におきまして約340メートル、令和4年度は6か所において約320メートルを補修しております。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 結構な長い距離を補修なさってることは分かりましたけれども、その補修についてなんです、市民の方からの要望と職員のパトロールと比率的にどちらが多いものなのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 市民の方の要望とパトロールの比率ということでもありますけれども、特段の推計とか統計は取っているわけではありませんが、我々のほうとしては、パトロールは基本、車窓——車から見て、がたつき等について、場所によっては細かいところまでチェックできていないところもございまして、そういったところにつきましては、市民の方からの要望で、随時、対応させていただいているというふうな状況であります。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 分かりました。パトロールを車から行っているということでしたが、やはり、点字ブロックは歩道上にありますので、できればですね、パトロールの仕方も、車からではなくて、実際に敷設されているところを歩かれて補修されたほうが、視覚障害の方にとっては早急に補修できますので、そちらのほうがいいかなというふうに感じて伺っていましたが、それは可能でしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 パトロールの歩いてのチェックというふうなことについての御質疑にお答えします。

原則は、やはり、距離が非常に長い道路延長を抱えておる青森市でありますので、原則は車での対応というふうなことになりますけれども、必要に応じまして、そこは、歩いて、先ほどお話したとおり、がたつきとか——完全に点字ブロックがなくなっているという状況であれば車窓からでも確認は取れますので、対応できるかなと思いますけれども、少し、がたつき等については、我々のほうでも対応していきたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 車の中から確認をしていただいて、ちょっともう補修が必要かなと思う部分は、状況に応じて、車から降りて細かく点検していただくように、これは、お願いをしたいと思います。

点字ブロックの敷設の場所ですけれども、先ほど御答弁があったように、駅前や官公庁、視覚障害の方が御利用なさるところを中心に敷設するということでした。当事者の方の声も聞かれていると思うんですけれども、本市には令和4年4月1日現在——1年前ですけれども、障害者手帳をお持ちの視覚障害の方は682人いらっしゃいます。一人一人の声を聞くというのはちょっと不可能に近いんですけれども、視覚障害者情報センターと連携を取りながら、声を、何らかの形でそこに集約して、センターの方と連携を取って必要な箇所に敷設していただくようお願いをしたい

なというふうに思います。

それで、盲学校付近ですけれども、歩道がございません。車道にもちょっと工夫をしていただいて、点字ブロックを敷設して、生徒が白杖で訓練をなさる、そういう状況をつくってくださっているというのを聞き取りのときに伺いました。ただ、その、せっかくつけていただいた盲学校付近の車道への点字ブロックも、ちょっと補修が必要な状況だというふうに伺っていますので、そののところも、入学式が終わったら新入生の方が訓練なさると思うので、早急に点検していただいて、点字ブロックの補修をしていただければというふうに思います。

それから、当事者の方から、駅前庁舎のアウガについてちょっと御要望を頂きましたので、そのことについて質疑いたします。

駐車場近くのエレベーターなんですけれども、そこを降りると点字ブロックが敷設されていない。各フロアにはきちんと点字ブロックが敷設されているんですけれども、エレベーターを見るとブロックがないので、そこに行くまでの間、困惑したという声を寄せていただいております。どのような状況になっているかお答えください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 アウガの点字ブロックについての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、アウガにつきましては、平成6年に制定されました高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆる旧ハートビル法に認定された施設として、平成13年1月のオープン当初より、新町通り側の正面出入口やニコニコ通り側の南側出入口から係員と通話ができるインターホーンまでの動線、正面出入口からエントランスロビーのエレベーターまでの導線等に点字ブロックが敷設されております。

また、平成30年1月4日の駅前庁舎の全面供用開始に当たりましては、社団法人青森県視覚障害者福祉連合会から頂いた御意見を踏まえまして、従前からの点字ブロックに加えまして、1階に新設した多目的トイレ周辺など、視覚障害者の通行が多く見込まれる廊下に点字ブロックを新たに敷設し、視覚障害者が円滑に庁舎を利用できるよう配慮したところであります。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 正面のほうにはきちんとブロックが敷設されているということだったんですけれども、聞き取りのときに伺ったときには、駐車場側は車でいらっしゃる方が多いので、視覚障害の方がお一人で車を運転なさってアウガに来るのはちょっと考えにくいということでしたが、やはり、介助の方と一緒にでも、自力で、自分の力で目的地まで行きたいという、その自尊心を思うと、何とかその駐車場側のエレベーターにも敷設していただきたいなというふうに考えていますので、ちょっと利用状況を考えて検討していきたいということだったんですけれども、

それでよろしかったでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、視覚障害者の方の自尊心をというお話がございました。ただ、エレベーター付近の場所が非常に狭いということもございます。それで、要は、他の障害がある方、例えば車椅子でお越しのお客様等については、あそこに点字ブロックを設けることによって、車椅子を逆に回しづらいというようなお声もあろうかと思っておりますので、そこは、障害者の方々の御意見も聞きながら、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 了解いたしました。

様々な障害のある方にとって一番利用しやすいような施設をというお考え、理解いたしました。盲学校付近の歩道がないところの車道に敷設していただいたように、従来よりも狭いとか、他の障害者の方にとって不便がないような形で、点字ブロックも何とか敷設していただければありがたいというふうに思うところです。

障害者の方のネットワークは、結構、早くて広いです。利用する方が多い少ないではなくて、あそこには私たちが利用できるような合理的配慮がなされているよ、点字ブロックが敷設されているよとなると利用するものですので、障害者の立場になって御検討していただくことをお願い申し上げて、この項は終わります。

続きまして、10 款教育費 5 項社会教育費 2 目市民センター費に関連して、戸山市民センターの階段への簡易な階段昇降機の設置について質疑をいたします。

2017 年 4 月 20 日、日本共産党戸山地域後援会から、戸山市民センターの会議室等が 2 階にあるため、お年寄りや障害者の方から階段の上り下りが大変だという声が寄せられています。エレベーターか簡易な階段昇降機の設置を要望するという要望書が出されていると思います。

戸山市民センターにエレベーターまたは階段昇降機を設置すべきと考えますが、市のお考えをお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 相馬委員の戸山市民センターについての御質疑にお答えいたします。

戸山市民センターは、昭和 62 年に竣工いたしました鉄筋コンクリート造二階建ての建物でありまして、エレベーター及び階段昇降機は設置されておりません。

戸山市民センターにエレベーターを設置するためには、多額の費用を要することになります。また、階段昇降機の設置につきましては、建築基準法施行令で規定いたします階段及びその踊り場の幅の基準を確保することができないことから、現状の階段に設置することは困難であります。

教育委員会といたしましては、市内に 11 ございます各市民センターから施設の修

繕、改修等に関する多くの要望が出されておりますことから、利用者のニーズや費用対効果を考慮いたしまして、限りある財源の中で優先度を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 建築基準法に抵触するというので設置ができないという御答弁でしたが、議会棟の階段のところに、階段の幅も狭いんですけども、非常に簡易な階段昇降機が設置されています。カタログを取り寄せて調べてみたところ、大体200万円程度でできるというお返事を頂いていますが、議会棟につけているような簡易のものでも建築基準法に抵触するという事なんですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 階段昇降機についての再質疑にお答えいたします。

建築基準法施行令第23条で規定いたします階段及びその踊り場の幅の基準でありますけれども、建物の用途や直上階の床面積によって異なっておりまして、議会棟の場合は、階段及びその踊り場の幅が120センチメートル以上であれば基準を満たすんですけども、建物の用途が集会場に分類されます市民センターの場合は、その幅が140センチメートル以上必要とされております。戸山市民センターの階段及びその踊り場の幅ですけれども、現状で、それぞれ144.75センチメートルと141.5センチメートルとなっております。これに議会棟と同じような簡易な階段昇降機を設置した場合、幅が140センチメートル未満となりまして、当該基準を満たさなくなりますことから、設置することができないものであります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 それでは、建物が何に使われているのかということによって異なるということなんですよ。そうすると、議会棟の階段に設置されている、とても簡易な階段昇降機も、戸山市民センターには、結論から言うと設置できない。はい、分かりました。

戸山市民センターは、1階に和室が1室あるんですけども、あと、市民の方が使う部屋——会議室だったり和室というのは、全て2階にあります。階段の上り下りがちょっと厳しい御高齢の方や車椅子の方、身体的に障害をお持ちの方は、ちょっと利用しにくいセンターになるかと思うんですけども、そういう方が利用なさるときは、多分、職員の方がお手伝いしたり、支援したりという形になると思うんですけども、現在はどのように対応なさっているか、把握していたらお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 階段の上り下りが困難な方への対応につ

いての再質疑にお答えいたします。

利用者の方々には、基本的に、手すりを使いながら階段を上り下りいただいておりますけれども、窓口等で介添えの要望があった場合、あるいは、階段の上り下りが困難だと見受けられる場合などには、戸山市民センターの職員が肩を貸すなどして介添えを行っております。

なお、階段の上り下りが困難という理由で、利用者の方々から1階の部屋への変更という希望があった場合には、部屋の空き状況を見ながら対応していくこととしております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 階段への昇降機の設置は無理ということが分かりましたので、職員の方の手厚い支援を何とかお願いして、市民センターですので、どのような市民の方であっても自分の自尊心を保ちながら、自力で利用できるような環境をつくっていただくことをお願いしたいと思います。

戸山市民センターは築35年以上過ぎていきますので、様々な、予算的に難しい面もあるかとは思いますが、建て替えの計画に入れていただいて、戸山地区も高齢者が非常に多いですので、市民の皆さんが利用できるような市民センターになることを要望いたしまして、この項は終わります。

それでは最後です。10款教育費2項小学校費1目学校管理費、10款教育費3項中学校費1目学校管理費に関連して、小学校・中学校への学校の支援員の配置について質疑をいたします。

今年に入って、学校の先生方と懇談をする機会を何回か設けていただき、現状が大変なことになっているなという、率直な感想ですけれども、受けています。

一番びっくりしましたのは、その先生の未配置の学校ですけれども、週5日間、6時間目までであるとすると、全部授業で埋まっていると30時間になりますが、その先生の場合は29時間だそうです。なので、単純に言うと、1週間のうちに空き時間がたった1時間しかないという状況だということを知って、とてもびっくりしました。先生倒れないでねと言いましたけれども、もうへトへトだと思います。10分間、5分間の休み時間も、子どもたちと関わりたいけれども、次の教室、次の教室と行かなきゃいけない。もちろん、日記や子どもたちの宿題等、点検する時間はないです。授業が終わると清掃、それから帰りの会。それで会議が入ってくると、次の日の授業の準備は、勤務時間内には無理だという状況です。

これは多分、特別な例だとは思いますが、そういう状況で先生方は勤務なさっているということ、教育委員会でも把握はなさっているとは思いますが、とても過酷な状況で勤務している先生がこの市にいらっしゃるということ、それを聞いて大変驚きましたので、この現状を、教育委員会と力を合わせなきゃ、合わせてどうにかしなきゃいけないなというふうに思ったところです。

私が学校現場にいたときですけれども、県立学校にはスクール・サポート・スタッフという、障害者雇用ですけれども、全県立学校に配置されていました。

本市において、学校の支援員の配置がどうなっているのかお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 スクール・サポート・スタッフの配置状況についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、教員の負担軽減や学校の指導・運営体制の充実を図るため、県教育委員会が実施いたしますスクール・サポート・スタッフ配置事業及び新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフ配置事業を活用いたしまして、市内の公立小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しております。

スクール・サポート・スタッフの業務内容として、1つには、児童・生徒の健康観察の取りまとめ作業等や学校の換気、消毒作業、2つには、学習プリントや家庭への配付文書等の各種資料の印刷、配付準備、3つには、学校行事・式典等の準備補助、4つには、データ入力・集計や各種資料の整理、5つには、採点業務の補助や来客受付、電話対応などとなっております。

相馬委員お尋ねの配置状況でありますけれども、令和4年度につきましては、教員の働き方改革と障害者雇用の促進を図るための外部人材活用によりますスクール・サポート・スタッフを、小学校は7校、中学校は2校、合計9校に、また、新型コロナウイルス感染症対策により純増いたします教員等の業務を補助するためのスクール・サポート・スタッフを、小学校は35校、中学校は17校、合計52校に配置することによって、全ての小・中学校においてスクール・サポート・スタッフを活用しております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 全ての学校に、今現在、配置されているということで、大変、先生方、学校としても助かっているんじゃないかなというふうに思います。

それで、新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフ配置事業なんですけれども、今年5月から5類になるということで、この事業も、もしかしたら、なくなっていくんじゃないかなということが予想されるわけですが、もしも、この事業が打ち切られた場合、この学校支援員について、本市はどのように対応していくおつもりなのか、お考えがあったらお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 スクール・サポート・スタッフの任用についての再質疑にお答えいたします。

現在、市内の公立小・中学校に配置しておりますスクール・サポート・スタッフ

は、先ほども申しましたが、県教育委員会が、都道府県等を補助対象といたします国の「補習等のための指導員等派遣事業」、これを活用いたしまして任用しているものであります。また、県教育委員会では、令和5年度におきましてもスクール・サポート・スタッフの配置を継続するとしておりますことから、現時点で、市独自に任用する予定はございません。

なお、今後におきましては、国や県の動向を注視いたしますとともに、県教育委員会に対して事業の継続を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 国や県の事業ということで、動向を注視してというのは、そうだと思うんですけども、例えば、国や県から、来年度はこの事業を行いませんよというのは、いつ頃、市で把握できるのかは分からないですか。もし分からないのであれば、そういうことも想定して、このすごい多忙な学校の先生たちを助ける仕組みを、事業が打ち切られた場合、本市としてどう対応していくかというのを、ちょっと今からでも、考えておいていただきたいなというふうに思います。

この、国や県のスクール・サポート・スタッフ事業も大事な、継続してほしいなと思うんですけども、これが打ち切られた場合はどうするかということと、それから、それと同時に、学校を支援するシステムがあるうちに、この先生方の業務内容の精選、それに着手していただいて、何とか子どもたちと向き合う時間を先生方に確保していただけるような取組をしていただきたいと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 教員の多忙化対策であろうと思いますけれども、多忙化の対策といたしましては、各学校もそうですし、教育委員会も一緒になって、様々な形で取り組ませていただいているところでありますので、現場の状況を把握しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 先生たちの声を聞いて、適切に対応していただきたいんですけども、なかなか難しいところがあるかとは思いますが、やはり、先生方と直接話をさせていただくと、これは要らないんじゃないかとか、そういう声をたくさん聞きます。会計報告の仕方とか、それから、来月の――今月のじゃなくて来月の残業の計画書みたいなものをパソコン上で提出しなきゃいけないとか、突然来る調査やアンケートに振り回されるとか、様々です。そういうところの、実際の先生方の声をきちんと吸い上げていただいて、この成り手不足のときでもありますので、先生方の業務軽減、それから、支援員の継続のために、教育委員会で英知を絞っていただいて、学校現場を救う、それは何よりも、未来を担っていく子どもたちのために

もありますので、大人の知恵を出し合って、この先生方の非常に大変な状況をどうかにかしていただきたいなというふうに思っております。

最後にちょっと伺いたいんですけれども、実施要綱の中で、スクール・サポート・スタッフが行う業務で、最後のところですか。その他教員の負担軽減を図るために校長が必要と認める業務というふうにありますけれども、具体的にどのような業務を各校の校長先生が認めて、やられているのか、もしお答えできるのであればお願いいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 校長が必要と認める業務についての再質疑にお答えいたします。

スクール・サポート・スタッフが配置されております学校におきましては、管理職がスクール・サポート・スタッフと面談いたしまして、どのようなことが得意であるのか、また、障害のあるスタッフに対しては、どのようなところに制限があるのかなどについて、事前に把握した上で業務内容を検討し、業務内容や業務量を管理職とスクール・サポート・スタッフが確認し合いながら仕事を進めているという状況であります。

スクール・サポート・スタッフの業務のうち、お尋ねの、校長が必要と認める業務でありますけれども、例えば、書類を整理するためのファイルの作成であるとか、キャビネットや輪転機の清掃、あるいは古紙回収、印刷室の整理整頓、学校ホームページの管理などが挙げられるところであります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

スタッフとして配置された方の得意分野、その特性を生かしながら、柔軟に対応しているということで、継続していただきたいなというふうに思います。これからも学校を支援していただいて、子どもたちを育てていただきますようお願いを申し上げて、私の質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長 次に竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。早速、質疑に入りたいと思います。

議案別冊令和5年度青森市一般会計・特別会計予算、令和5年第1回定例会、6ページ・7ページ、3款民生費1項社会福祉費に関連をして、福祉館改築事業について伺いたいと思います。

簡潔にまいります。滝内福祉館、造道福祉館の改築スケジュール、これについて示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 竹山委員からの福祉館の改築スケジュールについての御質

疑にお答えいたします。

福祉館については、市内11館のうち、旧耐震基準で建てられた8館の福祉館を順次建て替えていくこととしており、幸畑福祉館及びほろがけ福祉館については、令和3年度に改築を完了し、令和4年度は片岡福祉館の改築工事を行っており、本年4月からの供用開始を予定しております。

滝内福祉館につきましては、現地での建て替えを行うこととしており、今後の改築スケジュールとして、解体工事を行った後、令和5年度中に改築工事を実施し、令和6年4月からの供用開始を予定しております。なお、現施設は、解体工事に向け、令和5年1月末より休館をしております。

造道福祉館につきましては、造道小学校の改築に合わせて、消防団第6分団第1班及び第3班機械器具置場と複合化の上、同校敷地内での建て替えを予定しており、今後の改築スケジュールにつきましては、令和5年度から令和6年度にかけて新施設の設計を行い、令和7年度中の改築工事を予定しているところであります。

○小豆畑緑委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 市内11館のうち8館を順次建て替えると。

それで、うちの会派でも見に行ってきましたけれども、幸畑福祉館とほろがけ福祉館、これは令和3年度に完成ということで、どっちだったっけ、ほろがけ福祉館のほうは合築ということでありました——消防の関係。今年度は片岡福祉館の工事を行って、この4月からということでもいいんだよね。供用開始だと。

滝内福祉館については、現地に建て替えをする。来年4月に供用開始予定と。造道福祉館については、第6分団第1・3班、それから機械器具置場と複合化をして、小学校の敷地内に建て替えを予定すると。今後は、設計を行って、令和7年度の改築工事を予定しているという答弁でありました。

そこで、滝内福祉館については、合築等の検討を多分されたと思うんだけど、その点についてどうですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 滝内福祉館の改築についての再度の御質疑にお答えいたします。

滝内福祉館の改築に当たりましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針の一つであります。公共施設等の総量抑制を踏まえ、関係部局所管の周辺既存施設について、施設の建築年であるとか、施設利用者の移動に係る動線等を考慮し、合築、複合化などについての検討を行いましたが、結果としまして、周辺に複合化が可能な施設がなかったことから、滝内福祉館単体での現地建て替えといたしました。

○小豆畑緑委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 検討したけれども、結果として、単体で現地建て替えということにしましたということでした。

今回の定例会で、一部、この福祉館について質問がありましたけれども、その件については、福祉部長、6月議会でちょっとやりましょう。

要は、何ていいますか、昨年の計画の中で建て替えをするということで、私たちは順調にそれは進んでいるという認識をしているわけです。ところが、1年経ったら、途中で変更というのか、繰り延べというのか、そういうことになったという話でありました。ここは深く追求はしませんけれども、令和5年度の予算編成で、言うなれば、青森市も人口が減っているし、財政も厳しいと。そういう中で、ファシリティーマネジメントに基づいて計画をして、そして一つ一つ、それを実施していく中で、やっぱり途中で変更があったりというのは、あまりよろしくない。言うなれば、物事を進めるときというのは、もう事前の準備、あるいは打合せ、これはもう一番大切なものであります。町会長に話をして、まあ、大体いけるだろうと。ところが、市民への説明会でいろんな話が出てきた、計画したものが調わなかったということだったと思います。

これは要望ですけれども、町内会・町会、市民から、しっかりいろんな意見を聞いた上で、長期的な視点も一方で持ちながら、順次、福祉館の改築というのをぜひ進めてほしいということをお願いして終わります。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時10分からといたします。

午後2時38分休憩

午後3時10分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝であります。

4項目にわたって質疑させていただきます。

最初は4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

このたび、国は新型コロナウイルス感染症の対策について、様々な見直し、その対応が示されました。ワクチン接種の方針、また、感染症法上の位置づけを2類から5類に移行すること、マスク着用の考え方の見直しなどが示されました。

本日3月13日からマスク着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反しマスクの着脱を強制してはならないこと、そして、それぞれの判断を非難してはならない。また、医療機関の受診や高齢者施設等への訪問、混雑し

た電車・バスに乗車するときなどはマスクを適切に着用する場面もあることなどが示されました。学校現場では、一般質問で卒業式の対応等を示されましたので、その通りだと思います。

そこでお尋ねいたします。今後の新型コロナウイルスワクチン接種についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 山本委員の今後のワクチン接種についての御質疑にお答えいたします。

今後のワクチン接種につきましては、3月9日に開催された国の自治体説明会において、新型コロナウイルス感染による重症者を減らすことを目的に、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象として、秋から冬にかけて1回接種を行うこととし、重症化リスクが高い方につきましては春から夏にかけて前倒ししてさらに1回接種を行うこととされました。また、令和5年度の1年間は現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、引き続き自己負担なく接種を受けられることが示されたものであります。

具体的には、現在、初回接種を終了した12歳以上の全ての方を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの接種、いわゆる令和4年秋開始接種につきましては、本年5月7日をもって終了となります。5月8日からは、令和5年春開始接種として実施することとされたものであります。その対象者であります。初回接種を終了し、前回の接種から3か月経過している65歳以上の高齢者、5歳以上64歳以下の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、加えて重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関、高齢者や障害者施設等の従事者となり、引き続き、オミクロン株対応2価ワクチンを使用して接種を開始するものであります。また、小児接種につきましては、2月28日にファイザー社の小児用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されまして、3月8日からすでに初回接種を終了し、前回の接種から3か月経過している全ての5歳以上11歳以下の小児を対象とした接種が可能となったものです。

本市では、国からワクチンが供給されました3月10日から、市内の医療機関で接種できる体制を整えたところです。現在、国の方針に基づき、令和5年春開始接種に向けた体制の構築を行っているところでありまして、引き続き、青森市医師会をはじめとした関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びワクチン接種の着実な推進に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございました。

この春からも、今年度は無料で接種が受けられることが分かりました。5歳以上であれば秋から冬にかけて1回、65歳または重症化リスクのある方は春夏にかけて1回受けられるということが分かりました。

青森市におきましても、コロナ感染が発症してから丸3年が経ちます。3年前は、急に学校の休校措置があったり、この間、特に保健部では本当にこのワクチン接種や様々な対応で本当に御苦労さまでした。まだ済んだわけじゃないですけど、大きな段階に、静かに、この収束へ向けた段階に入ったものと実感する次第であります。

そこで今度は、今回、感染症法上で5類の感染症に位置づけられましたが、医療体制はどのように見直されるのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 山本委員からの5類移行後の医療体制についての御質疑にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法の2類相当に当たる新型インフルエンザ等感染症に位置づけられております。

このことについて、本年1月27日開催の国の対策本部において、特段の事情が生じない限り、5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとなり、季節性インフルエンザ等と同等の5類感染症に位置づけることが決定されております。5類感染症への位置づけの変更に伴い、医療体制をはじめ、これまで講じてきた各種施策措置について見直しを行うこととされ、3月10日に国から方針が示されたところであります。

外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくとのことでありま

す。入院については位置づけの変更により、現在、感染症法上の規定を根拠に講じられている入院措置や入院勧告が適用されないため、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していくとのことでありま

す。なお、検査代や解熱剤など、これまで無料とされてきた患者医療費への公費負担につきましては、一部自己負担が生じることとなるものの、高額な新型コロナウイルス感染症治療薬代等に対する公費の支援は、当面9月末まで継続されるとのことでありま

す。これらの具体的な内容につきましては、今後、国から示されることとなっており、本市におきましても県と連携を図りながら適切に対応してまいります。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

コロナ感染も5類に位置づけられて、今後、通常の医療機関、内科医で診察を受けられるという流れになったわけでありま

す。段階的に、今、答弁がありましたとおり、様々医療費、薬代の問題がありますので、情報を連携して今後ともよろしく願いいたします。

本当に坪部長には、この3年間、本当にコロナ感染の対応お疲れさまでした。コロナだけが保健部のお仕事ではないですけども、親子はぐくみプラザとかありますが、感染症対策課の職員をはじめ、疫学調査はじめ、相当なスタッフが各部から連携されたと思います。もう来年度からはスタッフも恐らく縮小されて粛々と、またこの任に当たっていただければと思います。本当にありがとうございました。

この項は終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計から1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費、国民健康保険についてお尋ねいたします。

もうストレートに、令和3年度における1人当たりの国民健康保険税額及び国民健康保険事業における基金保有額について、本市、県内他市及び中核市の状況をお示しく下さい。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 山本委員からの国民健康保険税額及び基金保有額についての御質疑にお答えいたします。

令和4年8月に本市が行った県内10市及び中核市62市を対象とした令和3年度決算状況調では、県内10市における国民健康保険被保険者1人当たりの国民健康保険税額の平均は9万3103円となっており、最も低い本市の8万3454円より9649円高い状況となっております。また、最も高い市の国民健康保険税額は10万9338円で、本市より2万5884円高い状況となっております。

次に、中核市62市における1人当たりの国民健康保険税額の平均は9万4922円となっており、税額が低いほうから数えて6番目の本市より1万1468円高い状況となっております。また、最も高い市の国民健康保険税額は10万9681円で、本市より2万6227円高い状況となっております。

次に、令和3年度決算時点での県内10市における基金保有額の平均額は9億6818万円となっており、最も少ない本市の2億9048万円より6億7770万円多い状況となっております。また、最も多い市の基金保有額は18億5666万円で、本市より15億6618万円多い状況となっております。

次に、中核市62市における基金保有額の平均は11億5945万円となっており、保有額が多いほうから数えて44番目の本市より8億6897万円多い状況となっております。また、最も多い市の基金保有額は57億9455万円で、本市より55億407万円多い状況となっております。

本市の国民健康保険税額については、県内10市及び中核市62市いずれの中にあっても低い額となっており、決算剰余金の積立て等により形成される基金保有額についても同様に少ない状況にあります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

令和3年度の本市の国保の保険税は平均が8万3454円、県内10市で最も低いと。また、中核市62市の中でも下から低いほうで6番目ということでかなり低いと。また、この基金のほう、本市は基金保有額が2億9048万円ということで、これも中核市62市の中でも、多いほうから42番目ということで下のほうであるということが分かりました。

当然、被保険者からすると保険税は安いほうがありがたいわけではありますが、この保有額のほうも、一見、しっかりあったほうがいだろうと思うかもしれませんが、逆にしっかりあったら、その分、保険税のほうに反映していただかなければいけないので、今回のこの質疑、答弁を聞いて、できるだけ保険税は抑えて、そして、その調整する基金の保有額もどちらかというと低めに抑えて調整すると。これがいっぱいあったら、逆に、何でもっと保険税を安くしないんだってという議論になってしまいますので、そういう時、保険税、基金保有額も低めの中でバランスを取って運営されているんだなど。当然、それには様々な御努力があったものと思います。

それでは、国民健康保険事業の健全な運営のために、これまで取り組んできたこと及びその効果についてお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

国民健康保険事業の健全な運営のための取組と成果についての御質疑でありますけれども、本市においては、平成28年度に財源不足の解消を目的として、国民健康保険税の税率を改定して以来、改定を行っていない中で、毎年度財政収支の黒字化を達成しつつ、財政調整のための基金残高を一定程度維持し、国民健康保険事業の健全な運営を行っているところであります。

国民健康保険事業を健全に運営するため、本市においては様々な取組を推進しており、具体的には、1つには、財政健全化等のための取組度合いによって交付額が増減する仕組みとなっている国や県からの交付金の増額を図るため、国民健康保険税の算定方式の見直し、そして、マイナンバーカード及びマイナンバーカード健康保険証の取得・利用に係る周知や広報活動。また、医療機関における一部負担金の未収金を保険者が徴収し医療機関に支払う保険者徴収制度の創設。それから、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の推奨及び保健指導の強化による重複受診の抑制等による医療費の適正化などに新たに取り組み、一定の成果を上げたところであります。

2つには、国民健康保険税の収納率向上と収入未済額の縮減を図るために、文書催告、夜間及び休日における電話催告や納付相談の実施、そして、滞納全世帯について状況確認に努め、減免や猶予制度活用のアドバイスを行い、その上で十分な資力があるにも関わらず納付しない方等については、地方税法の定めによる滞納処分の実施、また、国民健康保険の資格管理について、令和3年10月からマイナンバーを活用して運用が開始されたオンライン資格確認システムの資格重複情報により、

社会保険等をすでに他の医療保険に加入している方の重複加入を是正する資格管理及び国民健康保険税賦課の適正化を行ったこと、こうした取組によりまして、令和3年度における国民健康保険税の現年分の収納率は、新市発足以降、最も低かった平成21年度の86.56%から5.52ポイント上回る92.08%となったこと。また、収入未済額においても、同じく新市発足以降、最も多かった平成23年度の約38億円から、約15億5000万円縮減の約22億5000万円となったこと。

そして3つには、他の医療保険の加入や転出等により資格を喪失した後に、本市の国民健康保険被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合に発生する一般被保険者返納金等の債権管理業務を令和4年度から納税支援課に業務移管し、効率的かつ効果的な債権管理を推進したことなどが挙げられるところであります。

今後においても、国民健康保険事業における諸般の取組を積極的に推進し、引き続き健全な運営の実現に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 様々な取組をありがとうございます。

3つの取組がしっかり行われていたので、このように健全な運営がされてるということが分かったわけでありまして。具体的には、しっかり交付税を頂くために、国が示されてる様々な取組にちゃんと反応する。また、収納率の向上、収入未済額の縮減、ここは本当に、本市税務部が本当に全力で取り組んでいただいているところでありまして、0.1ポイント上げるにも本当に努力がしているわけでありまして。

それが、先ほど数字で、収入未済額では、最も多かった平成23年度の約38億円から約15億円減って約22億円。収納率では、平成21年度の86.56%が、令和3年度は約92%と、こうやって着実に数字を改善していただきましてありがとうございます。

それでちょっとまた、違う角度でお聞きしたいんですけども、こうした中で、やはり被保険者・利用者の方々に、どれだけ寄り添った取組をしているかということでお聞きします。国民健康保険税の減免に係る対応状況をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 国民健康保険税の減免に係る対応についての御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の減免に当たっては、納期限が到来する前に申請をしていただく必要がありますことから、本市においては、当初賦課による国民健康保険税納税通知書の発送翌日から第1期の納期限までの間、駅前庁舎及び浪岡庁舎において臨時相談窓口を開設しており、令和4年度は減免等に係る相談は956件ありました。その他、電話による減免等を含む様々な相談が1266件、合計で2222件の相談に対応したところであります。また、このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和3年度に減免申請した方に対して所得情報をはじめとする課税情報等を確認した上で、148件に対して架電により個別に減免に関する情報を提供したと

ころでもあります。

これに加え、納税支援課では、令和4年度当初賦課時における国民健康保険税の全滞納者6450人のうち、令和3年度分の滞納がある3944名に対し、国民健康保険税第1期の期限が到来する前に架電により接触を図り、収入が減少していないか、また、家族に病気の方がいないかなど世帯の状況を確認し、猶予制度や減免制度が活用できるよう必要なアドバイスをを行ったところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。これはかなり寄り添って相談に乗っていただけてますね。本当にありがとうございます。

減免措置は、切符を切る前に相談をしなきゃいけないんですよね。切符が来てから相談しては滞納者扱いになるので、それを先ほどの答弁では、架電して——架電って電話をしてという意味だそうですね。その滞納者へ架電するというので、令和4年度の当初賦課当時から見て全滞納者6450人のうち令和3年度——前年度の滞納がある方3944人に架電し、いわゆるお電話をして、収入が減ってませんか、家族で病気の方はいませんかと、そうやって問い合わせていたということを知って、私はこんなに丁寧にやっていただいていたんだということ、本当に、ありがたいことあります。

よく資格証が——なかなか払えない方で、資格証を持つ方がいると。ちょっといろいろ聞き取りの中で、僅か10人だそうですね。本当、思いのほか少ないと。これはだから、それほどまで、そうならないように、相談に乗っているという証であります。そういうふうに私も感じた次第です。

それでは、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今定例会で議員提出議案が提案されております。今、本市は先ほど来のやり取りで、他都市に比べても1人当たりの保険税額が低く、基金保有額も少ない状態の中で、今定例会に提出の議員提出議案第2号、国民健康保険税について、18歳までの均等割額の全面免除を、もし、これを実施した場合、国民健康保険事業運営の見通しはどうかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議員提出議案第2号により、国民健康保険税の均等割額、これは、18歳までの子どもを全額免除するという内容でありますけれども、行った場合、本市の国民健康保険事業にどういった影響を与えるのかという見通しについての御質疑にお答えいたします。

このことにつきましては、私は、一般質問等でも様々な場面でお答えしてまいりましたので、そういう答弁も踏まえた形での答弁とさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、本市の国民健康保険事業を取り巻く環境というのは、非常に厳しい状況にあります。令和17——失礼しました、平成17年に新市が発足したとき、こ

のときの国保税の収入は約80億円ありました。

それが、平成20年に後期高齢者医療保険制度が開始して、また、本市の人口もどんどんどんどん減少してきて、近年では、団塊の世代と言われる方々が、後期高齢者医療保険のほうに移行して、国民健康保険に加入している方は激減しております。

その結果、現状では、令和3年度では、当時の約82億円から、実に約32億円も税収が減って約48億円という状況にあります。こうした中で、18歳までの均等割額を全額免除するとなると、私どもの試算では、約4700万円程度の減収となるというふうに見込んでおりました。御提案の中では、その税の減収分につきましては、一般会計の不用額に求めるというふうな説明を頂戴いたしましたけれども、国民健康保険事業において、地方団体の政策的な判断によって減税を行って税の収入が減った場合、それを一般会計からの法定外繰入れで賄うということは、国からのペナルティーを頂くこととなります。国の交付金や県の交付金、これが大幅に減額されるということになりまして、令和4年度の交付基準で見ますと、大体4000万円程度の減収になるのかなと、私どもは見込んでおります。

したがって、一般会計から幾ら繰り入れるかにもよりますけれども、保険税の減収分と交付金等の減収で1億円近い減収が見込まれるという状況が出てまいります。

一方で、委員も御案内のとおり、国民1人当たりの医療費支出というのは、下がるところがどんどんどんどん増えておりまして、先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税の収入が、加入者の減少がどんどん減ってる中で、1人当たりの医療費支出というのが伸びている状況。そういう中で、近年はコロナの感染症拡大によって医療の受診控えがありましたので、医療費の負担、これは抑制されておりました。今後また、従前のような状況に戻ってまいりますと、医療費の支出水準も従前の状況に当然戻ることになると思います。そうすれば、税収の減少、交付金の減少、医療費の増加、これが私どもを見舞うわけでありまして。

基金残高の状況は、この定例会で御提案申し上げている補正予算が御議決いただければ、令和4年度の末では、3億7000万円程度ということになりますけれども、収入の減が約1億円、そして、医療費がまた伸びていくということになれば、短い期間でもって基金は枯渇して、見通しとしては、子どもを育てる方のみならず、子どものいない方、全ての国民健康保険加入者に対して増税をお願いしなければならない、そういう状況になるものと私どもは危惧しているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 大変分かりやすく答弁いただきました。

私の頭の中でもすっきりしました。やっぱり18歳までに全額、均等割額を免除した場合は、先ほど4700万円ほどの減収、また、様々な国からの交付金が約4000万円ぐらい。そうすると1億円近くの減収が危惧され、そして先ほど、基金残高が、今、

約3億7000万円だとすると、毎年約1億円ずつもし消えていくと、本当に数年で枯渇してしまうということが見えると。当然それは、保険税の税率の改正、いわゆる値上げですね、そういったことが必要となってしまうと。均等割は子育て世代だけではなくて最後は子どもがいない方に対しても、全部お願いする形になるので、やっぱり税の公平性も含めると、やはり、この今回の18歳までの均等割額の全額免除というのは、かなり被保険者にとっても厳しい状況になるということが分かりました。ありがとうございます。

これまで様々な、本市の土台を支える税務部の収納業務を、川村部長、納税支援課をはじめ、様々な部内の職員、また、各部と連携しての取組、本当にお疲れさまでした。今後も健康に気をつけて活躍していただくことをお願いするものであります。そういうことであります。よろしくお願いします。

○小豆畑緑委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 申し訳ありません。私、記憶をたどって申しあげましたので数字がちょっと一部違うよというメモが入りまして、平成17年度の収入が約82億円と申しあげましたけれども、正しくはもうちょっと少なく約80億円であります。謹んでおわび申し上げ、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。この項は終わります。

次に、3つ目は、青森空港利用促進事業についてお伺いします。2款総務費1項総務管理費4目企画費、青森空港有料道路の無料化についてお尋ねします。

本市は毎年、県に対し重点事業に関する要望事項として、青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒しを要望していますが、その現在の状況をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 山本委員からの青森空港有料道路に関わる県への要望についての御質疑にお答えいたします。

県では、青森県道路公社が管理運営する青森空港有料道路の通行料金徴収期間を当初、平成29年7月までとしておりましたが、平成28年度に令和9年7月までの10年間の徴収期間の延長を発表しております。

本市では県に対して、延長以前の平成21年度から早期無料化について重点要望をしてきたところであります。また、平成29年7月の料金徴収期間の延長に合わせて、往復割引の社会実験が開始され、開始当初、社会実験期間が平成31年9月までとされておりました。

その後、令和3年3月まで延長されましたが、本市といたしましてはさらなる延長が必要との考えのもと、令和3年度の要望から、利用促進に向けたサービス向上策の継続に関わる内容を追加して要望を行っております。

往復割引の社会実験につきましては、車種にかかわらず、往路が100円とな

る——失礼しました、復路が100円となる利用促進効果が大きい対策であり、令和5年度から令和7年度までの延長が、本年2月に県において決定されたと承知しております。また、債務残高につきましては、令和3年度末で約7億円となっており、当該道路の無料化に向け、毎年度、約1億円程度の返済が進んでいると県より伺っております。

当該道路は、青森・浪岡両地区相互間の豊かな地域社会の形成等の観点からも重要な路線であると認識しておりますことから、引き続き、県に対し青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒しを要望してまいります。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

青森空港有料道路の無料化については、私も12年前に議員になって初質問で質問させてもらったものであります。

市では、毎年のように県に重点要望を上げているわけですがけれども、今、答弁にあったとおり、特に効いてるのはあれですよ。復路、帰り道が100円。車種に関係なく100円ですからすごいですよね。ここは私も利用してますので、利用してもらいたいし、利用者からすると、早く無料化にならないのかなということで、具体の数字が先ほど示され、令和3年度末で債務残高が約7億円。そうすると、今年はあと約6億円だから、あと5年、6年かなという。毎年、約1億円ずつは返済が進んでいるところなんですけれども。やはり、昔、中央大橋の100円の無料化っていうのがありましたよね。青森市の交通渋滞、あれは結構、かなり残債が残ってたときに英断されて無料化になったとお聞きしております。

この青森空港有料道路は、何も青森地区と浪岡地区の移動だけじゃなくて、南津軽郡の移動、流通交通の要であり、ひいては津軽地域への観光にも資するものだと私は思っております。

この無料化への前倒しを、半年でも1年でも早く要望するものであります。新しい知事にはぜひ検討して実現していただくことを要望してこの項は終わります。ありがとうございます。

最後は、道路の区画線について。8款土木費第2項道路橋梁費2目道路維持費。

もう雪が大分解けて春に向けて真っ盛り、これからいろんな花も咲いてきて春に向かうところですがけれども、当然、道路に穴が空いて、穴ぼこの修理補修もありますが、穴だけじゃなくて、今回は道路の区画線、白線について、確認の質疑をさせていただきます。

道路に設置されている横断歩道や道路中央線などの維持管理はどのように行われているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 横断歩道や道路中央線などの維持管理についての

御質疑にお答えいたします。

道路上に設置されております区画線などの路面標示は、交通の安全確保と交通の円滑化を図るため、車道中央線や外側線などの区画線については、国道、県道及び市道を管理する各道路管理者が設置し、横断歩道や停止線、進行方向を示す矢印などの規制に関する道路標示については公安委員会が設置しております。

本市では、区画線の補修については、例年、雪解け後、速やかに工事に着手できるよう債務負担行為を設定させていただき、交通安全施設整備事業により実施しております。具体的には、道路パトロールを実施し、薄くなるなど見えにくい箇所や消えている箇所について、区画線の引き直しを行っております。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

車道の中央線、外側線はそれぞれの道路管理者が設置すると。交通規制に係る横断歩道や停止線、進行方向を示す矢印など、道路標示は公安委員会が設置しているってことが分かりました。

先ほど答弁にもありましたけれども交通安全施設整備事業について、ちょっと確認したいと思います。過去3年間の当初予算額をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 交通安全施設整備事業の過去3年間の当初予算額についての御質疑にお答えいたします。

交通安全施設整備事業の過去3年間の当初予算額につきましては、令和2年度は3607万9000円、令和3年度は3804万4000円、令和4年度は3987万3000円となっております。

なお、地方公共団体が行う区画線などの道路交通安全性施設の整備に関わる経費につきましては、交通反則金収入を原資としました交通安全対策特別交付金として国から交付されております。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

この白線の原資が、実は交通反則金であると。答弁を聞くと、ほぼだそうです。

私も営業マン時代に、ちょっと急いで、スピード違反をして反則金を切られたことがありますけれども、お巡りさんが、皆さんのこの反則金は、このガードレールの標識のためになるんだよと、どうぞ速やかにサインをって感じでうまく口説かれたことがあるんですけれども——すみません、営業マン時代であります。

なるほど、ここが原資なのかなと。不思議なことに3800万円、3900万円ですというのであります。交通事故・反則が減っていけば、逆にこの予算が減ってしまうのかなということ、それはそのときにまた皆さんで考えたいと思います。

それでは、交通安全施設整備事業では、この区画線の設置や引き直しだけでなく、あとどういうことを行っているのでしょうか。線引きだけじゃなくて。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 交通安全施設整備事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、交通安全施設整備事業によりまして、区画線の設置や引き直しのほか、カーブミラー、ガードレール、転落防止柵等の道路交通安全施設につきましても、設置や補修を行うとともに、歩道の段差解消等も行っているところでもあります。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

まさに交通安全施設整備ということで、カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、また、歩道の段差解消もということで、去年の5月に、桜川の横断歩道の石切り、横断歩道の段差があつて、それを切っていただきまして本当にありがとうございました。

では最後に、一番速やかに線を引き直してほしいという願いから、市道の道路中央線などの区画線については、この引き直す箇所はどのように選定して行っているのかお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 区画線を引き直す箇所の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

市道の区画線につきましては、雪解け後に道路の区画線の状況を職員による調査、いわゆる道路のパトロールや町会・町内会、市民の方等からの情報提供も踏まえまして、薄くなるなど見えにくい箇所を選定するとともに、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性、優先度を判断して、道路中央線などの各線の引き直しを行っております。

○小豆畑緑委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

通学路の安全、ひいては歩行者全員の交通安全のため、この区画線は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。あわせまして、このたび4月から、皆様、自転車乗車時にはヘルメットの着用が努力義務となります。反則金は取られませんが、努力義務となりましたので、自転車の際にはヘルメットをできるだけ着用してまいりたいと思います。以上で質疑を終わります。

ありがとうございます。

○小豆畑緑委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月15日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時56分散会

2日目 令和5年3月15日（水曜日）午前10時開会

○小豆畑緑委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は3月13日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項により、本委員会に付託されている予算案等に係る質疑を除き、一般質問の延長となる質疑を行ってはならないこととされておりますので、よろしくお願いたします。また、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、事務事業名がついている場合は、事務事業名を、人件費など、事務事業名がついていない場合は、議案別冊のページ数及び予算の款項目を述べていただくとともに、令和5年第1回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
おもり令和の会、木村淳司です。早速、質疑に入りたいと思います。

まず、7款商工費1項商工費3目観光費に関連して東北絆まつりについてお伺いします。

本市にとって観光振興は大変重要な施策と考えております。市内の事業所単位で集計した産業分類別の従業員数を見ますと、宿泊業・飲食業における従業員数は1万221人と、集計された全従業員数の約10%となっていることから、観光振興は関連する産業における仕事づくりという点でも大きな役割を担っています。

さて、東北6県の祭りが集結する東北絆まつりが、今年6月に青森市で行われることとなっています。この祭りの規模は、2016年6月に開催された東北六魂祭2016青森と同規模を予定しているとのこと。東北六魂祭には、2日間で約27万人の来場者がありました。これは本市の人口を上回る来場者であり、非常に大きなイベントと思います。

そこで質疑いたします。本定例会に東北絆まつりの市の負担金については御提案されておりますが、東北絆まつり2023青森、この全体事業費とその内訳をお示しくください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 木村委員の東北絆まつり2023青森の事業費の内訳についての質疑にお答えをいたします。

東北絆まつりは、平成29年度の仙台市を皮切りに開催され、一巡となる本年は6月17日土曜日、6月18日日曜日の2日間、いよいよ本市で開催されます。

東北絆まつりにつきましては、実行委員会方式で開催しておりまして、本市では、令和5年度当初予算案に、東北絆まつり実行委員会に対する負担金等として、2億2625万5000円を計上し、今定例会に提案しております。本実行委員会全体の予算につきましては、市の予算が決定した後、3月下旬に予定されております実行委員会総会で決定されることとなっておりますが、現時点における主な支出の内訳といたしましては、パレード会場やメイン会場の催事運営費として約3億6000万円、ポスターやチラシなどの印刷広報費等として約1100万円、合計約3億7000万円を見込んでおります。

収入につきましては、本市からの負担金のほか、例年、東京都の特別区長会から支援いただいております補助金約2300万円に加えまして、観覧席収入や企業協賛金などを見込んでおります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

これは、かなり大きな予算だと思いますので、これまでの開催市における全体事業費と比較をしたいと思います。

これまでの開催市、5市における全体事業費をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の質疑にお答えをいたします。

これまでの開催市実行委員会における全体事業費の決算額について御答弁申し上げます。平成29年度開催の仙台市が約3億6000万円、平成30年度開催の盛岡市が約3億7000万円、令和元年度開催の福島市が約3億7000万円、令和3年度開催の山形市が約2億3000万円、令和4年度開催の秋田市が約3億100万円となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 こちらの予算については予算を精査すると同時に、その効果、このお祭りがどれくらい地域の経済に貢献しているかという観点も非常に重要であると考えます。

これまで他都市で開催された東北絆まつりの経済波及効果についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の質疑にお答えをいたします。

これまで東北絆まつりが開催された各都市の経済波及効果につきましては、祭り終了後に発行されております実績報告書によりますと、仙台市が44億7000万円、盛岡市が28億6000万円、福島市が41億8000万円、秋田市が7億3000万円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度から延期し、令和3年度に開催した山形市につきましては、市役所庁舎内での6祭りの展示のみと

なったことから、経済波及効果が公表されておられません。また、令和4年度に開催した秋田市につきましては、パレード等が運動公園内で限定して行われましたことから、先催市に比べ、経済波及効果が低く算出されているとのことであります。

なお、平成28年度に青森市で開催された東北六魂祭の経済波及効果は、一般財団法人青森地域社会研究所の試算で29億円と算出されております。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

経済波及効果を増やしていくというのが、こういう祭り・イベント開催でのポイントになるかと思えます。これを増やすためには、まず来場者数を増やすことかと思えます。そして、来場者数を増やすためには、スムーズに会場へアクセスできること、これが必要だと考えます。

そこで、質疑いたします。東北六魂祭では、シャトルバスを運行していたかと思うんですが、今回の東北絆まつりでもシャトルバスを運行するのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 シャトルバスの運行についての再質疑にお答えをいたします。

平成28年度に開催いたしました東北六魂祭では、自家用車でお越しの来場者に向けて、油川埠頭及び合浦公園臨時駐車場から会場に有料のシャトルバスを運行しておりますけれども、1便当たりの利用者が約9人と利用が低調であったところでもあります。

東北絆まつりにおきましては、臨時駐車場の設置の検討と併せまして、シャトルバスの運行についても、前回の実績を踏まえ、バス事業者と協議していくこととしております。また、祭り会場へのアクセスにつきましては、臨時駐車場や交通規制の内容などを盛り込んだ交通マップを作成し、ホームページや「広報あおもり」などでお知らせするとともに、鉄道や路線バスなどの公共交通機関の利用も呼びかけてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 前回、シャトルバスを運行したけれども、低調だったということで、ちょっと大人1000円、子ども500円というと、かなり高いような感じがいたします。それだと市内に来て、駐車場にとめた方が、二、三時間いても、まだ安いんじゃないかという形ですので、そのあたり、なるべく市内に車が行かないほうがいいかと思えますので、市内の駐車場に、市街地というか、駅周辺・会場周辺の駐車場にとめた場合、二、三時間ぐらいとめた場合と比較して、安くなるような形で、バス事業者の都合なんかもありますので、なかなか難しいかと思うんですけれども、利用者がなるべく増えるようにしていただきたいと思えます。

今回、東北絆まつりの最大の呼び物というのは、国道での各祭りのパレードだと

思います。このパレードの期間中は、当然、国道は交通規制ということになるかと考えます。

そこで質疑いたします。会場へのアクセスにはバスなどの公共交通機関の利用を呼びかけるということでしたが、パレードの交通規制中のバスの運行方針をお示しください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 交通規制中のバスの運行ルートについての再度の質疑にお答えをいたします。

パレードコースを含めた交通規制につきましては、現在、関係機関と協議しているところでありまして、路線バスの運行につきましては、ねぶた祭と同様に、規制コースを迂回して運行するよう、ルートも含めまして、今後、バス事業者と協議することとしております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 前回の東北六魂祭2016、私も会場でいろいろ見ました。パレードも見ましたし、あとはアスパムのところで、えんぶりを見たりとか、地元の、県内のお祭りの出し物を見たりして、非常に楽しみました。

ただ、やっぱり会場へのアクセスがかなり大変で、混んでいるところは、やはりすごく混んでますし、バスなんかもなかなか来なかったりとか、非常にアクセスの面でいろんな御意見があったかと思えます。そういったところ、前回の反省を生かして、前回と同じ規模の祭りなので同じようにやればよいということではなくて、前回悪かったところをしっかりと検証して、まだ6月まで少し時間がありますので、いろいろと考えていただきたいと要望いたします。

それから、青森ねぶた祭の経済効果について、弘前大学の研究によると、祭りによって直接発生している需要に対して、その需要額の3割以上が地域外に流出していると指摘されておりました。地域における経済効果を増やしていくためには、観光客1人当たりの消費額を増やすことはもちろん、消費する物やサービスの受給率を上げることが良い方法だと考えられております。宿泊客の割合を増やすことや周辺の飲食店など、地元店舗の利用を促進していくこと、また、食材に地元産品を利用することなどが有効と言われております。

今回の祭りでは、最大のイベントであるパレードが土曜日の夕方から夜にかけてと、それから日曜日の昼間の2回実施されるということになっているとお聞きしております。このことは宿泊客を増やすことにつながる大変良い計画だと思います。

今後、この祭りと連携して、地元商店街での各種イベントなどが計画されているとのこと。周辺でのイベントを含めて、来場者が周遊をして、長い時間楽しむことによって、例えば、地元で飲食をする、屋台で御飯を食べるとか、そういったところで消費額を増やす、そういうような地域への経済効果、経済波及を大きくす

ることを目標に東北絆まつり2023青森をぜひ開催していただきたいと要望して、この項は終わります。

引き続き、篠田地区融流雪溝について、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連してお伺いたします。昨年12月の予算特別委員会でも、この篠田地区融流雪溝整備の進捗状況について質疑いたしました。年度が変わりますので、改めて、お聞きしたいと思います。

青森市雪対策基本計画では、篠田地区の融流雪溝の令和5年度末時点での整備目標延長は2.7キロメートルとなっております。しかしながら、さきの予算特別委員会で御答弁いただいた時点では、進捗は約800メートル程度となっております。そこで、大幅なペースアップが必要ではないかということをお願いさせていただきました。

そこで質疑いたします。来年度の篠田地区融流雪溝整備事業の事業費及び予定整備延長をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 木村委員からの篠田地区融流雪溝の令和5年度の整備概要についての御質疑にお答えいたします。

篠田地区融流雪溝整備事業につきましては、平成30年度から事業を進めておりました、2級河川沖館川からの河川水を水源とし、計画延長は約13.5キロメートル、総事業費は約27億3000万円を見込んでおります。

これまでの進捗といたしましては、令和3年度より青森駅西口付近136メートル、令和4年度におきましても青森駅西口付近686メートルを整備し、令和4年度末時点での事業費ベースでの進捗率は約8%の見込みとなっております。

令和5年度の整備概要につきましては、当初予算1億7960万円を計上し、今定例会で御審議いただいているところであります。令和5年度につきましても、今年度に引き続き、青森駅西口付近の約900メートルの整備を予定しております。また、融流雪溝設置に伴う水道・ガス管の移設補償を行うとともに、取水施設について、県との河川協議も同時に進めていく予定であります。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 なかなか厳しい財政事情の中、整備の予算が思うようにつかないというような事情があるというふうにお聞きしております。

しかし、地域経済分析システムの500メートル四方の将来人口推計によりますと、篠田地区の人口は、2015年から2040年にかけて、15%以上減少すると推定されております。そうしますと、早期に整備をしませんと、かかる事業費がそのまま――受益人口がどんどん減って、事業効果が減少するということになってしまいます。

本事業の実施財源となっているのは社会資本整備総合交付金かと理解しております。こちらは事業において、中間事業評価、また、事後評価を行うことが基本となっていると思います。

これですと、BバイC――ベネフィット・バイ・コストですけれども、事業費

に対して受益のほうが少ないということになると、事業効果が1を切ってしまうと、基本的には、事業を途中で中止というような判断も、基本的にはないかと思うんですけども、あり得ますので、そういうことがないように、できるだけ早期に進めて、事業効果——どうせ同じお金をかけるのであれば、早期に整備をしていたきたいと思います。

また、青森駅西口は、せっかく広場が供用開始となりました。これから、東西の駅周辺というのは振興を図っていく、都市機能を誘導していくところになりますので、ぜひ引き続き、今後の事業のペースアップ、できるだけ早期に一部でも供用開始ができるように、事業の進捗を図っていただくことを再度要望いたしまして、この項を終わります。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、青い森セントラルパークの整備についてお伺いいたします。

現在建設中の青森市総合体育館は、中央大橋から見ますと、鉄骨が立ち上がり、その全容が次第に見えてまいりました。この総合体育館と同時に、青い森セントラルパークも公園としての一体的な整備を行う予定となっております。

令和3年10月に、前身の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、これが改正になりまして、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、通称まちの木造化推進法というのが施行されました。この、まちの木造化推進法におきましては、公共建築物はもちろん、民間建築物にも積極的に木材を利用することを目指していくとなっております。

地域産木材の利用は、林業や製材業といった地域産業の活性化にもつながります。つまり、法律の趣旨は、公共建築物を模範にして、民間建築物へも木材利用、地域の木材利用を広げていくということです。

青森市でも、青森市木材利用促進基本方針の中で、青森市内の公共建築物の整備において、積極的に地元産材の利用を促進すると定めています。公共建築物の柱や、はりなどの躯体や床や壁などの内装だけでなく、公園のベンチや遊具などでも地元産木材の利用が全国的に広がっております。

そこでお伺いします。青い森セントラルパークの公園部分について、地元産材を利用する予定があるのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 青い森セントラルパークの公園部分についての御質疑にお答えいたします。

青い森セントラルパークの公園部分につきましては、青森市総合体育館と同様に、令和3年度の設計業務を経て、本年4月から工事に着手し、令和6年7月の供用開始を目指して整備を進めております。

公園部分の整備に当たりましては、本事業の業務内容等を示した仕様書に相当します要求水準書におきまして、1つに、親子で遊べるスペースやグランドゴルフ、

ペタンクなど、気軽にレクリエーションが楽しめるほか、屋外でのイベント等、多様な利用ができる空間を確保すること、2つに、滑り台やブランコなどの遊具施設を設置すること、また、キッズルームとのつながりに配慮すること、3つに、緑化を適切に行うこと、樹種につきましては、青森市緑の基本計画に規定する青森市推薦樹種を原則とし、立地条件に適した選定を行うことなどを求めており、事業者からは、1つに、スポーツ利用だけでなく、気軽にレクリエーションが楽しめる東西に連続した広場の整備、2つに、斜面と一体の滑り台がある小高い森の整備、3つに、地形や樹林など、自然の中で子どもが自由に体を動かし、自然を遊具にして遊べる広場の整備などといった広く多目的に活用できる広場の整備について提案がありました。

このように、公園部分につきましては、緑地・広場といった植栽や芝生のほか、舗装した園路や駐車場を主に整備することとしておりまして、木材利用に関する提案といたしましては、小規模ではありますが、ベンチなどといった公園施設の提案があったことから、今後、事業者とその他公園施設の地元産材の利用の可能性について協議することと考えております。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今、自然を遊具にして遊べる公園を造るといような方針だということでした。これは、なかなかいい方針ではないかと思えます。

青森市は、青森と名前がついてるので、郊外というか、例えば、30分ぐらい車を走らせると、眺望山であるとか、また、雲谷の山だとか、非常に自然が豊かなところですが、しかし、市街地はかなり家が密集してしまっていて、なかなか自然と親しんで遊ぶところがないというのが現状だと思えます。そういった自然を遊具にして遊べる公園が中心部にあるというのは非常にいいことだと思えます。であれば、ベンチなどの施設も、自然を遊具にして遊ぶと、そういう公園のコンセプトに合ったものが非常に良いのではないかと考えます。

また、公園など、屋外の施設に木材を利用する際に懸念されるのは、まず風雨にさらされることによる腐朽、つまり木材が腐ることによる劣化、また、雪国青森では、積雪により物理的に破壊されてしまうというようなことが懸念されます。そうすると実績のある既製品がということになりがちではあります。

しかし、雪国であっても、地元産材を屋外に利用してる例は数多くあります。例えば、青森市と同じ豪雪地帯である新潟県では、地元企業が地元木材を利用した雪まがりベンチというものを開発・販売しております。これは、もう地元の公園などに設置されているということです。

雪まがりベンチ、これは、積雪によって、樹木の根元が曲がってしまうと。その曲がった形そのままに、厚い板にひいて、それをベンチの座面にしております。そして、座面を支える足の部分も丸太でできております。もちろん、防腐剤などを塗布はしているんですけども、仮に、多少、表面が腐朽したとしても、一つ一つの

部材の断面積が大きいいため、すぐに壊れることがない構造になっております。こうした無垢の木——丸太をそのままひいて、板や丸太にして利用している、こうした無垢の木を利用した公園施設は、景観にもなじみますし、市民の憩いの場としての効果も高まるものと考えます。また、加工度を低くすることで、製材、つまり丸太から製品にする際の歩留り——100の丸太からどれぐらい製品ができるかという歩留りが高まることで、製材業のもうけ、そして林業のもうけ、森林所有者への還元を高めていくことにもつながります。

地元木材を利用するに当たって、課題となるのは、地元産木材の調達です。木材は、森林から切り出して、実際に利用するまでに、樹木の伐採、運搬や乾燥などの加工の準備にも、ある程度の時間がかかります。そのため、市で、例えば、公園のベンチには、こういう地元産木材を使った製品を利用しますというものがあらかじめ決まっていれば、地域経済への波及効果を最大化する形で、木材利用を図ることができると思います。

ぜひ、個別の施設の整備に当たって、具体的な木材利用の計画を早めに立てていただき、青森市木材利用促進基本方針の理念が実現できるよう、積極的な取組を要望します。

また、これは農林水産部になりますけれども、青森市木材利用促進基本方針、これが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に則して制定されたものと理解しております。ぜひ、新しくなったまちの木造化推進法に基づく利用の基本方針、一般の建築物、民間建築物にも踏み込んだ計画を早めに策定していただき、青森という名に恥じない木材利用ができる町にしていきたいと思っております。

以上で、この項は終わります。

次に、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費に関連して、森林環境譲与税についてお伺いします。

令和元年度より都道府県及び市町村への配分が始まった森林環境譲与税ですが、令和4年度より譲与税全体の金額及び市町村への配分割合が上昇したことで、令和5年度当初予算ベースでの本市での森林環境譲与税額も約7600万円と、令和3年度に比べて約25%以上アップしております。

また、これまで都道府県及び市町村へ配分する譲与税の財源は、地方公共団体金融機構の準備金から、簡単に言いますと前借りをして実施しておりましたが、令和6年度から、個人住民税において年間1人1000円森林環境税が課税される形で、いよいよ国民負担を持った形での譲与税の運用というのが始まります。こうした国民の負担があるということは、より森林環境の保全や林業・木材産業の振興による地域活性化につながるような使途が求められる状況です。

そこでお伺いします。本市における令和5年度森林環境譲与税の総額及びその使途をお示しくください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の令和5年度における森林環境譲与税に関する御質疑にお答えします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国民の生命を守ることに繋がってまいります。一方、森林整備を進める際、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足、木材価格の低迷による経営意欲の低下などが全国的に大きな課題となっております。

このような状況の下、平成30年5月に成立いたしました森林経営管理法に基づく森林経営管理事業を推進し、また、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止を図るため、森林整備に係る課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要となっております。

このため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところであります。

森林環境税は、ただいま木村委員からお話がありましたとおり、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いまして、国税として徴収することとされております。また、森林環境譲与税は、市町村が有する私有林の人工林面積、人口及び林業就業者数を基に令和元年度から市町村及び都道府県に対し譲与されており、本市におきます令和5年度の譲与額であります。7601万5000円の見込みとなっております。また、森林環境譲与税の用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条により、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされてございます。

本市におきます令和5年度の森林環境譲与税の用途につきましては、森林経営管理事業や林道整備事業等の森林の整備に関する施策に1315万8000円、森林公園や森林博物館の管理運営等の森林の有する公益的機能に関する普及啓発に4825万8000円、公共施設の整備に伴う木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に1459万9000円を予定しているところであります。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

市町村が森林・林業施策を推進していく上での大きな課題として、専門知識や経験を有する人材がないことが挙げられると思います。

市町村における専門人材の確保支援の施策として、地域林政アドバイザー制度というものがあります。地域林政アドバイザーとは、森林・林業に関する一定の専門資格を有する個人または有資格者が在籍する法人に対して、市町村森林整備計画の策定など、施策の企画立案や林業関係者への指導・助言といった業務を委嘱するこ

とができる制度です。

市町村が地域林政アドバイザーの雇用や委託に要した経費については、その措置率は市町村では1人当たり500万円を上限として7割、これが特別交付税措置の対象となります。また、この特別交付税措置を受けた残額、つまり市町村負担分を、譲与税を財源として充当することも、恐らく問題がないものと考えられます。ですので、ある意味では一般財源から持ち出しゼロで委嘱することも可能だというふうに考えられます。

また、もう1つ、市町村で専門人材を確保する方法として、圏域の市町村で地域協議会をつくるという方法があります。

埼玉県秩父市をはじめとする秩父地域1市4町では、秩父地域森林林業活性化協議会を置き、この協議会の中に集約化推進室を設置し、2名の推進員が各市町と連携しながら、9年間かけて、意向調査や森林の境界、所有の境界を確認するなどを実施する計画を実行しているところです。そして、この集約化推進室の事業費約800万円を各市町が森林環境譲与税から拠出しています。

そこでお伺いします。森林環境譲与税の使途として、地域林政アドバイザーに業務を委嘱することや、圏域市町村で協議会をつくり、そこに専門人材を配置するという考えはないかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 地域林政アドバイザーや圏域市町村での協議会についての再質疑にお答えいたします。

地域林政アドバイザー制度は、市町村や都道府県が森林事業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいは、そういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るものであります。

地域林政アドバイザーの活用例といたしましては、市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務、森林経営管理制度に係る事務の指導・助言、伐採、造林の指導・助言などとなっております。

本県におきましては、黒石市で令和元年度から令和3年度、また、三戸町で令和2年度から令和4年度におきまして、地域林政アドバイザーを雇用した実績があります。また、他都市におきましては、森林林業に関する専門的な知識や技術を持つ人員が不足している複数の自治体が森林経営管理制度の取組や運用を進めるに当たり、専門知識を持つ人材を雇用し、また、協議・検討を重ねながら、事業の推進を図るため、協議会を設立している事例もあります。なお、協議会の設置につきましては、今のところ、本県において、事例はないものと伺っております。

本市におきましては、森林資源の適切な循環・管理を推進し、森林の有する水源の涵養、災害の防止及び自然環境の保全など、森林の有する多面的機能を維持していくため、林業の基盤であります林道の維持・整備や森林経営管理事業を着実に推進し、また、森林の有する公益的機能に関する普及啓発や公共建築物への木材利用

の促進に取り組んでいるところであります。

地域林政アドバイザーの雇用や協議会の設立につきましては、現在のところ、予定はありませんが、今後とも、森林環境譲与税の活用方法につきましては、他都市での取組等を参考にしながら、適切な森林の整備に努めてまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

黒石市と三戸町で地域林政アドバイザーを雇用されているということでした。三戸町の地域林政アドバイザーの方は、私は、令和3年、令和4年と県のほうにいましたので、実際にお会いして、いろいろ一緒に仕事をしておりました。森林組合のOBの方だったんですが、やっぱり、非常に専門知識を有しておりますし、地域の森林にも詳しいということで、三戸町の林業政策が一段と進んだというような印象を受けております。

三戸町と青森市ですと、たしか譲与税の額は、青森市のほうが大きいはずですので、ぜひ、地域林政アドバイザーの雇用等、人が足りない、専門人材がいけないというのが、林業政策ができないというような理由になっておりますけれども、先ほど御紹介しましたように、人を雇うことが、雇うというか委託したり、そういった人材確保をすることができるような財源ですので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、1年の地域林政アドバイザーへの支給額500万円といたしますと、例えば、県庁ですとか、あとは国有林の再任用職員が、今、定年延長になってますから、定年延長職員の支給額よりも高いですね、これは、非常に高いと。そうなると、例えば、森林管理署の定年延長になっている職員の方ですとか、県のOBなんかは、十分雇用できる水準となっております。

そういった意味でも、人材確保できる制度になってますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

市町村での森林・林業専門人材の確保と同時に、実際、現場で森林の整備に当たる林業従事者の確保も非常に重要と考えます。青森市の林業従事者数は、平成27年には194人となっております、平成7年の491人から半分以下になっています。今後、森林の適切な管理経営を進めていく上で、林業従事者の確保は急務です。

しかし、人材獲得の足かせになっているのが労働環境です。林業は、安い、きつい、危険のYKK職場と言われておまして、特に問題になるのが危険労働災害の多さです。労働者1000人当たりの1年間に発生する死傷者である死傷年千人率は、全産業の中で最も高い状態が長く続いております。ちなみに、令和3年度の数字を挙げますと、林業は24.7、他産業の平均は2.7、建設業は4.9となっております。

労働安全性を高めるためには、防じん性能のある、チェーンソーの切り込みなんか、そういうのを防ぐ機能のある作業着や作業靴の着用などが有効とされておま

す。これは法令でも着用が必須となっております。しかし、こうした安全具は高価であり、林業従事者自身が用意する場合でも、事業者が用意する場合でも非常に大きな負担となっております。

新潟県柏崎市では、林業従事者に支給する現場手当、安全衛生手当など、特殊手当などへの支援を林業事業体に対して、森林環境譲与税を用いて実施しております。

そこでお伺いたします。青森市でも、こうした林業事業者向けの労働環境改善の取組が必要と考えますが、これまでの取組についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 林業従事者の労働環境についての再質疑にお答えいたします。

本市におきましては、林道整備や森林経営管理事業の着実な推進により、森林の整備とともに、林業従事者の雇用創出や人材育成を図ってきたところであります。他都市におきましては、人材育成や担い手の確保対策として、林業施設や設備の整備に対する補助等に取り組んでいる事例があることについても承知をさせていただいてるところであります。

今後とも、他都市での取組を参考にしながら、適切な森林整備を通しまして、林業従事者の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ちょっと最後に要望を述べさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

まず、労働災害が多いこと、これは林業従事者の金銭的な待遇を向上させていく上でも重い足かせになっております。例えば、雇用者が全額負担する労災保険料の保険料率、これを産業ごとの死傷年千人率で決定しておりますが、林業の保険料率は6%となっており、林業より料率が高いのが、「水力発電施設、隧道等新設事業」と「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」、この2つだけです。要するに、「黒部の太陽」とか、あと「海峡」、「幸福の黄色いハンカチ」、こういうような世界ですね。石原裕次郎とか高倉健、ハードボイルドの男の仕事の世界、これはカッコいいんですけども、社会保険の現実が厳しい。それと同じぐらい林業の社会保険の現実が厳しいということになっております。この高い労災保険料率は、給与水準が高まらないことに当然つながっていくわけです。ただでさえ人手不足で、他産業との人材の奪い合いがあるにもかかわらず、これでは人材確保の競争力が保てるはずありません。個人的な意見ではありますが、給与水準が低いこと、これは労働災害の増加にもつながっていると感じます。給与水準が低いということはもうけが少ないということになりますから、雇用者は何とかもうけを出さなければと、安全より速度を重視した事業を進めがちになります。雇用されている側は、きつい仕事なのに給料が安いということで、自尊心が低くなりますし、技能を磨こうというやる気も出てきません。チェーンソーや刈払機で手足を切ってしまう。こういう事故は、防じ

ん性能のある作業服で防げても、死亡事例で最も多い伐採した樹木の下敷きになるような事故、これは、本人が技能向上に努め、自分を大事にして、気をつけるより他ありません。

やはり、適切な森林経営管理の実施のために、森林環境譲与税を活用した林業の労働安全への直接的な取組、先ほど紹介したような新潟県柏崎市のような手当の支給であるとか、安全用品購入への補助などが必要と考えます。

最後に、譲与税全体の青森市での用途について、意見・要望をお話しします。

青森市の林業費は、譲与税導入前の平成30年度では、1億1174万円、導入後の令和5年度当初予算では1億175万円と変わらず約1億円で推移しております。平成30年度は、もちろん譲与税はゼロです。それで、令和5年度は約7600万円となっております。このことが示すのは、一般質問でも御指摘がありましたとおり、譲与税が新規事業ではなく、これまでも林業分野で実施してきた必須の事業の財源を譲与税に振り替えただけという実態かと思えます。これは、厳しい財政事情は理解しておりますし、森林環境譲与税は、先ほど、農林水産部長からも紹介がありましたとおり、森林の整備に関する施策、森林の整備の促進に関する施策に充てるとされており、用途自体は適切であります。

また、こうした用途については、林野庁も、特段、問題視はしておりませんが、お願いベースで、何とか新規事業にというのが実態であります。当初は、それを使ってはいけないというふうに、林野庁は、令和元年度あたりは言っていたんですが、各市町村から、特に財務部局が猛烈な反発に遭いまして、そういうのは言わないでくれと言われまして、方向転換したというのが内情でありました。

ただですね、やはり、せっかく財源があるわけですから、ぜひ意欲的に新しい取組に挑戦していただきたいと思えます。先ほど、課題として、青森市役所に森林・林業の専門人材がないことが課題ということがありますがけれども、地域林政アドバイザーや圏域の協議会の活用など、人材確保に当たっては、財源、スキームともに解決策も用意されております。財務部局のほうでも、ぜひ理解していただいて新規事業につなげていただきたいと思えます。森林・林業、これは資源が地域に存在し、公共建築物や住宅への地域材利用を促進することによって、需要と供給を地域で完結させることができるという点で、循環型の地域経済振興に有効な手段となります。現在、石油の高騰など、やはり、ここでつくって遠くに売るだとか、そういう、かなり広域の経済圏というものを維持していくことができるのか、あるいは果たしてもうけが出ていくのかということ是非常に疑問があります。ぜひ地域で循環する経済をつくっていくのが、これからの青森市にとって必要なことだと思います。そのためにも森林・林業というのが非常に有効な手段になりますので、ぜひ積極的な政策に取り組んでいただきたいと考えているわけです。

川上である森林の適切な管理経営のための人づくり、川中、これは木材産業の振興による木材供給体制づくり、川下——木材利用局面では、公共建築物への木材利

用等、幅広く譲与税を財源にして取り組むことができます。ぜひ積極的に他市町村の取組事例を研究し、部署を横断して意欲的な事業を実行していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に山田千里委員。

○山田千里委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党、山田千里です。

早速、質疑に入りたいと思います。

初めに、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費及び2目住宅建設費、市営住宅について質疑いたします。

これまで、何度となく一般質問でも取り上げてきましたが、市営小柳第一団地ですが、予定されていた5棟建設される予定が、需要に対する住宅供給量は確保されていることから、新たな住宅建設は行わないこととされ、3棟建築が終わり、今現在、旧団地は解体され更地整備がされているところです。かなり広大な土地でもあり、目につくことや確かな情報が行き渡っていないことから、今、近隣住民の間では憶測が飛び交い、住民の方々からは跡地はどうなるのかと多くの声が寄せられています。

そこで質疑いたします。小柳第一団地解体後の跡地の利活用について、どのように考えているかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 山田委員の小柳第一団地の跡地についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅を含む本市の公共建築物につきましては、平成28年2月に策定しました青森市ファシリティマネジメント推進基本方針において、人口減少や厳しい財政環境を勘案すると、既存の公共施設等の総量や機能を現状のまま維持し続けることは非常に厳しい状況となっていることから、必要な行政サービス水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制や長寿命化の推進等を図ることとしており、当該基本方針との整合性を図りながら、青森市公営住宅等長寿命化計画を令和3年3月に策定しました。

本計画では、将来的な公営住宅施策対象世帯の需要と各団地の将来的な事業手法選定結果を反映させた住宅供給量を推計した結果、令和12年度までの計画期間及び今後20年間の中長期見通しにおきましても、需要に対する住宅供給量は確保されていることから、新たな住宅建設は行わないこととしております。

これらのことから、今年度、旧小柳第一団地6号棟から10号棟の解体工事を実施し、解体後の跡地につきましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、全庁的に利活用の方法を検討してまいります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 これから検討していくということですが、この活用方法というのは、いつまでに、どのような形で決められていくものなのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、こちらの利活用につきましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、まず、全庁的に利活用について検討してまいりまして、その利活用の検討の結果に基づき利活用をしていくというところであります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 そうしますと、しばらくは更地のままになるかと思うんですけども、この小柳第一団地は、目の前が小柳小学校なので通学路沿いともなりますので、跡地の管理体制はどのようなになるかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 小柳第一団地跡地の管理体制についての御質疑にお答えいたします。

市営小柳第一団地では、昭和47年度から昭和49年度にかけて整備された既存団地の建て替え事業を実施しているところで、今年度は老朽化した鉄筋コンクリート造四階建て5棟の解体工事のほうを行っております。

解体後の敷地につきましては、小柳小学校に近接し、敷地に接する道路が通学路に指定されていますことから、解体後の敷地の安全管理を目的として、敷地外周に、くい及び進入防止用のロープを設置しまして、併せて看板等により進入禁止の注意喚起をすることとしております。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 ぜひとも、その周知のほうを徹底していただきたいと思えます。

そうしますと、この更地のままでいくと、冬までにはまず決まらなるとすれば、めどが立たないとすれば、この土地を市民の雪捨場とかとして活用する可能性はないのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

この跡地の活用ということですが、先ほども申しあげましたとおり、ファシリティマネジメント推進基本方針に基づいて検討してまいるところであります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 分かりました。

そうしますと再質疑です。同じエリアにある小柳第三団地の住民から、新しくなった小柳第一団地を間近で見ているものですから、自分たちの団地も老朽化に対し、かなり不安な感じを抱いております。

そこで質疑いたします。小柳第三団地の老朽化に対し、計画的に維持管理を進めていくべきと思いますがいかがでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 小柳第三団地の維持修繕についての再質疑にお答えいたします。

小柳第三団地につきましては、昭和57年から昭和59年にかけて4棟建設しておりまして、公営住宅法で定める耐用年数70年のうち、現在、約40年を経過しておりまして、令和3年3月に策定した青森市公営住宅等長寿命化計画におきましては、用途廃止はせずに、継続して維持管理していく団地として位置づけております。

小柳第三団地の維持修繕の状況としましては、令和4年12月に排水管の詰まりを予防・改善するため、全住戸内の排水管天井修繕工事のほうを実施しております。

また、当該団地におきまして、外壁の老朽化が進んでいることから、段階的に外壁の改修工事のほうを実施していくこととしており、令和5年度には当該工事に係る設計業務委託のほうを予定しております。

今後も安全性を最優先としながら、入居者の生活に支障を及ぼさないよう適切な維持管理に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 分かりました。

では、もう1つ、同じエリアに小柳第二団地もあるんですが、そちらの老朽化に対する計画はいかがでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 小柳第二団地の維持修繕につきましの御質疑にお答えいたします。

小柳第二団地は、昭和53年から昭和54年にかけて4棟建設し、公営住宅法で定める耐用年数70年のうち、現在、約44年を経過しておりまして、青森市公営住宅等長寿命化計画におきましては、用途廃止はせずに、長寿命化型の改善工事を行って維持管理していく団地として位置づけております。

小柳第二団地の維持修繕の状況としましては、令和4年10月に全住戸の給水管、高架水槽等の腐食・劣化している部分の修繕工事を実施しております。

今後も安全性を最優先としながら、入居者の生活に支障を及ぼさないよう必要に応じて修繕工事のほうを実施しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 ありがとうございます。

実は、この小柳第二団地に住む方々から、自分たちのところは老朽化がひどいので、もしかしたら小柳第一団地が建つのであれば、私たちも入れるんじゃないかという、期待をする声が寄せられていたんです。でも、この先、第一団地に、残り2棟は建たないということが周知されていなかったことよっての、この期待だった

と思うんです。ですので、第一団地に、この先建たないという、利活用されるまで更地の管理体制、安全性の周知、そして何よりも、更地になった土地をいかに市民のために生かせるか十分検討していただきたいと思います。

そのために何より、近隣住民の声を聞くことをぜひ行っていただきたいと思います。すでにタウンミーティングでは、町内会長さんからドッグランにしてはどうかとか、地域の中学生からは球技などができる公園がほしいなどという声も寄せられています。拙速に売却等をせずに、まず住民の声を聞くことをしていただきたいと思い、このことを要望しまして、この項を終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費8目健康増進センター費に関連して、健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームについて質疑いたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。(発言する者あり)

○山田千里委員 まだありました。

○小豆畑緑委員長 ごめんなさい。

○山田千里委員 令和4年第4回市議会定例会における条例改正により、令和5年4月から健康度測定がなくなる旨が、健康増進センター及び西部市民センターの利用者、市民の皆さんに市のホームページ、「広報あおもり」、施設の貼り紙等で2月中旬に告知されました。

ところが、定期的に利用されている方から、多くの利用者の皆さんが、なぜ健康度測定を終了するのかとのお怒りの声が上がっているという情報が寄せられました。私も、健康度測定をなくすことで、ハードルが下がり、利用しやすくなればいいのではないかと思って、趣旨は理解していたつもりでした。

しかし、今回寄せていただいた利用者の方々の声を聞けば聞くほど、私の認識が甘かったなとつくづく反省しております。

そこでお伺いいたします。この条例改正の趣旨は、健康度測定をしなくてもよくなることで、トレーニングルームが利用しやすくなり、高齢者の利用の増加も見込まれるということでしたが、今後の安全確保など、施設の管理体制はどのようになっていくのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 山田委員からの健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームについての御質疑にお答えいたします。

令和4年第4回青森市議会定例会において御議決をいただいた条例改正については、1つに、外出自粛など新型コロナウイルス感染症の影響から、利用者が減少していること、2つに、初回利用時に健康度測定を受けず、運動機器を利用したいというニーズがあること、3つに、1年ごとの更新時に選択制となっている健康度測定を受ける利用者が少ないことを背景とし、健康度測定を不要とする改正を行ったものであります。

この改正により、コロナ禍で外出や活動を自粛することによる運動不足等が危惧

される中、気軽に思い立ったとき、運動に取り組める場として、市民が利用しやすい環境が創出され、より多くの市民に有効活用いただくことで、運動習慣の定着による生活習慣病の予防や介護予防など、個々の主体的な健康づくりへの取組が一層推進できるものと考えております。

現在、健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームにつきましては、指名競争入札により施設の運営管理業務を委託しており、指名業者については、スポーツ施設運営管理業務に登録している業者から選定しております。

来年度も同様に、スポーツ施設運営管理業務に登録している業者から選定し、運動機器の使い方の相談や注意事項の説明などに対応する職員を配置することとしております。また、運動機器の使い方に関する注意事項の施設への掲示や標準的な運動メニューを紹介したリーフレットを作成し配付するなど、初めてトレーニングルームを利用する方や高齢者も安全かつ効果的にトレーニングできるよう配慮してまいります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 今の健康度測定終了の内容は、前回の予算特別委員会でも聞いた内容と同じでした。それに伴って、条例改正が議決されたと思うんですが、この健康度測定終了の周知後、市民の皆さんからはどのような反応が寄せられているかお示しく下さい。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 健康度測定が終了することを周知した後の市民からの御意見についての再質疑にお答えいたします。

健康度測定についての利用者からの意見として、以前、更新時の健康度測定を選択制とした際、健康度測定を受けずに自由に使えることから利用しやすくなった、毎年、健康度測定を受けるのは大変だったので助かるといった声が多く寄せられ、利用者の多くは健康度測定を受けずに更新している状況であります。

令和5年度から健康度測定を終了することにつきましては、トレーニングルームでの掲示やホームページ等で周知を行っておりますが、市民からは、友人や家族を気軽に誘って一緒に運動できるといった声のほか、一部の利用者の方からは、健康度測定を続けてほしい、従業員を変えないでほしいとの御意見が寄せられております。また、これまで利用していない市民からは、自由に運動できるようになるので、利用したいといった声も寄せられております。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 様々な声が寄せられていて、好意的な声のほうが多いような印象を受けました。

前回の予算特別委員会での質疑の答弁の中では、健康度測定を終了することによって健康指導がなくなる、そして、健康運動指導士の配置が必要なくなるという構図が、私にはちょっと見えていなかったんですけども、また、元気プラザの実

態も分かっていなかったなので、その辺において認識が甘かったなと思うんです。

健康増進センターや西部市民センターのトレーニングルーム、ジョギングコースを利用した健康増進事業は、生活習慣病など疾病予防や健康の保持・増進を目的とした総合的な実技指導を行ってきて、総合指導コースの利用に当たっては、利用される方の体の安全を考えての丁寧な指導がされてきたと聞いております。

本当に今回、いろいろお話を伺って、この健康度測定がいかに手厚く——可視化されることで、主体的な運動に取り組むモチベーションになっていたということも初めて知りました。また、健康度測定を受けたことにより1年間運動していく上で、常駐する運動指導士の方にも相談でき、適切な指導を受けられていたそうです。また、精神的に事情を抱えている方などにも、段階的な計画で配慮がされ、運動することが日々の生活の支えにもなっていたと聞いています。

他にも視覚障害者、聾者の方々も介助者に指導を伝えることで、無理なく安全・安心して運動ができる場所になっていたということも知りました。また、持病を抱え、服用している薬などから判断して、適切な運動計画も組まれているなど、運動していく上で、健康度測定をし、健康運動指導士や保健師、栄養士などによる総合的な実践指導がされており、時には、お医者さんから運動して筋力をつけたほうがいいよと言われたときなども、お医者さんから元気プラザに行ってみたらと紹介されて来る方もいらっしゃったというお話も聞いています。そういう点でも、健康増進センターが、いかにこの市民の健康に行政の立場で貢献してきたかということがよく分かりました。

そこでお伺いします。高齢者の利用増加も見込んでいたということでしたが、高齢になればなるほど、マシンの使い方、運動の仕方、丁寧な指導が必要と思われませんが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 令和5年度からの利用者様への対応についての御質疑にお答えいたします。

最初の答弁でもお答えいたしましたが、運動機器の使い方に関する注意事項の施設への掲示、標準的な運動メニューを紹介したリーフレットを作成することとしており、初めてトレーニングルームを利用する方や高齢者も安全かつ効果的にトレーニングできるように配慮いたします。

また、元気プラザのほうには、保健師、また管理栄養士の方もおりますので、こういった専門知識を持つ職員からの生活指導、栄養指導、こちらについては来年度も引き続き継続してお受けすることとしておりますので、お気兼ねなく御相談いただければと思います。

さらに、医師からの相談でこちらのほうにおいでになったという方につきましては、状況によっては、お医者様のほうと連絡を取ることにつきましても、来年度も行わせていただきますので、御安心して御利用いただければと思います。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 それでは、今後も丁寧な対応がされていくとは思いますが、私もちょっと元気プラザのほうに行ったことがなかったので、この間行ってみたんです。機械が並んでいて、今度、じゃあ、簡単に利用できるんだなと思って頭の中でシミュレーションしてみたんですけども、ちょっと私も高齢なもので、この機械をどうやって使えばいいんだろうとかというのはやっぱり、紙を見たりパンフレットを見たりしながらではやっぱり、ちょっと難しいところもあるのかなと思えば、健康運動指導士の人が丁寧に説明し、使い方とか体の角度とか、そういうこととかも丁寧に指導してくれるのがいいのではないかなと改めて思いました。

それで、今、健康度測定がなくなるということでは、健康運動指導士の配置は義務づけではないということによろしいでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 健康運動指導士の配置についての御質疑にお答えいたします。

まず、健康運動指導士の配置であります。これまでは業務の仕様書につきまして、運動プログラムの作成は健康運動指導士が行うとしてきたことから、健康運動指導士の複数の配置がおのずと必要とされてまいりましたが、来年度の仕様書につきましても、トレーニングマシンの使用方法への問合せに対応できる者の配置を求めています。ただし、こちらについては健康運動指導士に限定はしていないものであります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 そうなりますと、細かな指導というか相談には今後は乗らなくなるというような形になるかと思えます。

そうすると、この運動プログラムに関しては健康増進センターでは今後やっていかないということであれば、これを代替できる施設はあるのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 健康度測定の代替となる場所についての御質疑にお答えいたします。

健康度測定は、トレーニングマシンを利用する方の身体能力や運動能力の測定のほか、生活指導、栄養指導、運動指導といった総合指導を行うとともに、個人の体力や健康度に応じた適切なプログラムを提供しております。

健康度測定終了後、生活指導や栄養指導については、健康増進センター1階の窓口において、先ほども答弁差し上げましたが、保健師、管理栄養士が随時対応することとしております。

また、身体能力や運動能力の測定、運動プログラムの作成、運動指導につきましては、公益財団法人青森県スポーツ協会がマエダアリーナ内で運営する青森県ス

スポーツ科学センターにおいて、類似のサービスを提供しているところであります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 そういう代替するところがあるということですが、今まで健康増進センターでできていたものが、今度はマエダアリーナまで行かなければならないとなると、そういうふうに行っていく人も少なくなるのではないかなとは思いますが、ここからは私の要望です。

あくまでも、公民館のスポーツジムと一緒にような自己責任の下で、運動の場となるような形になると思うんですけども、今現在、民間のほうに流れていっている人もたくさんいらっしゃると思います。

しかしながら、なぜ健康増進センターや西部市民センターの需要があるかといえ、高齢者や障害者にも安全・安心して取り組める運動環境や指導体制、そして利用料が安かったという点があったからだと思います。

4月からは新体制となるわけですが、今後、新たな利用者の増加を望むとするならば、せめて健康運動指導士の適切なアドバイスがされる体制だけでも継続していただきたいと思います。そうでなければ、高齢者、障害者が適切で安全な運動をする場所の選択肢が奪われてしまいます。短命県返上に逆行することにもなりかねません。ぜひとも御検討いただければと思います。そして、健康度測定復活の声が増えてくるようであれば、再度の御検討をお願いし、この項を終わります。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費及び10款教育費3項中学校費1目学校管理費、教員の多忙化について質疑いたします。

長年、大きな課題とされてきました教員の多忙化の問題から、働き方改革も推進されているとはいえ、現場の先生方からは、解消されるどころか、ますます業務が増えたりと悲痛な訴えが寄せられています。

増えた業務の一つとして、昨年からは開始された不登校児童・生徒に対する個別プログラムやケース会議などの取組が挙げられます。一定の効果が得られているとの一般質問での答弁にもありました。よい取組だとは思いますが、その陰で、先生方の並々ならぬ御苦労があったと聞いています。ただでさえ、朝は、不登校児童・生徒の家に電話し、保護者への対応、遠隔授業の準備等々、忙しい中、不登校対応にも全力を尽くしているお話を聞くと、元不登校児の親としては、今さらながら先生方の御苦労に頭が下がるとともに、切なくなります。何が大変かといえば、報告書を作成しなければならないこと、その書類物が多岐にわたることでした。

そんな、先生方が多忙の中で、先生方の精神的・身体的疲弊も心配ですが、何より児童・生徒に目を向ける、心を寄せる時間がなくなっているのではないかと懸念します。

そこで、2点質疑します。1、先生方の負担を少しでも軽減するためにも、不登校対応や児童・生徒、保護者、先生方の相談の窓口として、専門に対応してくれる常勤のスクールカウンセラーの配置が必要ではないかと考えますが、どのようにお

考えでしょうか。

2、教員の多忙化の一因となっていないかと懸念するもう1点、複数担任制の導入から1年たったの評価はどのようになっているかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 山田委員の教育についての二つの御質疑に順次お答えいたします。

スクールカウンセラーについての御質疑にお答えします。

スクールカウンセラーとは、いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対応するため、学校における教育相談体制の充実等を図るべく配置・派遣される臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者であります。

本市におきましては、平成18年度からスクールカウンセラーの派遣が開始され、令和4年度においては、19名のスクールカウンセラーが、市内全ての小・中学校61校において相談業務を行っております。

スクールカウンセラーの派遣時間数は、学校の実態に応じて年間120時間の派遣校が10校、年間60時間の派遣校が24校、年間36時間の派遣校が27校となっており、業務内容につきましては、児童・生徒のカウンセリングを行い、それぞれの悩みや不安の軽減を図っていること、教職員に対して個別の支援の方法や生徒指導に関する助言を行っていること、保護者に対して子育てに関する助言や支援を行っていること、見守りが必要な児童・生徒や不登校児童・生徒に係るケース会議へ参加し、助言を行っていること、いじめや不登校、ストレスマネジメントや発達障害など、各校の生徒指導上の実態に応じて、教職員を対象に校内研修の講話を行っていることなど、多様な活動を行い、児童・生徒や保護者、教員の心の支えとなっております。

教育委員会では、これまでも生徒指導上の諸課題を抱える児童・生徒や、精神的・発達の特別な支援を必要としている児童・生徒が多い現状において、スクールカウンセラーの派遣事業を実施している青森県教育委員会に対し、スクールカウンセラーの増員、1校当たりの派遣時間数の増加、同一中学校区内の小・中学校に同一カウンセラーを派遣できる体制等について要望してきたところであります。

その結果、平成18年度には、市内小・中学校34校への派遣であったものが、令和元年度には市内64校全ての小・中学校への派遣となり、令和3年度から4年度につきましては、派遣時間についても拡充がなされたところであります。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、教育相談体制の充実のため、継続して要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、複数担任制による効果についての御質疑にお答えいたします。

複数担任制は、1つの学級を複数の教員が担当する指導体制であります。本市におきましては、これまで各学級の担任が1人で行っていた朝の会や帰りの会、給食指導、清掃指導などについて、複数の教員による指導体制で行うことにより、児童・生徒の多面的な理解を促進し、担任がいじめ、不登校、問題行動等を抱え込むことな

く、未然防止、早期発見・早期対応できるよう、今年度より実施したものであります。

現在、各校においては、学年内や他学年を含めたブロックごとに学級担任を交代したり、副担当を配置して、複数の教員が学級に入り、指導したりすることなどで、自校の実態に応じて実施しているところであります。

教育委員会では、昨年11月に複数担任制の実施状況を支援するため、各学校を対象にアンケート調査を実施しており、児童・生徒からは、多くの先生に見守られ、安心して学校生活を過ごせるようになったこと、話しやすい先生が増えたこと、教員からは、全員が学級担任という意識を持つことによって、組織的な対応を取れるようになったこと、学年の足並みがそろい、学級間での指導の差がなくなったこと、若手教員へのOJTにつながっていることなど、肯定的な声があったところであります。

また、教育委員会では、複数担任制の実施により、いじめについては、今年度の認知件数が昨年度の件数を上回っており、いじめを見逃さない体制が強化されたこと、不登校については、学級担任による抱え込みがなくなり、複数の教員が関わることで、教員のそれぞれの持ち味を生かした児童・生徒へのアプローチが可能となり、登校できるようになった児童・生徒の割合が、小学校では、1月末段階で53.6%、中学校では、1月末段階で54.4%となったこと、学級経営が困難な状況、いわゆる学級崩壊については、学校から教育委員会への相談件数が昨年度9件であったものが、今年度はゼロ件となったことなどから、いじめ、不登校、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応についての効果があったものと考えております。

教育委員会では、複数担任制の実施により、子どものささいな変化を見逃すことなく、教職員間での情報交換を迅速に行い、保護者や関係機関と連携しながら、課題解決を図っていく指導体制が確立されつつあるものと考えており、このような指導体制がより確かなものとなるよう、今後も引き続き、学校を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 今、教育長からの御答弁にもあり、かなり好意的なというか、評価がされているのが複数担任制だったと思います。複数担任制のことについては。

常勤のスクールカウンセラーの配置、これは教育委員会のほうでも県のほうに、これまでもいろいろ働きかけて、前進していることではあるとは思いますが、今後もまた、引き続き働きかけていただき、できれば各校に1人ずつスクールカウンセラーが常勤できるような体制を望みたいと思います。

でもそれが、まず今のところ、かなわないことであるとするならば、せめて、相馬委員も話されて要望されていましたが、子どもたちと触れ合える業務の時間を確保できるためにも、業務のスリム化、改善を行っていただきたいと思っております。

その一つとして、タブレット端末による健康観察、これは今、コロナ禍において重要な役割を果たして、かなり効率的なものとしておられるところでしょうが、これを対面で健康観察していくということはできないかということです。

それはなぜかという、現場の声として、子どもたちと向き合って、声のトーンや態度などから一人一人の体調や精神状態を見ることができる、そういう効果があるということを知りました。1日の初めに顔を見て、声を聞いて、子どもたちと向き合う大事な時間がその健康観察が、今まで——タブレット使用の前までは大事な時間だったということです。

今、これさえもできないような業務体系だとすると、ますます改善が求められると思いますので、ぜひともこの子どもたちと向き合う時間を確保しながらも、先生方の多忙化の負担軽減を進めていただきたいと思います。

そして先ほど、複数担任制におきましては、私も知り合いの方から聞いた小学校のデータを見ても、子どもたちは、すごく楽しいと。先生方が替わるのが楽しい、勉強が楽しくなった、勉強がよく分かる、それがもう本当にかかなりの確率で、九十何%くらいの確率で、そういう声が寄せられているということに、私はちょっとうがった見方をしていたので、そうなんだと思ってびっくりしました。

それで、先生方の評価も半々に分かれるようなところもあると聞いていますが、このことについても、高評価しているのに対して、高評価と見ていない先生方の意見とかもしっかりと聞いていただきたいと思います。

そして子どもたちの中でも、僅かではありますが、そこになじめない子どもたちの実態もあります。肯定的な児童・生徒ばかりではないということ、そして発達障害等でいつも替わる先生に慣れなくて、学校が嫌になるなどという実態もあると聞いています。

このことにおいても、先生方の苦労にもぜひ耳を傾け、多忙化の負担軽減と、子どもたちへ向ける目の数だけではなく、表面だけでは分からない、内なる困難、多様な困難にも対応していただける学校運営を強く望みます。

また、多面的にも相談を受けられるスクールソーシャルワーカーの存在も大きいと思われま。このスクールソーシャルワーカーの増員についても、市教育委員会から県への要請をしていただきたいと思います。

これにて、この項を終わりたいと思います。ありがとうございます。

最後に、令和5年度予算に関する説明書342ページ、病院事業会計における債務負担行為に関する調書、市民病院について質疑いたします。

青森市民病院では、平成30年4月から今年3月31日までの契約で、医事業務委託の受託業者を株式会社ニチイ学館としてきたと思うのですが、4月1日より受託業者が変更になるという話が聞こえております。

そこで質疑いたします。青森市民病院医事業務委託の令和5年度から令和9年度の受託業者の選定の経緯をお示しくください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 山田委員からの青森市民病院医事業務委託についての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院医事業務については、平成25年度より公募型プロポーザル方式により受託業者を選定してきています。直近では、平成29年度に公募型プロポーザルを実施し、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間を委託期間として、株式会社ニチイ学館と契約を締結しています。

この委託期間が令和4年度で終了となることから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を契約期間とする青森市民病院医事業務の公募型プロポーザルを実施しました。

実施に当たっては、青森市民病院医事業務公募型プロポーザルの実施を公告し、令和4年11月28日から業務概要、委託料、参加要件等の手続等を定めた募集要領等をホームページで公表し、募集を開始しました。

結果、参加表明書の提出期限である12月5日までに2社から応募があり、令和4年12月26日に、応募者によるプレゼンテーションを実施し、院長を含む院内の審査委員会による審査の結果、株式会社ソラスト仙台支社を受託候補者として選定し、令和5年2月28日に、5年間で6億7980万円、1年間では1億3596万円で契約を締結したところです。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 今の御答弁にもありましたニチイ学館は、青森市公共サービス外部化制度モデル業務として市民病院医事業務を平成25年より受託し、その業務内容としては、1、患者受付、2、年末年始の医事受付、3、診療録搬送、4、外来・入院精算及びレセプト請求、5、未収金収納、6、診療費窓口収納と、かなりの業務を一手に担ってきたものと認識しております。

10年の実績もあり、統合が予定されている県立中央病院の医事業務も同じニチイ学館であったりとか、市民の皆さんには相当浸透していたものと思われませんが、今の御答弁では、なぜニチイ学館が選ばれなかったのかが不明です。その基準についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

ニチイ学館が選ばれなかった理由とおっしゃいましたが、ニチイ学館については、独占禁止法に反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令処分を受けております。

本市においてもこれを受け、令和4年11月12日から令和5年5月11日までの6か月の指名停止措置を受けているところです。

結果として、ニチイ学館は私どもの青森市競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であることの要件を満たすことができな

かったものであります。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 そのような事情であれば、このニチイ学館が選ばれなかったというのは致し方ない事情であったと思われませんが、マイナンバーカードと保険証が一体化されて普及も進んでいる状況下で、それだけでも困難があるかと思われる中での受託業者の変更は、相当な困難が予想されると思います。

今現在、変更となった受託業者との引継ぎ状況を青森市民病院としてはどう把握しておられますでしょうか。

○小豆畑緑委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

現受託業者であるニチイ学館と新受託業者であるソラストの間で、それぞれ、先ほど山田委員から御紹介があった新患受付、再来受付、窓口業務等について、責任者を定めてマニュアル等を確認しながら引継ぎを行っており、また、並行して担当者間による引継ぎも行っております。

さらに、3月27日から3月31日までの5日間においては、共同で業務に当たることとしており、ソラストが円滑に業務を遂行できるようニチイ学館に積極的に協力していただきながら、引継ぎを進めている状況にあります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 いろいろ引継ぎがされているということです。

しかしながら、今、ネットの求人状況では、誰でもできるお仕事ですということで、いまだに30人をソラストが募集しています。

そして私は、昨日、最新の状況を見たいなと思って、相変わらず混雑する市民病院をお邪魔にならないように見てきたんですけども、新受託業者のソラストより、ニチイ学館の人数のほうがかなりの数で多かったです。

あと半月で最低限の引継ぎがされるのかどうかちょっと疑問を持ちました。すでに窓口は混乱しておりました。そういう状況で、4月3日から新体制となる中で、青森市民病院の中での市職員のバックアップ、フォロー体制というのは予定しておりますでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

これまでも現受託業者とは、我々も随時、医事業務に当たって疑義が生じた際は、事務局と確認し合いながら作業を進めて事務を遂行してきております。また、業務に係る問題点とか改善すべき点については、月1回以上、定例的なミーティングを実施してきている現状にあります。

これらについては、新受託業者との間でも同様であり、医事業務に支障を来すこ

とがないよう、新受託者と連携を密にしながら、業務の質の向上を図りつつ、互いに協力していきたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 新しくなった時点では特には予定されていないという答弁だったと思われます。

私ごとですけれども、10年前、市民病院の窓口が臨時職員からニチイ学館に変わるとき、ニチイ学館に就職し、窓口業務として残りました。そのときは、窓口以外の受託業者の大半の内容がニチイ学館にそのまま移行しました。それでもう、あらゆる場面で混乱が起き、患者さんや外来・病棟との連携にも支障が出ました。

市民病院に一步入れば、制服を着たり、白衣を着ている人は、患者さんから見れば誰もが市民病院の職員として見られます。昨日も、入口付近に立っている保安員の方に相当な数でお声がかかって、多岐に渡って御案内されていまして。ニチイ学館時代は、ニチイ学館の職員も市民病院の理念を胸に入れ、勤務していました。

受託業者に任せているだけとはせず、市民の立場になり、青森市としても誠意ある対応をしていただきたいと思います。混乱を最小限にとどめていただきたいと思います。

それで、このことについて、市民の皆さんにお知らせしているような状況はありますでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

まず、プロポーザルの結果についてはホームページ等でお知らせしております。

今後、引継ぎに当たって、受託業者が変わった旨については、院内のほうに掲示して患者さんに分かるようにしていきたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 山田委員。

○山田千里委員 ホームページを見ると載っていなかったの、給食とSPD業務のほうは、その結果が載っていたんですけど、この医療事務のほうは載っていませんでした。なので、私も最初に聞いたときに、どこに変わるのかなというふうには見たんですが、やっぱり、今現在、あと半月ほどで変わる体制を市民の皆さんにもあらかじめ伝え、混乱が生じるかもしれないという旨もお知らせしていくことが今必要かと思われます。そのことについても、積極的に取り組んでいただきたい、そういうことを強く要望しまして、私からの質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○小豆畑緑委員長 山田委員、先ほどは大変失礼しました。

○山田千里委員 いえいえ。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時37分休憩

午後0時50分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、防災対策についてお伺いいたします。

東日本大震災から12年が経ちました。あの日、私は、八甲田丸の近くの施設——2階かな、打合せをしております。帰りがけにとても大きなゆっくりとした揺れが長く続いて、不気味に思いました。外へ出ると、雪がちらついていて、車で帰りましたが、新町通りは店舗からたくさんの人が歩道に出ていて、信号はついてませんでしたけれども、大した混乱もなく、ゆっくり車の流れに乗って議会に戻った記憶があります。

停電しておりましたので、街はやけに静かで、空も、何かこう、曇り空というか、グレーに埋まっていて、何というんでしょうか、言いようのない不安と、あとは胸騒ぎがした、そんな記憶があります。

多分、皆さんそれぞれに、あの日の記憶というのは、あるんだと思いますけれども、同じ日、同じ東北で、たくさんの方が犠牲になっていたということでもあります。3月11日、毎年そういったことを思いながら過ごしてます。

一昨年は会派の視察で、開通した復興道路、これを辿りまして、被災地を巡りましたけれども、その多くが震災以降、公園あるいは堤防になっていて、慰霊と祈りに満ちていたと。そこには、ちょっともう人は住めないなという、そんな感じでありました。東北電力福島第一原子力発電所の事故で、すぐに家を離れざるを得ない。（「東京電力」と呼ぶ者あり）東京電力福島第一原子力発電所ですよ、大きな間違いです、ごめんなさい。それは削除で訂正を。住んでいる家を離れざるを得なかった方がたくさんいます。12年経ってようやく帰ることができたと。許された地域もありますけれども、肝心の人はほとんど戻っていないと。

復興庁が進める復興の基本方針というのがあります、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような新しい東北の姿を創造することだというふうになっておりますが、その復興を遂げた先にある新しい東北、それがどういう街であるのか、これからしっかり見届けていきたいと思っています。

では、防災についてお伺いいたします。防災対策事業の高潮ハザードマップ事業について概要をお示しくください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 工藤健委員からの高潮ハザードマップの概要についての御質疑にお答えいたします。

平成27年5月に水防法が改正され、都道府県知事は想定し得る最大規模の高潮に係る高潮浸水想定区域を指定することが義務づけられたところであります。

青森県は、県内に存する海岸で、高潮により相当な損害を生ずる恐れがある区域として、陸奥湾沿岸の湾奥に位置しており、生命、財産が集中し、過去に高潮被害があった青森市及び低平地が青森市と隣接し、高潮の際に連なって浸水する可能性がある蓬田村について、今月中に高潮浸水想定区域に指定する予定と伺っております。

本市では、この指定を受けた後、県が公表いたします高潮浸水想定に基づき、市民の迅速な避難行動や高潮に対する防災意識の啓発を図るため、高潮に関する防災情報や、高潮浸水想定区域、浸水想定深、浸水継続時間などを記載いたしました高潮ハザードマップを作成することとしており、当該作成及び配布に要する経費について、本定例会の令和4年度補正予算案に、関連予算を計上し、御審議いただいております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 同じ海からの波に津波もありますけれども、高潮と津波の違いをお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 津波と高潮の違いについての再度の御質疑にお答えいたします。

気象庁によりますと、津波とは、地震が海域で発生し、震源が海底下の浅いところにある場合、海底面が上下に変化することに伴い海面も上下に変化することにより、海水の変化が周りに波として広がっていく現象であります。また、高潮とは台風や発達した低気圧などに伴い気圧が下がり、海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のため、海面が異常に上昇する現象のことを言うそうです。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

地震によって海底が上がることで波と、いわゆる海面が上がることで、あと強風によってということで威力は津波のほうが、海の壁が来るような、そういうような威力だというふうに聞いていました。

本市における過去の高潮被害の状況についてお示しください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 過去の高潮の被害状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におけます過去の高潮の被害状況につきましては、青森市地域防災計画の災害の記録によりますと、昭和50年8月23日から24日にかけて台風6号の影響により、最大瞬間風速23メートルの強風に伴い、異常な高潮が押し寄せたことにより、本町四丁目、青柳一丁目、港町二丁目で床上浸水8世帯、床下浸水106世帯の被害が発生したものであります。また、平成11年10月28日には、急速に発達した低気圧の接近に伴い、県内は朝から風と雨が強まり、市内では最大瞬間風速27.4メートルを観測したことなどに伴い、青森港において高潮が発生し、その高潮と大雨により床上浸水77世帯、床下浸水168世帯、住家一部損壊2世帯、非住家浸水89棟、道路冠水54か所、道路被害9か所、河川被害8か所、農地被害28か所の被害が発生したことがあると記録されております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

平成11年の高潮被害は、私も記憶がありますけれども、年々、そういった台風とか、気候変動が激しくなっておりますので、今後とも、可能性はあるということではありますが、このハザードマップの活用方法をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 高潮ハザードマップの活用方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、高潮ハザードマップを配布することによりまして、高潮浸水想定区域内の住民や事業者の皆様は、日頃から避難所の確認や自身の避難行動について考えていただきたいと考えております。また、高潮浸水想定区域は、津波浸水想定区域内に含まれることから、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップの両方を活用し、防災訓練や防災講話などの場において、津波と高潮の発生メカニズムの違いや避難行動の違いなどについて分かりやすく説明していくほか、地域の実情を踏まえ、実際の避難路を実地で確認していただく訓練に活用するなど、自主防災組織や町会等の取組を支援していくこととしております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 その高潮ハザードマップですけれども、配布の時期、そして対象者をどのように考えているのか、周知方法を含めてお願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 配布時期及び市民への周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、県が公表いたします高潮浸水想定に基づきまして、市民の迅速な避難行動や高潮に対する防災意識の啓発を図るため、令和5年12月を目途に高潮ハザードマップを作成することとしております。

高潮ハザードマップは、洪水ハザードマップや津波ハザードマップと同様に、高潮浸水想定区域内の約4万世帯及び約6000事業所を対象に、令和6年の早い時期に

配布することとしております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 質疑しませんけれども、多分12月作成だと、きっと令和6年の4月頃の配布なんでしょうね。ありがとうございます。

この高潮を防ぐための港湾の整備とか、これは県の管轄になると思うんですが、もし予定されているものがあればお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 高潮を防ぐための港湾整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

県が管理します青森港では、過去に大型低気圧による甚大な高潮被害が発生しておりまして、特に平成11年10月には、低気圧により、本港地区岸壁及びその付近から越波してきた海水が、本港地区背後地一帯に流れ込む等の高潮被害を記録しております。

その後、県におきまして、主な高潮対策として、平成12年度に本町三丁目地区の浜町埠頭におきまして、海水の浸入を防ぐゲートや擁壁を設置したほか、平成14年度から平成19年度にかけて、造道地区及び原別地区において、岸壁擁壁のかさ上げなどの対策が実施されております。また、平成19年9月及び平成26年10月にも、台風による越波が青森港の数か所で発生しており、本市では高潮からの市街地及び港湾機能の防護が必要と捉え、青森港における高潮を防ぐための港湾整備について、平成27年度から継続して、高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ、交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備を県に対して重点要望として要望しております。

なお、現在のところ、県及び国におきまして、来年度の高潮を防ぐための港湾整備の予定はないということでありまして。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

津波よりも限られた地域にはなりますけれども、気候変動などによってこれからさらに大きな被害というのも想定もされます。県のほうでは予定がないということではありますが、重点要望として継続をお願いします。

津波となると、さらに危険なエリアにもなるわけですね。せっかく作るハザードマップの目的を果たすよう——地域によっては、津波ハザードマップは来るわ、高潮ハザードマップは来るわ、一緒にしてほしいなということもあるんだと思いますけれども、それも含めてお願いしたいと思います。

では、内水氾濫のハザードマップ、過去の氾濫の実績マップというのがホームページに上がっています。拝見いたしましたけれども、青森市のこの数年の内水氾濫による被害をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 総務部長。

○館山新総務部長 内水氾濫被害の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

過去3年間の内水氾濫被害といたしましては、令和元年度は8月の大雨により床下浸水8件、道路冠水8件となっており――すみません、申し訳ありませんでした。床下浸水4件、道路冠水8件となっており、令和2年度、令和3年度は被害なしとなっております。

なお、今年度は8月の大雨により、床上浸水1件、床下浸水11件、道路冠水37件となっております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。

これも8月の豪雨で少し増えています。ホームページに掲載されているマップですけれども、これは平成22年の浸水箇所を表示、これが最新になってるんですが、実績マップを最新のものに更新するか、あるいは内水氾濫の想定区域を含んだハザードマップを作成する予定はないかどうか、お伺いいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 内水ハザードマップについての御質疑にお答えいたします。

本市では、内水氾濫によるリスクを市民に周知するため、下水道区域内において、過去に下水道や側溝、水路等から雨水が溢れた区域を示した、浸水等の実績に避難所等を示した青森市内水ハザードマップを作成し、市ホームページに掲載して周知しているほか、地域の防災訓練や防災講話の機会を捉え周知しております。

内水ハザードマップの作成につきましては、国から検討手法等のマニュアルや通知により示されており、その中で、浸水実績等を活用した簡易な手法を活用し、早期に内水ハザードマップを策定するとともに、整備の進捗や浸水シミュレーションの実施等に応じて、適宜見直しを行うこととされております。このことから、まずは、浸水実績を活用した内水ハザードマップを作成し、公表しているものであります。

今後の予定といたしましては、近年、記録的な豪雨による浸水被害が多発しておりますことから、水防法に基づく浸水想定区域を設定することとしておりまして、現在、そのために必要な調査や諸条件の設定等について検討を進めております。

その後、浸水シミュレーションを経て、浸水想定区域を設定し、内水ハザードマップを更新することとしております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

全国での洪水などの水害のうち、河川の氾濫による災害、いわゆるこれを外水というんですか、内水に対して外の水と書きますけれども、それとは違う、道路あるいは市街地に降った雨水による内水氾濫というのは少なくないです。

特に大雨、ゲリラ豪雨によって起きておりまして、全国の過去の水害の被害額の

約4割が内水、建物被害は約7割が内水氾濫によるものであります。

昨年8月に、県内で起こりました豪雨災害ですけれども、青森県では初めて線状降水帯による被害でしたが、鱒ヶ沢町では600年に一度、弘前市の嶽地区では1600年に一度の記録的な雨量だったということが分かりました。河川の氾濫ももちろんありましたけれども、内水氾濫との複合的なものだということでもあります。

ぜひ、折しも内水氾濫の被害を想定したハザードマップ、国からも出ていて青森市が、いわゆる義務化の中には入っていないのかもしれませんが、ぜひハザードマップの作成を進めていただきたいと思います。

次に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で、マグニチュード7以上の地震が発生したときに、後発地震への注意を国も呼びかけておりますけれども、本市もその対象自治体にはなっています。北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された際の本市の対応をお示しください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 後発地震注意情報における本市の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺で、モーメントマグニチュード——モーメントマグニチュードとは、地震の断層運動の強さから算出された地震そのものの規模を表すものでありますけれども、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合には、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発の巨大地震に備えた注意を促す情報を発表することとしており、令和4年12月16日から運用が開始されているところであります。

本市では、国から後発地震注意情報が発信された場合には、防災対応を市民の皆様が適切に取れるよう、後発地震への注意を促す情報の内容と注意点などについて、広報車による広報活動のほか、メールマガジン、市ホームページ、地上波テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ツイッターやフェイスブック等のSNSなどを活用し、防災対応を呼びかけていくこととしております。

なお、後発地震注意情報が発信された場合の避難所の開設につきましては、先発地震の被害状況等を踏まえ、検討していくこととしております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

この制度というのは、海溝型地震が起きると、気象庁が2時間後までに規模を精査して、いわゆるモーメントマグニチュード7以上であれば注意情報を出す。それで、いわゆる1週間地震がなければ、その注意情報を解除する、終了するということなんですけれども、その注意情報が出されている1週間、住民や市はどんなことをすればよろしいでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 後発地震に備えた防災対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

内閣府の北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインによりますと、地震発生後、1週間程度の具体的な防災対策といたしまして、1つに、揺れを感じたり津波警報等が発表された場合に、直ちに避難できる体制の準備として、すぐに逃げられる服装で就寝することや準備しておいた非常持ち出し品を身の回りに置いておくこと、2つに、想定されるリスクからの身の安全を確保するための備えとして、周囲に先発地震で損壊した建物や耐震性の低い建物等がある場合は、地震により倒壊するリスクを意識して、倒壊に巻き込まれないようできるだけ近づかないことや先発地震により土砂崩れの危険性が高まっている場所にはできるだけ近づかないこと、やむを得ず近づく場合には、その場所がリスクのある場所であるということ意識して、いつでも避難できるようにすること、3つに、地震発生時に確実に身を守る行動を取るための備えとして、携帯電話等の緊急情報を取得できる端末の音量を平時よりも上げておくことや安全な避難場所や避難経路等を確認すること、タンス類、本棚類の家具の転倒防止対策を実施、確認することなどとなっております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 その震災の程度にもよるとは思いますけれども、かなりの内容があります。これをある程度周知する必要がありますし、多分、1週間の間、その被害がほとんどなければ、なかなか動かないと思いますし、被害の程度によっては意識するのもかもしれませんけれども、その中では、特に避難所については、不安に思う方がいれば、やはり、ぜひ市のほうでは検討すべきだと思います。それが、その状況を見てということになるんだと思いますけれども、とても難しいこの注意情報の対応ですので、しっかりこれからも考えて進めていただきたいと思います。

青森市の場合は、津波が来るのは約90分後ですよ。それが避難する時間として長いのか短いということもありますけれども、やはり避難所の開設は、一応念頭に入れておいていただきたいと思います。注意情報というのは、やはり災害の備えという気持ちの中にそれが生まれますので必要だと思いますが、もちろん観光にも影響が出ます。ただ、青森市の場合は、観光施設あるいは市街地が海のそばにありますので、万が一ということがあります。やはり、空振りに臆することなく、注意喚起をきちんと進めていただきたいと思います。

それで、被害想定の大い日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震でありますけれども、いわゆる本市の対応はどこまで進んでいるのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の本市の対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策といたしまして、県が令

和3年5月に、新たな津波浸水想定を公表したことに基きまして、昨年3月、青森市津波ハザードマップを更新し、同年4月、津波浸水想定区域内の世帯及び事業所に配布したところであります。

当該ハザードマップの活用につきましては、津波浸水想定区域内の住民や事業者の皆様から日頃から避難所の確認や地震の避難行動について考えていただくほか、防災訓練や防災講話の場などの防災活動に生かしているものであります。また、青森市総合防災訓練における事前学習として、地域の実情を踏まえながら、実際の避難路を実地で確認を行っていただく訓練を取り入れるなど、自主防災組織や町会等の津波からの早期避難に向けた取組を支援してきたところであります。

加えまして、現在、本庁舎サードプレイスの防災をテーマとした展示の中におきまして、地震により家具等の転倒を防止する器具や災害時の非常用持ち出し品の展示のほか、報道機関との協定に基づき提供いただいた東日本大震災等の過去の資料映像を放映することによりまして、津波の恐ろしさや危機感を持っていただき、日頃からの災害への備えをしていただくよう、防災意識の高揚に努めております。

本市といたしましては、市民一人一人が自分の命は自分で守るということを日頃から心がけ、地震への備えや津波からの速やかな避難が重要であることをしっかりと認識していただくよう、様々な防災活動の取組を通じまして、継続的に周知を図ってまいります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 こういった大きな災害の場合は、やはり行政にも対応の限界がもちろんありますので、日頃から住民の理解と協力が欠かせないと。そのためには、防災訓練、避難所運営も含めて、様々なタイミングで常に訴え続けていって、いろんなチャンネルを使ってやっていくということが必要であります。事前の準備等、迅速で正しい情報提供、これを進めていただきたいと思います。

では、津波被害、特に冬の間の被害というのはとても大きいんですけれども、冬の防災について、市の取組をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 冬の対策ということの再度の御質疑にお答えいたします。

市では、防災活動拠点施設であります小学校や市民センターなどの60施設やバックアップ施設である中学校の19施設に冬期間の避難も想定し、毛布やストーブについて分散保管しております。また、日頃から津波ハザードマップを活用し、事前に避難所や避難経路について確認していただいているほか、積雪時の避難については、降雪等で足元が悪くなることや防寒具などの準備に時間を要することから、早めに避難していくことが肝要であることなど、地域での防災訓練や防災講話の機会を通じて周知を図っているところであります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 冬が終わってほっとしておりますけれども、雪の中で災害が起こる

ことを考えるとぞっとします。でも、現実には起こり得る災害でありますので、速やかな避難というのはもちろん必要なんですけども、体育館では、体が冷えるので、もう直に下に横になるってのはまず無理です。また、外に設置されたトイレには多分おっくうで皆さん行かないと思います。特に高齢の方は。あるいは車避難の場合の排気ガスの中毒とかエコノミークラス症候群とか、青森市の場合は、冬への対策というのは避けられないと思うんですけども、先ほど言いました、毛布とかストーブ、段ボールベッド、簡易トイレ、こちらはやはり冬の災害を念頭に入れた規模で順次用意していく必要があると思いますので、これは進めていただきたい。

津波対策、大きな被害が想定されている災害ですけども、市民の皆さんからは、いわゆる、その後の防災対策が伝わってこないんだという声があります。それもやはり、地域でのいろんな防災活動がまだ足りないということと、いろんな折に触れ、やはり広報活動は必要だと思いますので、それは続けていきたいと思います。

逆に、市民の皆さんにはそうしたことを通じて自分のこととして考えてもらわないと、自分の命は自分で守るっていうことでありますけれども、そのためにもやはり、市からは具体的な対策と働きかけが必要だと申し上げておきます。

次に、昨年8月の豪雨災害ですけども、県内での被害は大変だったと。それで、今月、県内の自治体防災活動をしている皆さんが集まった防災カフェがありまして、そこに外ヶ浜町長あるいは県の防災危機管理課からの報告もありました。

現場の様々な状況、振り返りがとても参考になりましたので、青森市の対策として、少しお伺いいたします。

豪雨災害では鱒ヶ沢町、平舘などの多くの河川で流木により流れがせき止められて、河川が氾濫して大きな被害をとということが目立ちました。青森市の河川への流木等の河川氾濫の対策はどのようになっているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 流木による河川氾濫に対する本市の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、本市を流れる河川法に定める河川としましては、青森地区は2級河川に定める堤川水系堤川、沖舘川水系沖舘川などの21河川、準用河川に定める貴船川などの3河川。浪岡地区につきましては、1級河川に定める岩木川水系十川などの7河川、準用河川に定める大釈迦川などと4河川があり、その他河川法の定めのない小規模な河川として普通河川が流れております。

本市におけるそれぞれの河川の維持管理につきましては、1級河川及び2級河川は県が行いまして、準用河川及び普通河川については本市が行っております。河川内に土砂が堆積して樹木が育つ状態になりますと、大雨による増水で流木となり、通水を阻害し、河川氾濫を助長する恐れがあることから、本市では、県が管理する河川につきましては、県に対して、河川の通水機能を維持されるよう、雑木の伐採・除根及びしゅんせつ等を要望しております。県は本市の要望含め、維持管理におけま

す必要性や優位等を総合的に判断して、雑木の伐採・除根及びしゅんせつ等を実施している状況です。

本市が管理する河川につきましても、河川の通水機能が維持されるよう、雑木の伐採・除根及びしゅんせつ等を行ってきており、令和2年度から令和6年度までの5年間は、国による緊急浚渫推進事業を活用しまして、台風などによる河川氾濫等の大規模な浸水被害を未然に防止するため、緊急的かつ集中的に雑木の伐採・除根及びしゅんせつ等を行っております。流木による河川氾濫に対しましては、引き続き、県に対して必要に応じて要望を行うとともに、本市におきましても雑木の伐採・除根及びしゅんせつ等を行ってまいります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

やはり、特に被害が大きいのは大きな河川でありますので、継続して県のほうには要望事項として進めていただきたいと。中には少し緊急性のある場合もありますので、そこはお願いしたいと思います。被害もとても大きくなります。

それでは、災害時の状況あるいは活動の内容を時系列に沿って記録するだけで、今起きていることをリアルタイムに把握できるクロノロジーという手法があるんですけども、外ヶ浜町ではこのクロノロジーを活用して災害状況を関係者間で共有したと。迅速に対応することができたということではありますが、青森市での、このクロノロジーの活用状況をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 本市のクロノロジーの活用状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

災害発生時から、様々な情報をホワイトボードや防災情報システム等を活用し、時系列に記録する、いわゆるクロノロジーにつきましては、災害対策本部委員をはじめ、災害対応に当たる市職員や他機関からのリエゾン等との間で、迅速に災害関連情報を共有することにより、関係機関等と密接に連携した対応を取ることができるものであります。

本市では、昨年8月の大雨災害時におきましても、本市防災情報システムのクロノロジー機能を活用し、災害対応を行っている各部局から寄せられました災害情報の収集、避難所の開設状況や避難所ごとの避難者数の把握等に活用したところであります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

実体験としても、とても役立ったということで、青森市もそれを運用してると。逆に、もう少し簡易的なもので、地域の防災訓練とか、避難所運営にもうまく生かしていければいいなと思います。

他に、離れている地域とか交通手段が途切れている地域との間で、いわゆ

るSNSあるいはネット、Zoomを使って、デジタルによる連携情報収集がとても効果的だったという報告がありました。また、県のほうからは、いわゆる備蓄についてのお話がありまして、やはり、大きな災害を考えると備蓄手段をもう少し考えていったほうが良いと。それで、3日間はそのエリアで、いわゆる支援なしに、きちんと暮らしていけるような、特に食料については、いわゆるローリングストック法とか、そういったことをいろいろ検討しながら備えたほうが良いというような報告もありました。

では、一昨年に洪水ハザードマップができて、昨年、津波ハザードマップ、それで今回、高潮ハザードマップを作成します。青森市で作成しているハザードマップの種類をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 本市で作成いたしましたハザードマップの種類についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市が作成しておりますハザードマップにつきましては、平成26年3月に土砂災害ハザードマップを作成、令和3年3月に洪水ハザードマップを更新、令和4年3月にため池ハザードマップを更新、令和4年3月に津波ハザードマップを更新したところであります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 八甲田山の噴火に対応した火山ハザードマップというのはありますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 火山ハザードマップについての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県では、活動火山対策特別措置法の規定に基づきまして、八甲田山及び十和田において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、本市、十和田市等の関係自治体及び関係機関と共同で、八甲田山火山防災協議会及び十和田火山防災協議会を設置しております。

両協議会は、噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項などを所掌事務としております。

火山ハザードマップは、火山災害要因——大きな噴石であるとか火砕流であるとか、融雪型火山泥流等の影響が及ぶ恐れのある範囲を地図上に特定し、避難等の防災対応を取るべき危険な範囲を視覚的に分かりやすく掲載したものであり、県のホームページにおいて公表しているものであります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 県が作成した八甲田山火山防災マップですね。これは、特に雪のある冬の噴火も想定しておりますけれども、それによると、いわゆる火山泥流が堤川、

駒込川を流れて、松森、花園まで被災することを想定しています。

やはり青森市街地が具体的に被害想定に入ってますから、これは何らかの形で、きちんと青森市から伝える必要があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

市民の皆さんは、防災について言えば、いわゆる自分が住んでいるところ、働いているところも含めて、どんな災害の可能性があるのかということをやはり知りたいたいんですね。たくさん、いろんな災害があります。いろんなハザードマップもありますけれども、青森市に起こり得る様々な災害、それをきちんと網羅したハザードマップというのが、やはり欲しい。これもあれもとたくさんありますけれども、あちこち見て、自分のということはとても煩わしいので、できれば地域ごとの、住んでいる、いわゆる働く地域の災害リスクとしてどんな災害があるのか、対応情報が盛り込まれているような防災マップを作成してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 総合的な防災マップの作成についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では先ほども御紹介いたしましたけれども、津波による浸水想定区域を示した津波ハザードマップ、大雨などにより決壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため池を示したため池ハザードマップ、河川が氾濫した場合の浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ、急傾斜地の崩落や土石流、地すべりにより、土砂災害が発生する恐れのある区域を示した土砂災害ハザードマップなどを整備しております。

これらハザードマップにつきましては、国の要請等により、その都度、作成・更新するものであり、その時期及び内容が異なることから、それらをまとめた防災マップを作成することは難しいものと考えております。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 確かに分かります。

でも、情報はまず受け手に伝わらないと意味がないということ。これは災害が起こるたびに繰り返されてきた反省であります。いわゆる更新が難しい、そういったこともありますが、バインダーにすればいいですよ、1つの。それに全部のハザードマップが入るとか、やはり使う人、いわゆるその情報を知りたい人でその情報によって助けられる人が、どうあれば使いやすいのか、その情報を生かすことができるのか、そういったことを考えていかないと、配布する時期もまばらだし、その形状も、大体A4なんでしょうけれども、来るたびにどこかに置くだらうし、そうすると、いざ何かあった時に探します。1か所にまとめる方は多いとは思いますが、そういう意味では、きちんとそうした市民の皆さんへお渡しした情報が手元で実際にうまく使えるような、そういう創意工夫をしたものを作って

いただきたいと思いますし、逆にそういったものをきちんと訓練の中で、地域と一緒に生かしていただきたいと思いますというふうに要望しまして、防災については終わります。

ありがとうございます。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費、東北絆まつりについてであります、木村委員からも質疑がありましたけれども、まず、今年6月開催の東北絆まつり2023青森、改めて開催概要をお示しください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 東北絆まつりについての質疑にお答えをいたします。東北絆まつり2023青森につきましては、去る2月17日の東北絆まつり実行委員会総会におきまして開催概要が決定されました。

具体的には、開催日を本年6月17日土曜日と18日日曜日の2日間とし、4年ぶりに公道で実施されるパレードにつきましては、国道の青い森公園前から橋本交差点前まで約1キロメートルの区間を大型ねぶた3台を含めた6つの祭りが演舞することとなっております、沿道には有料観覧席のほか、無料観覧スペースを用意することとしております。また、多くの観光客等を迎える青森駅周辺でのにぎわいづくりとして、メイン会場となる青い海公園におけるステージイベントや東北6市の観光物産のPRのほか、八甲田丸周辺には、県内市町村や東北各地のグルメブースを設置し、来場された皆様が楽しむことができる場を提供することとしております。

その他、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」西の広場では、関連イベントとして、青森にゆかりのアーティストによる音楽等のイベントを実施することとしており、開催期間中の来場者数は平成28年度に本市で開催した東北六魂祭と同規模の約27万人を見込んでおります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

東日本大震災があった2011年、仙台市から始まった東北六魂祭が東北を一巡して、今度新たに東北絆まつりとして継続している祭りですね。青森市は7年前です。東北六魂祭には約27万人の観光客の皆さんと市民の皆さんが集まりました。

確認ですけれども、今回の東北絆まつりですけれども、六魂祭と比較しての、いわゆる開催規模というかイベント等を含めて、違いはあるのかを示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 東北六魂祭と比較した規模の違いについての再度の御質疑にお答えをいたします。

東北絆まつり2023青森につきましては、公道での6祭りパレードやメイン会場でのステージイベントのほか、グルメや観光PRブース等を設置することとしており、平成28年度の東北六魂祭と比較いたしまして、協賛企業が駅前公園で抽選会やチャリティーマーケットなどを開催した、ベネフィット・ワン広場は行われませんもの

の、開催内容に大きな変更点はなく、来場者数につきましても、同規模の約27万人を見込んでおります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 六魂祭は、とても大きな祭りでしたので期待をしております。

逆に、一度体験してますので、検証による課題というのをきちんとクリアして、たくさんの皆さんに楽しんでいただきたいと思いますと思いますが、これまでの各都市での東北絆まつりの実績・経済波及効果は午前中お伺いいたしましたけれども、観光客数をお知らせいただけますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 観光客数に関しての再度の質疑にお答えをいたします。

ちょっと資料を……

〔工藤健委員「来場者数でいいですよ」と呼ぶ〕

○横内信満経済部理事 これまで東北絆まつりには、平成29年度の仙台市を皮切りに、平成30年度は盛岡市、令和元年度は福島市において開催されました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、令和3年度の山形市では、パレードは行われず、市役所庁舎内での6祭り展示、令和4年度の秋田市は運動公園内でパレード等が行われたところであります。

各市が祭り終了後に発行している実績報告書によりますと、来場者数は仙台市が45万2000人、盛岡市が30万3000人、福島市が30万8000人、山形市が6600人、秋田市が11万人となっております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

昨年の秋田市は、たしか市内の運動公園の中だったので、規模としては11万人ということですが、今年からはコロナ禍以前の通常規模での開催ということになります。

予算等については午前中お伺いしました。事業の総予算が5億6000万円、市の負担金が2億2000万円ということであります。

前回ねぶた運行に――六魂祭ですけれども、参加いたしましたけれども、国道に交わる南北の道路は、どこも鈴鳴りの観光客の皆さん、市民の皆さん含めて、詰めていまして、びっくりしました。あれは、ねぶたでも見られない光景であります。東北の各お祭りもとても元気で華やかで、ちょっと肌寒かったんですけれども、2日目は、それでも寒さを吹き飛ばすような歓声があったのが記憶に残っております。

前回、東北六魂祭での課題に雑踏対策がありましたけれども、今回はどのような対策を考えてるのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 東北絆まつりでの雑踏対策ということでもあります。

平成28年度に本市で開催された東北六魂祭のパレードでは、関係機関と協議の下、歩行者が円滑に移動ができるように、有料観覧席と歩道を分離する高さ約1.8メートルのフェンスを一部パレードコース上に設置いたしました。市民の方などからはパレードが見えないとの声が寄せられたところでもあります。

このことを踏まえまして、今年の東北絆まつりパレードでは、パレードコースにフェンスを設置しない方向で関係機関と協議を進めておりまして、混んだ場合は誘導員等によって空いている場所に誘導していくというような対策を取る予定であります。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

有料観覧席と歩行者通路の間にフェンスとかブルーシートが張ってありましたので、なおさら苦情がたくさんありました。これはぜひ検討してください。

ただ、韓国での雑踏事故もありましたので、こういう、あとはやはり、警察も運営の立場としても通路・空間の確保で安全が最優先になるんだと思いますが、観光でいらした方、市民の皆さんに寄り添った対応をぜひお願いしたいと思います。

前回同様、中心商店街での観光客をもてなすイベントなどは予定されているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 新町商店街でのイベント開催予定についての再質疑にお答えをいたします。

平成28年度に本市におきまして開催された東北六魂祭では、連携イベントとして、新町商店街振興組合が主体となり、新町通りで2日間にわたり、歩行者天国を実施し、新町クラフト広場が開催されました。会場では、木工品や革製品などの81のクラフトブースや、24の軽食ブース、計105のブースが出展し、既存店舗との連携により、周辺商店街は多くの観光客などでにぎわったところでもあります。

東北絆まつり2023青森における新町通りでのイベントにつきましては、現在、新町商店街振興組合が中心となって、前回の東北六魂祭と同様のイベント開催に向け調整を進めております。

本市といたしましては、両イベントの相乗効果が発揮されるよう、ホームページや「広報あおもり」のほか、作成を予定しております会場マップに情報を掲載するなど、同組合と連携し、祭り会場周辺の回遊性の向上を図り、東北絆まつりを一層盛り上げてまいります。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 会場が多い中、前回はたくさんの方が街中を回遊しておりました。

それもお祭りの魅力だと思いますので、商店街含め、各関係団体の皆さんと盛り上げていただきたいと思います。

今回、コロナ禍明けで、商店街も限られた資金とマンパワーの中で、にぎわい連携しようと頑張っております。実行委員会、行政からは可能な形での支援をしていただくようお願いいたします。

では、東北6市で国に提出をして認定を受けている地域再生計画がありますけれども、その概要をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 地域再生計画についての再質疑にお答えをいたします。

地域再生計画は、地方自治体が地域経済の活性化などを推進するために行う自主的かつ自立的な取組に対し、国が交付金等により支援する制度であります。

東北絆まつり実行委員会におきましては、仙台市が中心となって、東北6市連携による伝統的夏祭りを活用した交流人口拡大プロジェクトとして、令和4年度から3か年を計画期間とする地域再生計画を取りまとめ、令和4年3月に国から認定を受けました。

今年度の事業費は3500万円となっており、観光プロモーション部会の事務局である仙台市が1000万円、ほか5市が500万円ずつ負担し、その2分の1が地方創生推進交付金で支援されることとなっております。

本計画に基づく令和4年度事業の実施状況といたしましては、1つに、東北6市の秋冬のコンテンツや観光スポットを紹介するウェブサイト、「ときめく、とうほく」の開設による情報発信、2つにスマートフォンのGPS機能を活用し、東北6市の観光スポットを巡った数に応じて、地域の名産品などをプレゼントするデジタルスタンプラリーの実施、3つに、祭り本番の誘客に向け、ねぶたの紙貼り体験など、東北6市の夏祭りの体験プログラムを含んだ旅行商品の造成と販売、4つに、今月24日から26日まで、上野恩賜公園で開催されるうへの桜フェスタ2023での東北6祭りのステージイベントやグルメブース等の出展などとなっております。

なお、令和5年度につきましては現在、仙台市が東北5市と意見交換をしながら、事業内容の最終調整を行っているところでありまして、今月末に開催が予定されております東北絆まつり実行委員会総会におきまして、事業計画が決定される予定となっております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 東北六魂祭や絆まつりを機に、東北6県が連携をして、いわゆる周遊促進、交流人口の拡大を目標に観光物産プロモーションを進めるということですが、東北が持つ文化観光資源は、まだまだたくさんあると思っておりますので、そういう意味でも連携を続けながら、絆を深めていただきたいと思います。

この計画は令和4年度から3か年の計画期間になっておりますけれども、それぞ

れ目標数値、指標ですか、K P I が設定されております。初年度の評価はいかがだったのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 計画の評価についての再質疑にお答えをいたします。

地域再生計画では、工藤健委員ご紹介のとおり、重要業績評価指標、いわゆる K P I を設定して、毎年度、目標の達成状況を検証することとされております。

東北6市による地域再生計画におきましては、1つに、6市の延べ宿泊者数、2つに、6祭り入り込み客数、3つに、観光物産プロモーション実施回数、4つに、スタンプラリー参加者数の指標にそれぞれ数値目標を設定しております。

現時点で実績値が確定している指標は、スタンプラリーの参加者数で目標値1000人に対し、実績値は2279人となっているところでありますが、本計画の令和4年度の評価につきましては、本年度事業が終了し、実績値が全て確定したのち、K P I の達成状況等を基にそれぞれの都市において、おおむね7月から8月にかけて検証し、公表することになっております。

以上です。

○小豆畑緑委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

まだ令和4年度が終了していませんので、でもスタンプラリーは目標の2倍以上だということは、それだけたくさんの方が東北を周遊してるということになります。令和5年度からはさらに効果が期待できると思います。

前回の六魂祭では、青森開催のその前の年に、秋田市で行われた際に竹山委員と2人で行って来たんですけども、たくさんのボランティアの方がいらっしゃいました。外から訪れた立場としては、そのおもてなしがとても気持ちよくて、街を挙げて歓迎されているような、そんな不思議な満足感がありました。

その報告を市議会定例会の一般質問の席でお話をいたしましたけれども、詰めかけたたくさんの方々の温かい拍手と声援はもちろん、街の随所で見かけた多くの警備やスタッフのホスピタリティあふれる対応、D J ポリスの誘導も、行き交う歩行者への配慮も、開催を待ち望む観客へ水分補給を促す言葉も、丁寧で思いやりにあふれていましたという感想を話しています。

今回の東北絆まつりも6月までの間に十分計画を詰めて、準備を重ねて多方面の協力支援を集めて進めていただきたいと思います。

3.11から12年です。市民が一体となって東北の復興と絆を願って、各地から参加する、祭りに訪れるお客様を、温かく迎え入れるおもてなしの祭りにぜひしていただきたいと申し上げて、私の質疑は終わります。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時5分からといたします。

午後 1 時53分休憩

午後 2 時 5 分再開

○**小豆畑緑委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、渡部伸広委員。

○**渡部伸広委員** 公明党の渡部伸広でございます。

初めに、第10款教育費第1項教育総務費第2目指導研修費、成人式開催事業に関連して質疑をさせていただきます。

まず、今年度のはたちのつどいに関連してですけれども、複数のひとり親の方から、自由に記念写真を撮れる場所ができないでしょうかという問合せがありまして、急遽ではありましたけれども、会派として要望させていただきまして、早急に対応していただいて、思いのほか大変すばらしい撮影ブースを作ってくださいまして、大変喜ばれておりましたことに、まず感謝申し上げたいというふうに思います。それで、本市は、ひとり親の方が多くて、意外と成人式の晴れ着を用意するだけでも大変な思いをされている方が本当に多いんだなというふうに感じました。その中で、平服でも自由に撮影できる場所ができたということは本当によかったなというふうに思っております。

ただ、やっぱり成人の日というのは、正月とちょっとずれてるところがありますので、なかなか正月には帰ってきても、成人式の日におざわざ交通費をかけて帰って来られないという方も中にはいらっしゃるということで、そういうふうに思って聞いておりましたので、できれば撮影できる期間を前倒しして、期間をちょっと延ばしていただきたいなというふうな思いから、今回、質疑をさせていただきますけれども、その辺のことをどうでしょうか、お伺いいたします。

○**小豆畑緑委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** はたちのつどいの記念写真の撮影場所についての御質疑にお答えいたします。

今年度のはたちのつどいの開催に当たりまして、先ほど、渡部委員からもありましたけれども、委員のほうから、当日、都合により式典に参加できないけれども、記念写真を撮りたいという市民からの声が寄せられている旨の御意見を頂きました。このことから、本年1月8日の式典終了後から翌1月9日までの間、やむを得ず当日式典に参加できない方や写真撮影だけをしたい方が記念写真の撮影ができるよう、各中学校等の会場に、はたちのつどいの会場であることを明示する看板を設置いたしましたほか、駅前庁舎1階に記念写真の撮影ブースを設置し、市ホームページ等により周知を行ったところであります。

このような取組を行いましたところ、駅前庁舎に設置した記念写真の撮影ブースを御利用いただいた方からは、喜びの声が寄せられております。

記念写真の撮影場所の設置期間を延長することにつきましては、各中学校等の会場では、管理面で難しいものと考えておりますけれども、駅前庁舎の記念写真の撮影ブースにつきましては、来年度のはたちのつどいの開催に向けまして、前倒しによる設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 検討していただけるということでありました。

できれば、お正月前というか、年末ぐらいから用意していただければいいかなというふうに思っています。ただ、今回、風船等を使っていたので、しぼんでしまったりすることも考えられますので、ちょっと、いろいろ工夫が必要かなというふうに思いますが、早く決めていただいて、できれば早いうちに周知をしていただいて、ホームページなり、「広報あおもり」なりで、正月でも写せますよということが、あらかじめ分かれば、予定を立てて来られる方がいるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひとも御検討いただきたいというふうに思います。

この項は、これで終わります。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費に関連して、農作物鳥獣被害対策事業についてお伺いをいたします。

まず、この対策事業を拡充するに当たって、どのような体制で対策を進めていくのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 渡部委員の農作物鳥獣被害対策事業の実施体制についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、近年、ニホンザルやアライグマなどの野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあり、これら野生鳥獣の目撃情報や被害情報が多く寄せられております。

本市におきましては、野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあることを踏まえまして、鳥獣被害防止対策を総合的かつ効率的に実施するため、青森警察署及び青森南警察署、青森県猟友会東青支部及び同会浪岡支部並びに青森農業協同組合、青森県東青地域県民局と連携し、平成30年3月に青森市鳥獣被害防止計画を策定し、これに基づき、情報の共有化とともに、関係機関が協働し、対策を講じてきたところであります。また、令和3年3月には、同計画に基づきます具体策の立案や実効性をより高めるため、これら関係機関で構成されます青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立したところであります。加えて、同年4月には、青森市鳥獣被害対策実施隊を青森県猟友会会員及び市職員で組織し、パトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査等の実践的な活動を行ってまいりました。

本年3月には、2回目となる同計画の計画期間が満了したことに伴い、同計画を改訂するとともに、令和5年度は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、これら農作物鳥獣被害対策事業のさらなる強化・拡充を図ることとしたところであり、これらの事業に係る予算につきましては、本定例会において御審議いただいているところであります。

令和5年度からの実施体制につきましては、令和3年3月に設立されました青森市鳥獣被害防止対策協議会を鳥獣被害対策に係る各種事業の実施主体とすることとし、本市が事務局機能を担いながら、同協議会の規約の改訂等の必要な手続を行い、また、新たに森林組合を構成員に加え、引き続き、関係機関と緊密な連携を図りながら、鳥獣対策の実施に取り組むこととしております。

○小豆畑緑委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

一般質問でも複数の議員から、この猿の被害等々の質問がされておりました。地元の農家から私もすごく強く要望されている1つでもあります。年々、本当に被害がひどいということで、強く要望されておりました。聞き取りというか、ちょっと話の中で、令和3年4月からは、青森市鳥獣被害防止対策協議会——自治体からは予算をつけて実施をされているというふうに伺いました。

国から県を通してくる交付金の中で、多面的機能支払交付金というのがあるそうでもあります。1億2700万円あまりが国から措置されるようではすけれども、このような交付金が使えないのではないかなというふうなことも聞き及んでおりますが、この辺は、県ともよく連携をしながら、ぜひ活用していくべきだというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

農村等あるいは中山間地域における環境整備のための交付金等が国から支給されているところであります。このような交付金につきましても、その用途基準等を踏まえまして、農村の環境整備とともに、鳥獣対策に活用できる部分については、地域と連携し、活用しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 いずれにしても、この事業の使い道として、電気柵とか、わなをつけるということでもありますので、大変、地元住民の期待は大きいものがあるというふうに考えます。一遍に全部できない、もちろんできないというふうに思いますが、地区に偏りが出ないように、地域の方たちとよく協議をして、設置をしていただくよう要望いたします。

ところで、この農作物鳥獣被害対策事業という事業ですが、実は予算書にこの事業名は出てこないですよ。この事業は予算書の中に出ているどの事業に含まれているのか教えてください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

当該事業につきましては、令和5年度予算に関する説明書、一般会計の説明書がありますが、78ページ・79ページにあります6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費のうち農業・花き振興対策事業1747万1000円に含まれる事業であります。(発言する者あり)はい。失礼しました。野菜・花き振興対策事業であります。

○小豆畑緑委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

ちょっと、ここから企画部長にお伺いします。

この配付されている主な取組、これに掲載されている事業名は、ほとんど、ここに載っていないんです。ほとんど載っていないです。それで、私は、前にも予算特別委員会で要望して、主要事業一覧の中に款項目を入れていただきました。これはありがたいんですけども、ただ、これを見ても、この事業は、こっちにも載っていないんです。要は、款項目のその事業の中にこれが入ってますよということは分かるけれども、これはありますというのが分かって、この事業名がないから、要するに、こっちで細かい事業が出ていても、同じ事業名がないし、数字を見ても追っけない。恐らくこれではないかという予想の下にやらなければいけない。

ということで、事業名を全部出してと言ったら、物すごい量になりますよと言われましたので、全部とは言いません。全部とは言いませんけれども、せめて、この事業一覧に載せてる分の款項目のところに、この事業の中の一部なんですということが分かるようにしてもらいたいなと思いますけれども、企画部長、答弁お願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 予算書の関係につきまして、お答えいたします。

今定例会に配付しております令和5年度青森市一般会計・特別会計予算、いわゆる予算書でありますけれども、地方自治法施行規則第14条及び第15条の2の規定に基づく様式により作成をしております。したがって、ちょっとアレンジがしばらくということでもあります。

その一方で、議員の皆様や、あるいは記者会見など、幅広く説明する資料として配付しております主な取組及び主要事業一覧ですけれども、こちらは、当初予算について、青森市総合計画に基づく6つの基本政策ごとに主な事業を説明するため、各施策の目標指標に直結するものや各施策の推進に貢献するものを抜粋しまして、事務事業名でその事業内容を記載しております。したがって、予算書の事業名は大事業ですので、一致しないものがあるのは、このためであります。

今、渡部委員から御紹介ありましたとおり、主要事業一覧において、事務事業ごとに款項目を記載したこと、あるいは写真やイラストなどを活用しまして、主な取組など、これまでも分かりやすい予算の説明資料づくりに努めてきたところであり

ます。

このことも踏まえまして、来年度以降の公表方法につきましては、予算編成過程で検討してまいります。

○小豆畑緑委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ぜひお願いします。

この主な取組というやつは、すごく分かりやすいです。議員の皆さんが市民の方に説明する際でも、すごく分かりやすいものになっていると思います。これは、小野寺市長になってからやり始めたということがありましたが、次の市長が誰になるか分かりませんが、ぜひとも、こういう分かりやすいものをまた作っていただきたいですし、これも、主要事業一覧として、款項目もせつかくここまでやっていただいていますので、あともう1つ事業名を入れていただければ、こっちを全部書くのは大変でしょうから、こっちの中に事業名はこれに入ってますよと分かるものがちょっと記載してあれば、すごく、それで十分かなというふうにも思いますので、ぜひ、その辺は検討いただきたいというふうに思います。

市民の方にも、もちろん青森市の税金がどういうふうに使われているかということを知らせなきゃいけないでしょうし、僕ら議員も、こうして委員として、それを審議しなきゃいけない立場にあるので、かといって、そういう財政のプロではありませんので、素人ですから、その辺も考慮いただいて、よりよいもの、見やすいものを作っていただくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 あおもり令和の会、澁谷でございます。よろしく願いいたします。

昨日、荒川中学校の卒業式に参加してまいりました。そこで39名の卒業生が、にこやかに卒業証書を授与されている中で、校長先生がおっしゃった話で、コロナ禍の中で、今年の卒業生は大変意義深い中学校生活を送ってきた子どもたちですというふうにお話をされていて、PTA会長が続いて、努力とは成長を表すという言葉であるというお話をなさっていたのに、私はとても感心しました。地域の方々も、卒業式はとてもいいもんだなというお話をしながら帰られたんですが、ただ1つ残念なお話を聞きました。

それは、来年度の入学者数は25名ほどだということを伺い、話の中では合併だという方もいらっしゃいましたが、歴代のPTAの方々からは、せつかく、この地域には田んぼや畑があるのだから、やっぱり地域の方々に協力をしてもらいながら、農業を体験学習の中に入れるのも1つではないかという御意見も頂戴してまいりました。

文化やスポーツもとても大切な特色になる、生徒が集まると思うけれども、やはり学校と生徒と保護者、そして地域が共に連携して協力しながら、子どもたちの成

長を支えることができる、そんな学校づくりを進めていきたいんだという御意見を頂きましたので、教育委員会の皆様にはお伝えしたいなと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。

10款教育費 6項保健体育費 3目学校給食費についてお伺いたします。

物価高騰、原油高騰、値上げなど、私は、大分、聞き慣れてしまうほど、この言葉に振り回されている状況ですが、4月から、また値上げですと、都合の悪い様子で各企業の営業の方々がお話をなさる中で、加えて人件費なども考えて、便乗値上げをするとの話もあるところです。

お互いに値上げについていけないね、なんていうお話をしながら、学校給食費に係る食材も、相当、苦労しながら、栄養士たちも栄養価を考えながら、おいしい給食を作っていることと思いますが、毎月毎月使いたい商品と価格が折り合わないこともあるのではないかと思うことから、お伺いしていききたいと思います。

給食材料費の予算はどのように計上しているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員の給食材料費の予算についての御質疑にお答えいたします。

本市の給食材料費の予算につきましては、児童・生徒数及び教職員数に給食1食当たりの目安としております単価及び給食提供予定日数を乗じて積算しております。具体的に、令和5年度当初予算につきましては、小学校は、児童数1万1748人、教職員数1154人、1食当たりの目安としております単価は260円、給食提供予定日数は202日となっております。これらを乗じ、予算額は約6億7761万4000円となっております。中学校は、生徒数6392人、教職員数616人、1食当たりの目安としております単価は320円、給食提供予定日数は191日となっております。これらを乗じ、予算額は約4億2833万円となっております。これらに献立開発費といたしまして2万8000円を計上し、給食材料費の予算は合計11億597万2000円となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 工藤委員——あっ、ごめんなさい。澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

材料費の予算は合計約11億円ということで、私は、この予算が少しずつ足りなくなっていく、もっと増やしていかなきゃいけないのではないかという懸念を持ちながら、再質疑をしてまいりたいと思います。

給食の食材料費は昨今の物価高騰の中で、どのように対応しているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 給食材料費の物価高騰対策についての再質疑にお答えいたします。

本市の学校給食は、国の基準を基に定めました青森市学校給食摂取基準に規定し

ております栄養価を満たすよう、献立を作成し、給食を提供しております。

学校給食は米飯等の主食とおかずやデザートなどの副食で構成されております。主食は通年で契約しておりまして、昨年度に比較いたしまして、小幅な増額でとどまっております。また、副食につきましては、例えば、生野菜の調達に難しい場合には冷凍野菜を代用するなど、これまでも、栄養価が同じで、価格上昇の影響が少ない食材を選択して、献立を作成するよう取り組んでおります。また、より低価格で調達できるよう、食品規格・契約期間の見直しなども行っております。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、青森市学校給食摂取基準を満たしたおいしい給食を提供できるよう工夫しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 私は、冷凍野菜に代替するということは悪いことではないと思うんです。この冷凍野菜を使って、いかに美味しく調理できるかという、プロの皆さんが給食を作っているわけですから、価格が合わない、変動が激しいというものに対しては、どんどん前向きに使っていくべきではないかなというふうに思っていました。子どもを思う保護者の方に言われたのが、中国野菜を使っているんでしょというふうに聞かれて、ちょっと一瞬、戸惑ったんですけども、それでも安全基準を満たしているものしか使っていないのというふうに、はっきり答えられるということが私の中にありましたので、給食は美味しく工夫して作っていただければと思います。

それでは、予定価格はどのように設定しているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 予定価格の設定方法についての再質疑にお答えいたします。

予定価格は、直近1年間の入札におけます参加業者の落札価格及び札入れ価格を参考に設定しております。したがって、昨今の物価高騰の影響に伴います落札価格等の上昇分も考慮した予定価格の設定となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 直近1年間の価格というと、少なくとも24回の値上げはあると思います。1年間だと、あまりにも幅が広すぎて、本当に目の前の価格に左右されていくことになる入札制度になってしまうと思うので、なるべくなら価格の変動というものに対しては、常に情報を聞きながら取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、このまま物価高騰が続くと思われることから、食材料の購入予算を増額してもいいのではないかとと思いますが、教育委員会の考えをお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 食材の購入予算についての再質疑にお答

えいたします。

食材の購入につきましては、今後におきましても、先ほど申し上げました食品規格・契約期間の見直しなどの対策を講じてまいりますけれども、予算に不足が生じることが見込まれた場合には、財政当局と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 分かりました。ありがとうございます。

給食については、これで終わりたいと思います。

次に、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費、青森市総合体育館について伺いいたします。

まず、体育館の整備スケジュールをお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 青森市総合体育館の整備スケジュールについての質疑にお答えをいたします。

(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業は、令和3年第1回定例会の御議決を受け、設計・建設に加えまして、15年間の維持管理・運営業務について、事業者選定委員会で選定された事業者が設立したSPC、いわゆる特別目的会社である青森ひと創りサポート株式会社と事業契約を締結し、昨年4月から建設工事に着手をしております。

整備スケジュールといたしましては、今年度は、5月から11月にかけてくい工事及び建物の基礎となる鉄筋工事やコンクリート工事を、現在は、柱や、はりの鉄骨工事を実施するなど、建物の骨格となる躯体工事を行ってまいりました。また、昨年10月には、青森市総合体育館に興味や関心を深めてもらうため、応募のあった市内高校生10名が参加し、建設現場の見学や建物を支える鉄筋の結束作業などを体験していただきました。

来年度は当初の計画どおり、本格的に建物の屋根や外壁、内部仕上げのほか、電気通信や給排水、空調などの設備工事を行う予定としており、令和6年7月の供用開始に向けて、今後とも着実に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この青森市総合体育館について、私の周りから言われたのが、ここでいろんなイベントができるようになるんでしょうという期待の声が多かったことから、初めて、このアリーナ建設について質疑させていただきました。

経済や地域の活性化のためにも、大規模な事業ですので、その波及効果に期待するというのを踏まえて、次に、再質疑をしていきたいと思っております。

今後、市民が参加できるイベント等はどのように予定されているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 市民参加型イベントの今後の予定についての再質疑にお答えをいたします。

青森市総合体育館の整備に当たりましては、次代を担う若い世代を対象に、興味や関心を深めてもらうため、市民参加型のイベントを開催することとしております。

来年度は、事業者からの提案に基づきまして、小学生を対象とした建設工事車両への試乗体験や中学生を対象とした現場見学会のほか、地域住民を対象とした植樹祭の開催が予定されているところであります。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 県都として、持続可能な地域経済を維持していくこと、将来的に人口減少の社会であっても、市外・県外から人の流れを呼び込む1つのシンボルであってほしいなという思いで、きつこの総合体育館を建設することだと思えます。そういった観点から、地域経済への波及効果というものに対して、本事業は地元企業がどのように関わっているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 地元企業の参加についての再質疑にお答えをいたします。

今般の事業契約を締結している事業者は地元企業8社を含む11社で構成され、本事業に応募のあった3グループのうち、最も多くの地元企業が参入したグループとなっております。

現在は、主に工事管理業務に1社、建設業務に1社の地元企業が大手企業と一体となって工事を進めておりまして、青森市総合体育館の完成後は、地元企業6社が中心となって、15年間の維持管理・運営を行う予定となっております。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

事業収益を上げる努力もしなければならない、維持管理・運営していくという意味においては、とても容易なことではないんだなというふうには思いますが、今後、これまで以上に、積極的に、このアリーナには取り組んでいただきますよう要望をして、この項については終わりたいと思います。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費、観光対策推進事業について。東北絆まつりについてお伺いいたします。

本年3月3日の東奥日報に、今年、青森市役所のねぶたを手がけるというふうに、福士裕朗さんの記事が取り上げられておりました。私は、この記事の前に直接お会いすることがありまして、今まで立佞武多を作ってきたのに、残念だったねという

お話をしました。本人が言うには、ねぶたも好きだから、全然いいんだというふうにお話していましたが、最後には、やっぱり自分で一番最初から手がけてきた立佞武多を作りたいなという思いも寄せて、今回、ねぶたの制作に取り組んでいきたいと笑ってお話をしていましたので、できるだけ協力をしながら、いいねぶた作りに取り組んでいただけるように、そして、絆まつりが皮切りになるというふうに言うておりましたので、皆さんでサポートしていただけたら、躍動感のあるねぶたが作れるのではないかなという期待を寄せております。

その中で、大規模なイベントであり、事業費も高額になる、この絆まつりについて、しっかりと実施体制が必要だと思いました。

そこで、お伺いします。東北絆まつり2023青森の実施体制をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 東北絆まつり2023青森の実施体制についての質疑にお答えをいたします。

東北絆まつりは、平成29年度の仙台市を皮切りに開催され、一巡となる本年は6月17日の土曜日と6月18日の日曜日の2日間、いよいよ本市で開催されます。開催に当たりましては、東北6市の市長や各市商工会議所の会頭及び各祭り団体の長などで構成する東北絆まつり実行委員会を組織し、開催に必要な企画・運營業務などを行っております。

本市における実行委員会の構成といたしましては、会長は開催市の青森市長が当たり、実行委員長は青森商工会議所の会頭が務めております。また、事務局は市のほか、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会の職員で構成しており、行政のみならず、経済界を挙げた実施体制が構築されております。今年度は、昨年10月に経済部観光課内にプロジェクトチームを設置し、以降、準備を進めてきたところであり、11月には実施計画策定及び調整業務につきまして、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定したところであります。

現在、3月末の実施計画策定に向け、事業者とイベント全体の企画やパレードの運営等について詳細な調整を行っているところであり、引き続き、関係団体等と連携を図りながら、着実に準備を進めてまいります。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

実行委員会が商工会議所やコンベンション協会といった複数の団体で組織されているとのことでありましたが、その企画や運営については外部の事業者に委託していると思えます。

そこで、お伺いします。委託事業者はどのように選定されたのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 事業者選定についての再質疑にお答えをいたします。

実施計画策定及び調整業務の委託につきましては、民間事業者による創意工夫を活用するため、本市や先催市の手続に準じ、公募型プロポーザル方式により事業者を選定いたしました。

本プロポーザルは、令和4年10月に公募を開始し、11月には企画提案書の提出を受け、市経済部、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会の職員で構成する公募型プロポーザル審査委員会におきまして、実施体制や類似事業の実績、提案内容の具体性など、8つの項目を審査の上、全ての項目が標準点を上回った株式会社RABサービスを代表とする共同事業体——東北絆まつり青森協力会に決定し、現在、3月末の実実施計画の策定に向け、作業を進めているところであります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 株式会社RABサービスは、アリーナの建設の協力会社でもあるということがホームページの中に書いてありまして、きっと青森市にとっていい宣伝と広告をつくってくれる会社なんだろうなというふうに思いました。

その中で、様々な観点から審査されたと思います。実行委員会のホームページも私は確認しましたが、詳細に公表されておりました。その中で、更新履歴について気になる部分がありましたので、確認のためにお尋ねいたします。

今般のプロポーザルにおいて、ホームページでどのように周知してきたのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 ホームページでの周知についての再質疑にお答えをいたします。

実施計画策定及び調整業務の委託に係る契約情報につきましては、本市のホームページに掲載しておりますが、その内容といたしまして、公募に係る実施要領や審査結果等の情報を令和4年10月の公募開始以降、進捗に応じて段階的に更新し、現在も公開しております。

なお、本年1月に東北絆まつりの事務局が本市となったことを契機に、従来のホームページを祭りの情報をメインとしたホームページにリニューアルしたことに伴いまして、契約情報のページとのリンクを解除したところであります。

以上であります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

ホームページの掲載につきましても、丁寧に公表しているんだなというふうに確認しました。私は、東北絆まつりが大変だと思うので、職員にボランティアでお手伝いしますよというふうに、すぐ言ったら、結構ですと、すぐお断りされたので、青森市での大イベントの皮切りになるこの絆まつりを是非ともこれまで以上に、皆さん、お仕事は大変だと思いますが、チームワーク、協力し合って、一大イベン

トが成功することをお祈りし、この項の質疑を終わりたいと思います。

次に、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費に関して、青森市浪岡交流センター「あびねす」について、お伺いします。

青森市浪岡交流センター「あびねす」に隣接する低温熟成施設について、施設の概要と過去3年間の利用実績をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 澁谷委員の低温熟成施設の概要と利用実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡交流センター「あびねす」の低温熟成施設につきましては、平成22年4月に、まちづくり交付金を充当して整備した施設であり、現在、浪岡商協が指定管理を行っております。当該施設には、雪や氷温技術を活用した地域ブランドの開発及び研究を目的とする利用に限定した農産物長期保存の実証実験が可能な完熟試験庫・開発試験室、利雪の観点から設置した雪室のほか、研究等の目的以外に活用が可能な設備といたしまして、冬に積もった雪を貯蔵し、夏場に親しむことができる雪体験室も設置しております。

過去3年間の利用実績であります。完熟試験庫・開発試験室につきましては、令和2年度に弘前大学が新品種のリンゴのCA貯蔵に係る研究を実施いたしました。以後、令和3年度、令和4年度とも実績はありません。

次に、雪室につきましては、令和2年度に弘前大学でリンゴの貯蔵実験を実施して以降、利用実績がなく、指定管理者が夏以降に開催するイベントで開花した桜を展示するため、冬期間から、つぼみのついた枝を貯蔵したほか、雪室リンゴをイベント等で配布するため、当該施設に隣接するリンゴ園地で取れたリンゴを貯蔵しております。また、雪体験室につきましては、毎年7月から8月にかけて、指定管理者が「真夏の雪体験」を開催し、主に観光客に御利用いただいておりますほか、地元の子どもたちにも人気があり、令和2年度が1652人、令和3年度が869人、令和4年度が1409人と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、徐々に来場者は回復傾向にあります。

本市といたしましては、近年、完熟試験庫・開発試験室の利用状況がないことから、今後におきましても、指定管理者と連携しながら、積極的に利用促進に取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 どうして私が低温熟成施設についてお伺いをしたかったかというと、今、春になったら、雪室リンゴが各地の道の駅で出ると思います。浪岡にあって浅虫にないものが、その雪室リンゴでした。なので、このある施設を使って作れると——青森市産の浪岡のリンゴを使いながら、その雪室りんごを作って、道の駅の春からの、何かこう、情報発信のような、人が振り向いてくれるようなものを作れたらいいなという思いから、今回、この質疑をさせていただきました。

この施設の利用促進策と利用見込みについてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 低温熟成施設の利用促進策と利用見込みについての再度の御質疑にお答えいたします。

市では、低温熟成施設の利用促進のため、利用者募集のチラシを作成いたしましたし、地元農業関係者や弘前大学に対しまして、低温熟成施設を活用した各種試験・研究への協力をお願いするとともに、本年度におきましては、利用促進に向けた動画を作成いたしましたし、市の公式ユーチューブチャンネルで公開するなど、施設の利用促進に向けたPRを行っております。しかしながら、現時点で、令和5年度以降の利用申込みについてはいただいているところではありません。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 私はナガイモとニンジンを入れて研究をしてみました。どちらも、ちょっと、あまりうまくありませんでした。なので、やっぱり、ここでリンゴを作りたいと思いますので、この利用が見込まれないのであれば、今後、この施設の見直しを検討していただくことはできませんでしょうか、お示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 低温熟成施設の利用についての再度の御質疑にお答えいたします。

当該施設は、国土交通省に認定されました都市再生整備計画に基づき、まちづくり交付金を利用して整備したものであり、用途変更の際には、国に対して、確認を取りながら進める必要があると認識しております。現時点では、用途変更の検討について、していないところがあります。

本市といたしましては、まずは、今後、関係機関や大学に加えまして、県内の農業高校といった教育機関までPR範囲を広げ、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

でも、施設の見直しを検討していただきたいです。そして、地域ブランドを作れるような施設だというふうに、私は現地に行ってみましたので、少なからず、ここで何かを作って発信していただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。これについては終わります。

すみません、最後に除排雪について。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費について。

除排雪作業中のパトロールの実施方法をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 除排雪作業中のパトロールについての御質疑にお答えいたします。

本市では、降積雪状況や道路状況、除排雪作業後の仕上がり等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部職員によるパトロール班を設置しております。パトロール班の設置に当たりましては、降積雪シーズン前に、当該パトロール班職員を対象としまして、除排雪パトロール講習会を開催し、パトロール班の主な役割や基本的な出動までの流れのほか、除排雪作業管理として、除排雪作業中の作業状況を確認するよう指導しております。

除排雪作業中のパトロールの実施方法といたしましては、青森地区におきましては、夜間の降積雪状況の把握と作業状況の確認、交通誘導員の適正な配置、排雪作業中の案内板の設置による通行止め規制等、作業中の事故防止対策の状況の確認、重機やダンプトラックの台数をはじめ、積込み状況や排雪時の走行ルート、重機の待機時間等の確認など、適正な除排雪作業が行われているか等について確認しており、必要に応じて除排雪事業者に対して指導しているところであります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

誘導員の適正な配置、排雪作業中の通行止めの規制看板等を確認するパトロール班であれば、やはり目立つところに誘導員がいてもらいたいと思うものの、事業者とそういう話をしたりすることはなかったんでしょうかと思うことから、再質疑をしていきたいと思えます。

パトロール職員の負担軽減をどのように考えているのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 パトロール職員の負担軽減についての再度の御質疑にお答えいたします。

冬期間における道路状況の把握につきましては、現在、職員によるパトロールが主なものでありますが、そのほかにも、雪に関する市民相談窓口や「まちレポあおもり」などに寄せられる要望や情報も参考にしながら、道路状況の把握に努めているところです。

「まちレポあおもり」につきましては、位置情報や写真つきでの情報が寄せられることから、職員によるパトロールを補完する上で、道路状況の把握に必要な情報の取得について一定の効果が得られております。一方で、昨年度までは、情報提供された写真が不鮮明で積雪状況が判断できないことや写真と位置情報が異なる場合もあったことから、今年度は正確な道路情報を把握できるよう、写真の撮影方法等について周知を図るとともに、より多くの方に「まちレポあおもり」を御利用いただけるよう、併せて周知したところであります。

また、除排雪作業の効率化のため、令和5年度冬季からの稼働に向け、青森市除排雪業務等総合管理システムを整備することとしており、令和4年12月23日に東日本電信電話株式会社青森支店とシステム構築業務委託契約を締結し、現在、整備を進めております。

当該システムにおけますパトロール職員の負担軽減に関する機能としましては、定点カメラを新たに3台設置することによる道路パトロールの代替機能、現在、市からの電話やファクスによる除排雪事業者への作業指令の発出をメール等によりデジタル化する機能、これまでパトロール終了後に手書きやエクセルにより作成しておりましたパトロールチェック表をデジタル化する機能を付加することとしております。

なお、当該システムの整備に当たりましては、現場にしながら、リアルタイムにパトロールの状況をシステムに登録することが可能になるとともに、登録の際に道路状況が分かる写真を添付できるようにしてほしいといったパトロール職員からの意見も参考にしながら、システムの構築業務を進めているところです。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

パトロールの負担軽減の中で話がありました道路状況の把握をするというのは、除排雪をする前と除排雪後の道路の状況を把握するのにパトロール班は動いていると思います。その中で底剥ぎした後の道路の状況というのをよくパトロール班は見ていると思いますが、マンホールの破損が多く見受けられる。マンホールの周りの道路が穴だらけで、これだと、ちょっと危ないんじゃないのかなというふうにパトロール班の方は思わないのかなというふうに思うことから、1つ質疑させていただきます。

この破損を防ぐための対策が必要であると私は思いますが、市の考えはいかがでしょうか、お示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 マンホールの破損防止対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、前年度における除排雪の状況を把握し、今後の除排雪の参考とするため、除排雪事業者に対して、事前にヒアリングを実施しております。その際に、除排雪作業を実施した工区や路線について、作業の支障となるようなマンホールと道路の段差がある箇所などについて報告を頂いております。

この事前のヒアリングの際に報告されました除排雪作業の支障となるマンホールにつきましましては、各施設管理者に対して情報提供し、除排雪作業の支障とならないよう、段差を解消する対策を依頼するとともに、道路維持課におきましても、道路補修の際に対応しているところであります。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

1つ、私からの提案として言いたいと思います。道路をマンホールに向かって行くんです。それで、マンホールの蓋が飛び出ている、道路が下がっている、底剥ぎの時に、多分、引っかかって、マンホールの蓋がカンって飛んでいくと思うん

ですよ。私は自分で、それをやって、飛んでいったのを見て、これはまずいなというふうに思っているんですが、やはり各工区、各幹線・補助幹線でも、業者がいるわけですから、やっぱり、その人たちが自分のところの状況というのをよく把握しているはずで。少ない予算でもいいので、雪解けが始まって、そういう補修工事の部分をやってもらうのも1つ、除排雪の体制づくりとして取り組んでみてはいかがかということ、私は、この質疑をさせていただきまして。ぜひ、来期に向けて、御検討をしていただきたいと思います。ぜひ、要望させていただきたいと思っております。

最後に、農林水産部長に1つ、今冬における中央卸売市場の除排雪体制について、大変すばらしい除雪だねというふうに、そこで働く皆さんが褒めておりました。それは、きっと市場管理棟の職員たちが、昨冬があまりにも駄目すぎて、これは明らかに、この業者は——素晴らしい体制づくりに変えてよかったんだなという、その反省をよく見直した結果だと私は思っております。

今後、こういう体制をよりつくっていただくためにも、職員に、もっと工夫をしろじゃなくって、職員に、もう少しやり方を何か工夫したらいいところはなかったのかみたいな感じで、今回は優しく聞いてあげてほしいなというふうに、そういう反省をしていただきたいと思います。ということで、私の質疑は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 澁谷委員、さっき、ごめんなさいね。

○澁谷洋子委員 いえ、とんでもございません。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

午後3時4分休憩

午後3時30分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自民クラブの長谷川でございます。

4年か5年ぶりになるのかな、質疑。質疑のやり方を忘れてしまったけれども、失礼に当たるかも分かりませんが、ひとつよろしく願いいたします。

では、8款土木費の2項道路橋梁費の道路維持費であります。今、積雪はゼロで、除排雪の話をするのも何ですが、何かインパクトがないようではけれども、質疑いたします。

今冬の12月、1月ですか、大雪に見舞われました。今回の補正でも約23億円で、

それで約55億円を計上しています。たしか1月の大雪だと思いますが、今までは、ほとんど私のほうに住民からの苦情とか、業者からの苦情が、かつてはなかったんですけれども、今回は非常に、何件かの電話があったり、苦情がありました。私自身も、この大雪にもかかわらず、何で除雪が来ないのかなという疑問を持っていて、市役所に連絡したら、予算がないということだったと思います。

大雪であっても、予算の執行状況により除排雪作業の出動指令を出さなくなることはあるんですか。お伺いいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 長谷川委員からの予算と除排雪指令についての御質疑にお答えいたします。

市全域が特別豪雪地帯に指定されております本市では、冬期の道路交通の確保と都市機能の維持及び市民生活の安定確保に向け、降雪状況に対応した効果的・効率的な除排雪作業を実施するため、除排雪対策事業として、関連経費を当初予算に計上しております。また、本市では著しい降雪による予算執行に対応するため、債務負担行為を設定することで市民生活に影響がないように対応しております。

今冬は、昨年12月2日に33センチメートルの降雪があり、さらには12月14日から20日にかけて、強い冬型の気圧配置による断続的な降雪により、積雪深は67センチメートルを記録しましたが、その後は比較的落ち着いた気象状況により平年並みの降積雪状況で推移しました。しかし、1月中旬からの10年に一度とも言われる非常に強い寒波に伴う断続的な降雪により積雪深が増え、1月29日曜日14時時点で、青森地方気象台の観測による積雪深が95センチメートルを記録するとともに、青森県と本市が観測しております新城、高田、戸山、横内地区等で積雪深が1メートルを超えていること、さらには今後も断続的に降雪が続くという気象情報を考慮し、同日1月29日曜日に豪雪対策本部を設置しました。

降雪量につきましては、青森地区では3月8日時点で557センチメートルとなり、災害級の豪雪であった昨年同日の592センチメートルと比較すると、やや少ない降雪でありましたが、浪岡地区におきましては3月8日時点で629センチメートルとなり、昨年同日の516センチメートルを上回るペースで降雪している状況となっております。

除排雪関連予算及び債務負担行為を活用することにより、このような降雪状況であっても、予算の執行状況により除排雪作業の出動指令を出さなくなるということではなく、排雪ルートを確保しながら効率的に除排雪作業を実施してはりましたが、生活道路の除排雪を実施するまでに時間を要した場合もあったことから、今後とも市民生活に影響がないよう、より効率的・効果的な除排雪に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これは、降雪でなくても、今回は雨の日も多かったし、雪解けで大変な状況にもなりました。私の町内は、同じ浪岡でも雪が多いんですよ。北中

野から山手にかけて雪が多いんですよ。ですから、今回本当に、私も今回ほど道路も狭くて車1台がやっと、大型は通れないという状況が2日も続いたということは初めてです。そういうことで、朝起きて除雪をやっていると、いろいろ、みんなから来るんですよ。どうだこうだって。今まであんなに来ていたのに、何で今回は来ないんだとか、あるいは、通っていく人までもしゃべっていくし、そういうことで、いろいろありましたので、そのことで、一応、市役所のほうに連絡をしたりしたということでございます。

確かに、いろいろ除雪に関しては、市役所の皆さんもいろいろ一生懸命やってくれていることは確かだし、管理システムの整理とか、あるいはデジタル化とか、除雪機械を導入したりっていう、非常に苦勞していることは十分分かります。ただ、住民というのはやっぱり、朝起きて除雪するときに、あら、今日は何で除雪車が来ないんだみたいになる。そこなんですよ。ですから、そういうところを早めにきちっとしてもらえれば、そんなに苦情がないのかなというふうに思いますけれども、ひとつ、今後、これからも――まあ、約55億円もかけて、毎回毎回変わらないようであれば、何かこう、金もつたいないのかなという思いもありますけれども、ひとつ、十分検討しながらひとつやっていただければなと思いますので、ひとつ頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

次に、これも8款土木費の道路維持費でありますけれども、これは、雪解けとともに大変穴が目立ってきました。今年、やはり、この雪が早く消えたから、穴が見えてきたのか分かりませんが、これは雪解けの宿命であります。非常に道路の穴が目立ってきております。まあ、今、やってみましたね。どんどんやっていますけれども、そういうことで、道路の雪の下、どのように対応しているのか、ひとつ伺いたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 道路補修の対応についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理しております市道の延長は約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過してる箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでいるため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられており、要望が寄せられた箇所につきましては、現地を確認した上で、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性・優先度を判断して道路補修を実施しております。

道路補修として行う道路の穴埋めは、部分補修、いわゆるパッチング舗装につきましては、毎年同じ場所に穴ができる場合は、応急対応として常温合材による穴埋めを行った後に、状況に応じて加熱合材による部分舗装を行う等の対応を行っております。また、こうした道路の穴埋めや部分補修につきましては、一昨年までは、4月に入ってから本格的な作業を行ってございましたが、昨年度より雪解け後に迅速に対応できる体制を取っており、昨年3月及び4月の春先における道路の破損に伴

う車両の損傷事故は、一昨年の18件から、昨年は5件と減少している状況にあります。

道路補修の今年への対応につきましては、雪解けに伴い、既に3月当初から実施させていただいております。可能な限り迅速な対応に努めており、今後も担当課職員によるパトロールはじめ、職員総パトロール制度の活用のほか、市ホームページで広く市民の皆様にも情報提供の協力を呼びかけるとともに、町会・町内会からの要望等も踏まえ、適切に対応してまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 まあ、これも、見ているといつも同じ場所が多いですね。同じ場所でも、10メートルぐらい同じところで、こう、同じ穴空いているっていうのは結構見受けられるんですけども、こういうのも抜本的な改革というか、そういうのも必要ではないかなと。毎年やっても、今やれば、秋までには、穴が引っ込んでいますよ。そういうのも見受けられます。ですから、ガバッとね、やったほうがいいのかないかなという思いもありますからね。まあ、できるだけ早めに解決していただければと思います。ありがとうございました。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費について。

浪岡地区の資源を活用して地域振興を図るということで、浪岡地域力活性化事業について、その内容と取組状況をお伺いいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 長谷川委員の浪岡地域力活性化事業についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地域力活性化事業は、令和3年12月25日に設立されましたまちづくり協議会、なみおか未来創造会議と連携し、浪岡地区が有する様々な資源を活用した取組を進めることにより、浪岡地区の活性化を図ることを目的とした事業でございます。

令和4年度につきましては、1つに、浪岡地区の伝統・文化と歴史遺産を伝承し、地区住民の郷土愛の醸成を図るための歴史伝承事業、2つに、浪岡地区住民の健康課題の解決を図る健康増進事業を行ったところであります。このうち、歴史伝承事業につきましては、なみおか未来創造会議から、子どもたちへの浪岡の歴史を伝承するためにパンフレット等を作成してほしいといった御意見があったことを踏まえ、浪岡城跡の歴史をメインとしたリーフレットの原案を製作しているところであります。また、健康増進事業につきましては、同会議から、地域住民の健康意識の向上のためのイベントを開催してほしいといった御意見があったことを踏まえ、浪岡地区における特定健診受診率の向上や、生活習慣に起因する健康課題の改善を図るとともに、青森市立浪岡病院が進めるヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトなどのPR、さらには、同病院の利用促進を図ることなどを目的としたなみおか健康フェアを令和4年11月22日に開催したところであり、当日は、浪岡地区から109名の方がセミナーや講座に参加されるなど、盛況裏に終わったものであり

ます。

市といたしましても、まちづくりの新たな担い手として設立されましたなみおか未来創造会議と協調・連携しながら、引き続き、浪岡地区の活性化に取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 浪岡自治区地域協議会に代わって、今、なみおか未来創造会議——まあ、私たちの団体もこの一員に入っていると思うんだけど、今、非常に一生懸命、みんながこれからの浪岡の地域づくりについて検討しています。いろいろ私もあれを見ましたけども、あれがうまくこれから機能すれば、かなり浪岡町もこれから——浪岡町でない、浪岡もこれから発展していくのかなという思いでありますけれども、その辺をやっぱり、この創造会議と行政がしっかりと、そして我々議員も一緒になって、これから浪岡地区のためにお互い頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それからもう1つ、浪岡地区の地域振興などを目的に、地域活動の魅力をまとめたPR動画を、たしか今年度、作成したと聞いておりますけれども、その内容と活用状況についてお願いしたいと思います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 浪岡地区の魅力をまとめたPR動画についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和3年度——先ほど、長谷川委員のほうから今年度実施したというふうにお話でしたが、実際には令和3年度、浪岡地区への誘客及び移住・定住を促進するため、浪岡城跡をはじめとする浪岡地区の歴史や文化、農業などの魅力をまとめたPR動画として、1分版、3分版、12分版といった尺の異なる映像を制作いたしました。

1分版の映像につきましては、できる限り多くの方に興味を引いてもらい、3分版、12分版の映像へと誘導するために、また、3分版、12分版については、観光や移住を検討されている方に浪岡地区の魅力が伝わりますよう、中世時代の侍が現代にタイムスリップし、浪岡の魅力に触れていくといったストーリー仕立てになっておりまして、ドローンで撮影した浪岡の風景や中世の館で展示している北館復元模型を元に、建物をCG化した画像なども取り入れたものであります。

制作いたしましたPR動画につきましては、現在、青森市浪岡交流センター「あびねす」や中世の館、浪岡庁舎1階ホールにモニターを設置し、動画を放映しておりますほか、市の公式YouTubeチャンネルにおきましても配信しております。

本市といたしましては、今回制作いたしましたPR動画の活用方法をさらに検討するなど、引き続き、浪岡地区の魅力の発信に努めながら、誘客及び移住・定住の促進を図ってまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 私も実際まだ見ていませんので、どういう中身か分かりませんが、ただ、せっかく作ったものですので、やっぱり広く皆さんに行き渡るようにしてやっていただければいいのかなというふうに思います。様々な機会でもし見られるのであれば、そういうのを企画しながら、ぜひやっていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次は、6款農林水産費1項農業費3目農業振興費であります。農業についてであります。

近年、リンゴ生産者の高齢化やリンゴの栽培面積の減少など、厳しい環境にあるのではないかと思います。それらに対する市の令和4年度のリンゴ生産支援内容について御説明をお願いしたい。また、最近、農業者の方から、スピードスプレーヤーが老朽化しているということで、その更新に対する市への要望も出てきていますけれども、市の考えを併せてお伺いしたいと思います。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長

○大久保文人農林水産部長 長谷川委員のリンゴ生産支援とスピードスプレーヤーの考え方についての御質疑にお答えいたします。

本市における農業産出額全体のうち、リンゴを含む果実の産出額は約41%を占めるなど、リンゴは本市農業の重要な基幹作物となっております。

一方、リンゴ生産者の高齢化やリンゴ栽培面積の減少が進んでおり、リンゴ産地としての生産力の維持が厳しい状況となっております。

本市では、このような状況を踏まえ、令和4年度は担い手の育成確保、経営支援等により、リンゴ生産者の経営体質の強化等に取り組んでまいりました。具体的には、1つに、担い手の育成確保対策といたしまして、リンゴ剪定技術や病害虫対策及びリンゴの経営等を学ぶりんご生産後継者育成支援事業、県外からの移住や就農を促進するため、短期就農体験モニターや農業インターンシップの受入れなどを行う農業移住・新規就農サポート事業を実施してまいりました。

2つには、災害に強い園地づくりといたしまして、防風網の張替えを支援するりんご園防風網張替支援事業、病害虫の発生及び蔓延防止を図るため、一斉点検や放任園リンゴ樹の伐採を行うりんご病害虫防除対策事業を実施しております。

3つに、リンゴ経営の安定・強化対策といたしまして、優良品種への改植、園地整備などに取り組む担い手を支援するため、国の果樹経営支援対策事業等を活用したりりんご園若返り支援事業、リンゴ生産者の経営安定を図るため、基金を造成するりんご経営安定対策事業を実施しているところであります。

また、これらの取組に加えまして、生産者の所得の向上とともに、新規就農者や後継者等の担い手の確保を図るため、本市では、スマート農業機器の導入や、従来の栽培方法に比べ作業の省力化が期待できる矮化栽培や、高密植栽培等への切替えを支援するなど、リンゴ生産の基盤強化とともに、省力化や効率化を推進しているところであります。

次に、スピードスプレーヤーの更新につきましては、これまで、果樹生産防除機械・施設整備事業の中で、平成24年度から平成28年度までの5年間、合計15台の支援をしてまいりました。また、スピードプレーヤーの更新への支援につきましては、要望する団体もありますが、更新への支援につきましては、共同防除組織の担い手や、それに伴うスピードスプレーヤーの運営方法を含め整理していく必要があるというふうに考えております。

今後におきましても、リンゴ生産者や青森農業協同組合等の関係団体と協力しながら、リンゴ生産者の育成支援に努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

私も今年から新規就農者になりましたけれども、早速、畑に行ってきました。剪定をやるか分かりませんが、見よう見まねでやってきました。

私の前の畑はもう伐採していました。そして、私の家の、神社の裏のほうも、今、伐採しています。そういうことで、後継者がいないということで、次々にリンゴの木を伐採しているのが見受けられました。まあそういうことで、恐らく、ますます耕作地が少なくなっていくだろうと思います。

私も、7反歩ぐらいですよ、あそこを切れば広大な野球場が1つできるような形になりますけれども、非常になかなか、そういう状況が、だんだん増えてきている状況だ。しかも高齢化で、私も74歳になって新規就農者ですから、もう浪岡も60歳以上、超えてるのかな。そういう状況で、果たしてこれからリンゴ産業がどうなるのかなという、私自身も心配になってきております。まだまだ本当に後継者がなくて、辞めるよという人が結構おります。まあ、そういうことで、かなり抜本的にこれから考えていかなければならないのかなというふうに思います。

弘前市なんかは、その検討しているリンゴ農家の園地を希望者に引き渡してやるっていうような、そういうシステムを構築したり、あるいはホームページでも載っていると思いますけれども、そういうのもやっております。恐らく、それでもなかなか追いつかないだろうと私は思います、今の状況を見ていると。

でも、やはり、若い人も育っています。リンゴは5町歩も6町歩もやれないものですから、なかなか大規模にできないと思います。でも頑張っている若い人もいます。確かに私の隣にも。そういう人たちには手を差し伸べて、これから伸ばしていきたいなという思いでいますけれども、そういうことで、できるだけ市のほうも、そういう人たちに思いを言って、そして、話を聞きながら育てていただければいいのかなというふうに思います。そうなるまで、私も市と一緒に頑張っていきますので、ひとつ、どうぞ御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

それから、最後になりますけれども、これも農林水産費の農業費、土地改良費です。

今、県営野沢地区畑地帯総合整備事業で、樽沢・女鹿沢の一部が産地事業として、

令和2年度から令和8年度までという予定で行っておりますけれども、その進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 県営野沢地区畑地帯総合整備事業についての御質疑にお答えいたします。

県営野沢地区畑地帯総合整備事業は、畑地帯において必要な用排水施設や園内の道路などの生産基盤整備及び営農環境整備を一体的に実施することで、生産性の向上、農作業の効率化、流通体制の強化等を図ることを目的に、平成14年度から事業に着手しております。

本事業は、3期に分けて事業を実施しており、第1期工事として、吉野田・郷山前地区を平成14年度から平成23年度にかけて、また、第2期工事といたしまして、吉野田・下石川地区を平成22年度から平成30年度にかけて事業を実施してまいりました。

現在は、第3期工事といたしまして、樽沢・女鹿沢地区におきまして令和2年度から事業に着手しており、令和2年度には全体の調査設計、令和3年度からは各道路・路線の詳細設計及び用地補償費算定を順次実施しており、令和4年度末時点での事業費ベースでの進捗率は約30%となる見込みであります。また、令和5年度は、道路整備に係る測量設計及び用地補償、営農用水整備に係る測量設計業務に着手する予定となっております。

今後とも、本市といたしましては、事業主体であります県や農業者の方々と連携し、本事業について計画的に取り組んでまいります。

○小豆畑緑委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 この事業も、当初、いろいろ農業者の方から要望とか希望みたいなものが、随分、私のところに来ていましたので、今どうなっているのかなという心配がありましたので、順調に行っているということでもありますので、ひとつ、頑張っ、て、農業者のために、ひとつ協力いただければと思います。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時59分散会

3日目 令和5年3月16日（木曜日）午前10時開会

○小豆畑緑委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより本日の委員会を開きます。

審査に先立ち、私から御報告いたします。

村川みどり委員より、所用のため、本日の本委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせします。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項により、本委員会に付託されている予算案等に係る質疑を除き、一般質問の延長となる質疑を行ってはならないこととされておりますので、よろしく願いいたします。また、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、事務事業名がついている場合は、事務事業名を、人件費など、事務事業名がついていない場合は、議案別冊のページ数及び予算の款項目を述べていただくとともに、令和5年第1回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

あおもり令和の会、木戸喜美男でございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関してお伺いします。農作物鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

昨年も、幸畑地区、新城地区、そして奥内地区等でニホンザルによる被害が多発していました。

そこで質疑いたします。農作物鳥獣被害対策事業について、令和5年度当初予算案において、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、事業を拡充することとされているが、その概要をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）木戸委員の農作物鳥獣被害対策事業の拡充の概要についての御質疑にお答えします。

本市におきましては、近年、ニホンザルやアライグマなど、野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあります。これらの情報が寄せられた際、本市では、現地調査を行い、被害状況等を確認しており、令和4年度における自家消費を除く販売農家での農作物被害は、被害件数が32件、被害額は50万1000円となっております。また、今年度は、特にニホンザルの目撃情報や被害情報が多く寄せられており、販売

農家におけるニホンザルによる農作物被害につきましては、被害件数が29件、被害額が49万4000円となっております。また、家庭菜園等の自家消費用を含めたニホンザルによる農作物被害は45件となっております。

これまで、市では、ニホンザル等の鳥獣による農作物被害の防止策といたしまして、青森市鳥獣被害防止計画に基づく具体策の立案等を行います青森市鳥獣被害防止対策協議会を青森県猟友会や青森警察署、青森農業協同組合等の関係機関と共に設立し、青森県猟友会会員と市職員で組織いたしました青森市鳥獣被害対策実施隊によるパトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査の実施をしております。また、鳥獣追い払いのためのスターターピストルの貸出しや、捕獲用箱わなの設置及び捕獲したニホンザルへの発信器の装着による追跡調査等にも取り組んできたところでもあります。

今年度におきましては、新たな取組といたしまして、特に被害の多い6農事振興会に対しまして、電動ガンの貸与や追い払い効果の高い駆逐煙火を提供したほか、捕獲用箱わなを増設するなどし、捕獲体制を強化したところでもあります。さらに、特に被害の多いニホンザルの個体数や群れの行動範囲等を調査する青森市ニホンザル生息状況調査委託を令和3年度から令和4年度の2か年にわたり実施したところでもあります。

令和5年度におきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、これら農作物鳥獣被害対策事業のさらなる強化・拡充を図ることとしたところでもあります。具体的には、特に農作物被害の多い地区におきまして、1つに、電気柵等のニホンザル侵入防止柵の設置、2つに、捕獲効率の高い大型囲いわなの設置及び捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置の導入、3つに、地域農業者等による、仮称ではありますが、青森市捕獲サポート隊の設立によるパトロール活動や追い払い活動の体制強化、これらを図ることとし、これらの事業に要する予算を本定例会で御審議いただいているところでもあります。

なお、国の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、本年4月中旬を目途に決定される見込みとなっております。同交付金の内容を踏まえ、対策を講じてまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

販売農家での農作物被害件数は32件、そして、ニホンザルによる販売農家での農作物被害件数は29件、家庭菜園等の自家消費用を含めたニホンザルの農作物被害は45件と多くなっております。

令和5年度は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ニホンザルの侵入を防ぐためのものである電気柵等、そしてまた、捕獲効率の高い大型囲いわなの設置、そして、それを遠隔から見て、モニターで監視しながらという装置、そしてまた、(仮称)青森市捕獲サポート隊の設立ということでありました。

そこで再質疑いたします。令和3年度及び令和4年度の2か年にわたり、青森市は、ニホンザル生息状況調査を実施したが、その調査結果の概要をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 鳥獣の生息状況調査の概要についての再質疑にお答えいたします。

ニホンザル生息状況調査につきましては、ニホンザルの個体数や群れの行動範囲等の把握を目的に、本市域内におけるニホンザルの生息環境調査に加え、テレメトリー、いわゆる電波情報により、位置情報を把握できる発信器のニホンザルへの装着と、これを活用した追跡調査を行うもので、本市においては、令和3年度及び令和4年度の2か年にわたり、調査委託事業を実施したところであります。

これらの生息環境調査におきましては、幸畑地区から矢田地区の広範を行動域とし、主に駒込地区等で被害を発生する32頭の群れ、源八森の南側から天田内側流域を行動域とし、主に新城地区等で被害を発生する28頭の群れ、内真部地区から六枚橋地区を行動域とし、主に内真部地区等で被害を発生する36頭の群れ、瀬戸子川流域から天田内川流域を行動域とし、主に西田沢地区等で被害を発生する61頭の群れの4群、計157頭のニホンザルが確認されたところであります。また、目視による確認ができていない群れといたしまして、大釈迦地区から鶴ヶ坂地区を行動域とする群れの存在が農業者等への聞き取り等により明らかとなっております。

さらに、テレメトリー発信器を活用した追跡調査につきましては、令和3年度に四ツ石地区で1頭、令和4年度に新城地区及び瀬戸子地区で各1頭の計3頭を捕獲できたことから、これら3頭にテレメトリー発信器を装着し、放獣しております。これらテレメトリー発信器を装着した個体が属する群れにつきましては、目視による調査に比べ、より詳細な行動範囲を把握することができたところであります。

本市におきましては、当該生息状況調査の結果を踏まえ、捕獲用箱わなの設置やパトロール活動、追い払い活動等に加えまして、令和5年度から強化・拡充することとしている大型囲いわなや遠隔監視装置、あるいは侵入防止柵の設置場所の検討の際に、有効に活用してまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

駒込地区、新城地区、内真部地区、そして西田沢地区の4群が確認されたとのことでありました。

この新城地区でも、昨年でしたっけ、私が写真を撮って、皆さんに披露した写真がありました。やっぱり、そういったことで、群れが非常に多くなり、そしてまた、分かれたりしている部分があるかと思えます。そういったところが鶴ヶ坂地区、あるいは戸門地区で見られてるという先ほどの目視の部分ではないかなと思っておりますので、まず、増えているということは間違いがないということでありませう。

また、四ツ石地区、瀬戸子地区、新城地区で捕獲した3頭にテレメトリー発信器を取り付け、放獣して、詳細な行動範囲が掌握できたとのことでありました。私も天田内で畑をつくってしまして、ちょうど、その発信器を取り付けるときに、その畑に行く途中で、たまたま捕獲した猿を見ることができ、そして、たまたま発信器を取り付ける現場に居合わせました。市の職員が3人、4人、一生懸命、初めての取組で頑張っていました。そして、猿の専門家というんですか——山崎さん、その方が麻酔を打ちながら、そして発信器を取り付けるんですが、何せ小さいお猿さんなものですから、大きくなることによって、当初の首輪だと大きくなると太くなるので、それが締めつけになって困るというので、少し余裕を持って取り付けたんです。その取り付けるときも、箱わなから袋に入れて、袋に入れたものを——ものと言えば失礼だけれども、お猿さんを動かないようにして、それで麻酔を打ち、そして効いてきたところで、袋から出して、そして手足を縛って、足は足、手は手、そうしてやるんですが、何せ相手も生き物でありますので、もう死ぬか生きるか、殺されるかで、すごい格闘だったんです。当時、坂本課長もいまして、職員の方が、いや、これはどうやって押さえるんだろうと。それで、山崎さんは山崎さんで、ここを押さえない、何をしているんだ押さえろ、押さえろと。いや、そう押さえろと言っても、とてもじゃない。なかなか難しい。そういう環境での発信器の取り付け方でありました。

そしてまた、取り付けた後、放獣しましたということで話は聞いたけれども、八木アンテナというんですかね、大きなアンテナを持って、360度を見ながら、そして音の高いところにずっと移動しながら、範囲を狭めていって、そして、ここにこういう群れがいますよというのを確認していく。大変な苦勞の塊だと思います。精神的にも、いるから行きますよというものではなくて、そういう探していくという、そういうことの部分もあります。

よって、このお猿さんとは、私どもも仲良くしながらいかなきゃいけないんですが、あまりにも悪さをするものですから、とかく去年の秋、天田内に行く途中、トウモロコシの畑がありました。そこは、朝6時半頃に被害に遭って、約30分で畑のとうもろこし、枝豆が全滅でした。それで、追い払うといなくなります。いなくなれば、またすぐ来るんです。それで、おいしいものばかり食べていく。おいしくなければ行ってしまうんです、人間と同じで。ともかく、おいしいものは食べる。そして、そういう環境づくりをしているものだから、ともかく、その方にも、ここは餌場ではないんだということを知らしめるためにも、ともかく黙っていないで、いろいろ検討しながら、爆竹やら、それからロケット花火ですか、そういったものを使って追い払う。ともかく追い払う、そういったことをお話ししたりしておりました。本当に、我々、家庭菜園もそうですし、農業者の販売農家の方も、一緒になって、この取組をしていかなければならないのかなと思っております。

青森市として、生息状況調査、捕獲用箱わなの設置、パトロール活動に加え、令

和5年度から強化・拡充するとのことでした。地域の方々と十分話し合いをし、そして連携し、今後の鳥獣被害防止対策に取り組んでいただけるよう要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、ごみ処理についてお伺いいたします。

青森市は、令和8年度の黒石地区清掃施設組合と弘前地区環境整備事務組合の集約化・広域化に合わせ、浪岡地区を含めた市内全ての可燃ごみについて、青森市清掃工場で処理できるよう取り組んでいくと思います。

質疑いたします。可燃ごみの減量化に取り組んでいると思うが、その進捗と取組をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 木戸委員からお尋ねの可燃ごみの減量化の進捗と取組についての御質疑にお答えいたします。

現在、浪岡地区のごみにつきましては、黒石地区清掃施設組合が処理しておりますが、令和8年度に黒石地区清掃施設組合及び弘前地区環境整備事務組合によるごみ処理施設の集約化・広域化が予定されておりますことから、浪岡地区を含めた市内全ての可燃ごみにつきましては、青森市清掃工場で処理できるよう、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間におきまして、年間800トン、5年間で4000トンの可燃ごみの減量化の目標を定め、現在、市を挙げて取り組んでいるところであります。

この目標値は、青森市清掃工場の可燃ごみの年間処理可能量に対しまして約1000トンの処理量の余裕が持てるよう、より確実な目標として設定したものであります。

可燃ごみの減量化の進捗といたしまして、計画期間1年目に当たります令和2年度及び2年目に当たります令和3年度の2か年度の合計では、年間800トン掛ける2の1600トンのごみ減量化の目標に対しまして、2275トン多い3875トンの減量実績となっております。また、計画期間3年目に当たります令和4年度につきましては、令和3年度の排出量と比較したところ、4月から6月までの第1四半期では645トンの減少、7月から9月までの第2四半期では242トンの減少、10月から12月までの第3四半期では783トンの減少となっており、第1四半期から第3四半期までの合計で1670トンの減少と順調にごみ減量化が進んでいるものと考えております。

また、本市では、可燃ごみの減量化に向けた取組として、ごみを資源とするための分別収集の呼びかけ、奨励金を交付する有価資源回収団体活動の奨励事業の推進、家庭系ごみを減らすための食品ロスモニターの実施、事業系ごみを減らすための事業所訪問によるごみの減量化・資源化の働きかけの強化、市内の大学等の新入生ガイダンスへの訪問による、ごみの分別、減量化及び資源化の啓発、衣類等の拠点回収の場所や使用済み小型充電式電池などの回収協力店の所在地をグーグルマップ上に表示させる青森市資源ごみ等ステーションマップの周知などを行っており、ごみ

減量化の目標の達成に向け、引き続き、可燃ごみの減量化に向けた取組を着実に進めてまいります。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

可燃ごみの減量化についての取組とごみの量が減っていることは分かりました。

再質疑いたします。3月・4月は、引っ越しに伴うごみが増え、ごみ収集が大変になる時期だと思いますが、その対応をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 木戸委員からの引っ越しに伴うごみ収集への対応についての御質疑にお答えいたします。

引っ越しに伴い、3月・4月は、粗大ごみや不燃ごみなど、一時的に多量のごみが出るのが想定されますことから、一度に収集場所に出さず、少量ずつ、何回かに分けて、ごみ収集場所に出していただくこと、必要な人に譲ったり、リサイクルショップを利用するなど、リユースしていただくこと、清掃工場へ直接搬入していただくこと、日にちに余裕を持って、収集運搬許可業者に依頼していただくことなどにつきまして、「広報あおもり」3月15日号や市ホームページ、また、ごみ出しのルールを周知するため、全世帯に配布しております清掃ごみ及び家庭ごみの正しい出し方のQRコードから見る事ができる家庭ごみの出し方分別辞典や、青森市ごみ問題対策市民会議発行の「会報せいそう」に掲載し、地域の皆様が使う収集場所に、一度に多量のごみを出さないよう協力を呼びかけております。

今後も、様々な機会を捉え、引っ越しに伴い一時的に大量に出るごみの処理について周知してまいります。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

4月や5月は、粗大ごみや不燃ごみが一度に出るといふことであります。そういったものを集積所に、一遍に出さないで、分散していければなというところや、必要な人に譲る、リサイクルショップなどを利用する、また、市のホームページや「広報あおもり」、家庭ごみの出し方分別辞典、「会報せいそう」等で呼びかけているとのことでありました。

今後も、様々な問合せがあると思いますが、市民に分かりやすい説明をしてくれることを要望して、この項を終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、不法投棄対策についてお伺いいたします。

これから雪解けが進み、道路脇の茂みの空き地や山林等に家電や廃タイヤなどの不法投棄が発見されると思います。市では、ごみの不法投棄対策に取り組んでいますが、いまだに、ごみの不法投棄が絶えない状況にあります。廃棄物の不法投棄は犯罪行為であり、許される行為ではありません。

質疑いたします。本市における一般廃棄物の不法投棄発生確認件数について、過去3年間の実績をお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 木戸委員からの一般廃棄物の不法投棄の過去3年間の実績についての御質疑にお答えいたします。

廃棄物の不法投棄は、生活環境や景観に支障を与えるばかりではなく、環境にも著しく影響を与えるものであることから、本市では、不法投棄に対する未然防止及び再発防止対策に努めているところです。

本市における一般廃棄物の不法投棄発生確認件数の過去3年間の実績につきましては、令和2年度が155件、令和3年度が75件、令和4年度が2月末時点で63件となっており、近年は減少傾向となっているものであります。また、今年度の不法投棄事案の把握方法につきましては、市民及び町会等からの通報によるものが19件、職員のパトロールにより発見したものが39件、その他関係機関からの情報提供により発見したものが5件となっております。なお、これらの案件につきましては、既に撤去などの適正処理が図られていることを確認しております。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

近年は、減少傾向にあるものの、いまだに、市民等からの通報が19件、そしてパトロールによる発見が39件、関係機関からの情報提供により発見されたものが5件、これだけの数の不法投棄の件数があることが分かりました。

再質疑いたします。不法投棄が起こらないようにする取組も重要だと考えています。そこで、不法投棄の防止に向けた市の取組についてお知らせください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 木戸委員からの不法投棄防止に向けた市の取組についての御質疑にお答えいたします。

不法投棄の防止に向けた具体的な取組につきましては、不法投棄に関する市民の皆様からの通報・情報提供等による早期発見・早期対応、不法投棄が多い山間部を中心とした定期監視パトロールの実施、不法投棄が多発している場所への監視カメラや警告看板の設置、「広報あおもり」及び市ホームページ、青森市ごみ問題対策市民会議で発行している「会報せいそう」での廃棄物の適正処理に係る啓発記事の掲載といった取組を行うことにより、不法投棄の抑止及び早期対応に努めております。

引き続き、これらの対策を実施し、県や警察といった関係機関等との連携を図り、不法投棄をさせない環境づくりや啓発活動を積極的に推進してまいります。

○小豆畑緑委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

まず、不法投棄は犯罪であります。自分の土地にごみ不法投棄され、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者や管理者が、このごみの撤去を行わなければなら

ない。そして、ちょっと見てみたんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条に清潔の保持等とあります。自分の土地に捨てられないように柵などで囲う、そして土地の管理、不法投棄の防止に努めなければならない。

本当に、自分の土地にごみが捨てられているとは誰も思いません。ある日突然、ごみの山を見て、びっくりし、環境部に電話をした方がおられると聞いております。そんなことを聞くと、自分の山に勝手に捨てられたんだから、行政が何とかしてくれるんじゃないかという思いもあるみたいなので、これから、自分の土地は自分で守ることということも分かりやすく、そして、そういった相談事がありましたら、ぜひ官民連携して、不法投棄防止対策に取り組んでいただくことを要望して、私の質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、2款総務費4項選挙費3目市議会議員選挙費、期日前投票所についてお聞きします。

昨年7月に行われた参議院選挙から、市内2か所の商業施設に期日前投票所が開設されました。特に西側のマエダガーラモール店に開設された期日前投票所については、開設された場所が1階ということや正面入口からも比較的近いため、車椅子を利用した方などからも利用しやすいという声が寄せられています。

一方で、報道でもあるように、5月7日にマエダガーラモール店は閉店するとしています。地域住民からも大変親しまれてきた施設が閉じてしまうことは大変残念なことですが、せっかく開設し、市民からも好評だった当該施設の期日前投票所の今後の方向性についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 赤平委員からの期日前投票に係るマエダガーラモール店の閉店後の対応についての御質疑にお答えいたします。

ショッピングセンターは、常に多くの有権者が集まり、駐車場も広く、市民の認知度も高い場所です。そのような場所への期日前投票所の設置は、買物等の機会を通じて投票をしようとする有権者にとっては、投票日時・投票場所についての選択の幅が広がるものであり、有権者の利便性の向上、ひいては投票率の向上に寄与するものと考え、昨年7月の参議院議員通常選挙から、新たにマエダガーラモール店とラ・セラ東バイパスショッピングセンターに期日前投票所を増設したところでもあります。

しかし、本年5月下旬までにマエダガーラモール店が閉店するとの報道がありましたことから、期日前投票所の設置について同店と協議したところ、4月9日の県議選については従来どおり設置可能であるが、6月4日の知事選は、当店として関与できない、すなわち設置不可であるとなったものであります。このことから、マエダガーラモール店の近くにある国道7号線沿いに立地する商業施設を代替施設と

することが可能かどうか、現地を確認したところ、期日前投票所を設置できるスペースを保有する施設がないことを確認したところであります。

今後は、有権者の利便性等を考慮いたしますと、マエダガーラモール店のような複合型ショッピングセンターへの設置が最も効果的であると考えられますことから、同店跡地への後継テナントの動向について注視してまいりたいと考えております。ただし、西部地域の有権者の利便性をできる限り維持するため、後継テナントが決まるまでの暫定的な対応として、西部地域の代表的な公共施設であり、投票の秘密の確保、恒常的な施設確保、オンライン処理が可能、駐車場の確保、市民の認知度が高いといった期日前投票所の設置条件を満たす西部市民センターに期日前投票所を設置する予定とし、現在、関係部局と協議を進めているところであります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 暫定的処置をこの後、今、聞こうと思ったんですけども、西部市民センターに開設するということでした。

もう一度確認しますけれども、県議選の後の選挙、知事選から、この西部市民センターで期日前投票所を行うということでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、赤平委員からお話のありましたとおり、4月9日の県議選については、従来どおり、マエダガーラモール店に期日前投票所を設置、それで6月4日の知事選については、マエダガーラモール店はもう閉店しておりますので、その時から西部市民センターに設置する予定で、現在、関係部局と協議を進めているという状況であります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。特に西部地域の住民が利用するわけですがけれども、ぜひ混乱を生じないように、確定し次第、周知を早めにやっていただきたいというふうに思います。

やっぱり、マエダガーラモール店で今までできていたのができなくなるんじゃないかという声がすごく多いですので、それは周知を徹底、早くしていただきたいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費。私からも農作物鳥獣被害対策事業について質疑いたします。

この間、私の元にも野木和公園周辺をはじめとした地域でニホンザルによる農作物被害の相談が寄せられ続けています。野木和公園を散歩していると、ニホンザルも一緒に散歩していたという声まで寄せられているぐらいです。

それで、農作物鳥獣被害対策事業の拡充の内容については先ほどお聞きしました。鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する被害防止計画に基づく、1、鳥獣の捕獲、2、被害防除、3、生息環境管理等の取組を総合的に支援する内容となっ

ています。

今般、これに合わせる形で、令和3年3月に作成された青森市鳥獣被害防止計画が変更されて、3月10日に公表されています。なので、この青森市鳥獣被害防止計画の内容について、幾つかお聞きしていきたいと思います。

まず、計画の中で、被害の傾向の中のニホンザルの項では、農作物の被害が四ツ石地区と――計画の中ではですね、四ツ石地区と新城天田内地区で発生が多くなっているとありました。先ほどの答弁では、市内4か所、幸畑、新城、内真部、西田沢に計157頭ほどいるということなんですけれども、新年度から行うとしている、特に大型囲いわなの設置や電気柵の設置について、この設置場所は先ほど示された4か所の地域全部に設置するというのでよいのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の鳥獣被害防止計画についての御質疑にお答えいたします。

大型囲いわなの設置につきましては、今、国によります事業へ申請しております。その申請内容に対しまして、どのような事業が承認されるか、規模も含めて、今後、国の決定を待ちたいと考えておりますが、その決定内容に応じまして、できるだけ多くの箱わなを設置したいと考えております。

その際は、先ほど申し上げた4つの地区をその候補として検討してまいりたいと考えております。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。できるだけ多く、4つ設置しなければ意味がないと思いますので、ぜひそれは期待したいと思います。

本当にニホンザルの被害が拡大していて、不安の声も多数ある中で、今、市民感情としては、とにかく早く被害を減らしてほしいということが切実になっております。私も猿被害の取組をいろいろ調べてみましたが、対策としては個体群管理、これは、今、調査もされたと思います。それから侵入防止対策。それから生息環境管理の3本柱が鉄則だということで、特に被害が出始め、群れの実態をつかんだ後、追い払いを徹底して、人間に対する警戒心や恐怖心を高め、農地や集落は人間の生活の場であり、自分たちの居場所ではないということを学習させることと、それでもなお被害の軽減ができない場合には捕獲をし、加害個体を除去していくという、この2段階構えだということだそうです。

それで、計画を見ると――計画と先ほどの答弁を聞くと、この追い払いと個体の捕獲を市はハイブリッドでやっていこうということだと思います。計画の中では、捕獲計画数について、令和5年度では、群れの頭数の約3分の1である30頭ほどを年間で捕獲するという計画になっていますけれども、この30頭の捕獲というのも、それぞれ、先ほど示していただいた、それぞれ4つの地域で年間30頭、3分の1減らしていくということなのか、それとも全体で157頭いるものを3分の1減らしてい

くということなのか、お示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 鳥獣対策につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

加害群における固体数の3分の1の減少を目指しておりますが、これは市域全体で約30頭ほどを目指すということでもあります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全体でということなので、157頭いるので、大体50頭ぐらいを減らしていこうということで、当然、残るわけです。それで、残るということは、いずれはまた増えていくということにもなってくると思います。共存ということも考えていかななくてはいけないというふうになってくると思います。

なので、必要になってくるのが追い払いの対策の強化だと思うんです。それで、追い払いという点では、具体的には、電気柵の設置、それから動物駆逐用煙火の活用が示されています。あるいは、これまでもやってきたことだと思いますけれども、スターターピストルなどの貸出しということも続けていくことだと思います。ただ、このスターターピストルは、なかなか効果が出ていない、被害を防ぎきれていないという実態も他の自治体でもあるということが調べて分かりました。

一方で、全国の猿被害に悩む自治体の取組を見ると、電気柵の活用のほかにも、モンキードッグと言われる猿の追い払いの訓練をした犬の活用も取組として進められています。長野県大町市では、2000年頃からリンゴやソバなどの農作物が食い荒らされ、ふん尿による汚染被害問題も深刻化しました。その後、実態調査をすると、15から16群、およそ900頭のニホンザルが生息していると分かりました。それで、花火や大きな音で追い返す取組をしたが効果が出にくく、2005年に全国で初めて、このモンキードッグの育成を開始したと。実際に運用を始めると、犬猿の仲というぐらいですから、人里に出没する猿の群れが激減したということだそうです。今、下北でも、この取組をやっていますけれども、今、紹介した大町市では、2020年8月時点では21頭が活躍しているということで、犬種にかかわらず応募することができて、訓練士が適正であると判断すれば、5か月間の専門訓練を経て、モンキードッグとしてデビューするそうです。

大町市としては、捕獲した猿の首につけたGPSとスマートフォンアプリを連携させて、人里への接近を察知すれば、犬をいち早く出動させると。そういうような計画も検討しているということです。完全に猿をいなくさせる、捕獲してしまうということは、やはり自然との共存という観点からも、技術的な側面からも難しいと思います。そうした中で、追い払いにこうしたものも活用しながら徹底していく。まずは電気柵とかをやっていくということなので、そこからやっていきながら、それでも、なかなか限界もあると思いますので、こうしたモンキードッグの活用などもぜひ検討しながら被害防止策を講じてほしいということ要望してこの項は終わ

ります。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、市バスについてお聞きします。

市バスは、採算性が低いと言われた市営バスの路線について、平成23年度から順次、市民バスとして民間委託されて運行されています。今般、利用する市民から、市バス岡町線の発着が変更するというチラシが回ってきた、突然の変更で戸惑ったという声が寄せられました。具体的には、市バス岡町線について、発着場所をこれまでの古川から青森駅西口へと3月22日から変更するというものです。この変更について、岡町の住民から私にお怒りの電話がありました。岡町の住民は高齢者が多いのに青森駅西口で降ろされると困ってしまう、大変だということです。

この内容については、先日の都市建設常任委員協議会でも報告があったと思いますが、改めてお聞きします。この変更の理由についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 赤平委員からの青森市市バス岡町線の発着場所変更についての御質疑にお答えいたします。

青森市市バスは、青森市営バスにおいて事業採算性が低いことから維持が困難であった路線について、地域の足として確保していくため、平成23年度から順次、路線再編と併せて民間バス事業者への委託による運行を行うこととした路線でありまして、現在、10路線運行しております。

運行に当たっては、地域で開催した住民懇話会において、当該地域における生活交通の在り方について御理解いただきながら、運行本数や運行ルートなどについて、地域の皆様と共に考え、地域との合意形成の上で運行計画を策定したものであります。

市バス岡町線につきましても、平成23年から平成24年の間に計6回の住民懇話会を実施しました。この住民懇話会における意見を集約した結果、岡町線は沖館経由を1日3往復の6便、ガーラタウン経由は1日1往復の2便、合計1日4往復の8便を運行することとし、運行ダイヤにつきましては、通院、買物などの利用を目的として設定したものであります。

一方、青森駅西口駅前広場につきましては、西部方面からのアクセスの拠点として、また、これまでの西口駅前のふくそうしている交通の整序を図り、東口駅前広場の機能を補完し、自由通路と一体となって多様な交通手段に対応できるように、交通結節機能を強化するため、整備を進めてきたものでありまして、本年3月22日から供用開始となります。

青森駅西口駅前広場の供用開始に伴い、鉄道・市営バスへの乗り継ぎや駅前庁舎等へのアクセス向上等、市バスの利便性の向上を図るため、市バスのうち、西部方面を運行しております岡町線及び孫内線について、発着場所を古川から青森駅西口へ変更することとしたところであります。なお、経路地及び運行便数につきましては

は、そのまま維持することとしておりまして、沿線町会長へ発着場所変更の事前説明を行いまして、おおむね御理解のほうもいただいたところであります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、事前説明を近隣の町会長に行ったという答弁があったと思います。具体的にどのように説明したのかお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 町会長への周知方法につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

岡町線の沿線5町会に対しまして、まず地域住民の代表であります町会長の方に戸別訪問の上で、この路線変更の概要につきまして説明を行ったところであります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 つまり、こうなりますよ、こうなりましたよという事後報告みたいなものだというふうに思います。理由については、青森駅西口にバスターミナルを設置し、活性化させたいという趣旨の答弁だったとも思います。

ただ、この活性化のために市民の不便さが増してしまうことになっては元も子もありません。例えば、岡町の住民は、先ほども述べたように、市営バスがなくなって、現在、最寄りの公共交通機関はこの市バスしかありません。ただでさえ、乗り継ぎ前提で整備がなされて、不便な面がそもそもあったわけです。それで、乗り継ぎを考えた時に、これまでは古川まで行っていたので、そこで降りて、すぐに乗り換えをすることができました。ところが、青森駅西口止まりとなると、自由通路を渡って越えなくてはいけないわけです。青森駅のバスターミナルから乗って行く、東方面に行くということになったりする場合はそうなる。

それで、バスを使う人の多くが高齢者ということを見ると負担が増えると思いますが、このことについての市の見解をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

発着場所を古川から青森駅西口駅前広場に変更することで、鉄道との乗り継ぎ環境というものが向上すること、あるいは市営バスも多くの便が青森駅東西広場に乗り入れておりまして、そのバス同士の乗り継ぎというところもスムーズに行えること、さらに、青森駅自由通路により天候に影響されず移動できることなど、利用者の利便性というところは、様々な御意見があるかと思いますが、向上するものと考えております。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 雨に打たれないのは、それはそうかもしれませんが、歩く距離は伸びるわけです。この大変さを本当によく考えた上で判断したのかなというふうに思うわけです。

青森駅西口で乗り換えをすると、さっき多様な交通手段も確保できる云々

という言葉もありましたけれども、市営バスの夏ダイヤが3月9日に公表されています。それで、それを見ると、岡町線の280号を通るルートでは、3本のうち2本は約20分待って、ようやく乗り換えができると。東方面、県病とかに行く場合ですね。もう一方の夕方の便は、30分ほど待つことになります。

それから、もう1つの西部営業所を午前9時半に出発する西バイパスを通るルートについては、青森駅西口の停留所に午前10時10分着となっています。青森駅西口で、この時間に合わせて、市営バスに乗り換えて、東方向、県病などに行くバスが、この後いつ来るかということ、午後1時2分です。3時間も来ません。駅自由通路を渡る前提となっているわけです。

なので、古川で降りてすぐ乗り換えられたのが、わざわざ青森駅西口で降りて自由通路を渡らなければいけないと。この大変さは、本当に地域の住民からすると、そりゃあ、怒りの電話が来るのも当然だというふうに思うわけです。

もう1つ問題だと感じるのが決め方についてです。そもそも、この変更をするということについては、先ほどの答弁では、近隣町会長に戸別訪問して、こうなりますよということで、決めてからそういう報告をしたということですが、相談がなされていないということが問題だと思います。

なぜ相談しなかったのかということを知りたいんです。市民バスが始まった当時、先ほども答弁ありましたけれども、平成23年、平成24年に行われた住民懇話会の中では、地域の住民から古川まで行ってほしい、古川までの直通バスがほしいという声が相当数出されて、そもそも、こういうルートが決められていったわけです。それは、先ほど都市整備部長も答弁されたわけです。

なぜ相談しなかったんでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

最初に申し上げましたとおり、今回、経路地及び運行便数につきましては、運行開始当初からそのまま維持することとしておりまして、利便性につきましても、先ほど申し上げたとおり、様々、多様な交通にアクセスできるというところ、利便性の低下にはつながっていないというところでありまして、それを踏まえて、沿線町会長に説明を行わせていただいたところでもあります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全然納得いかないわけです。

古川で乗り換える場合と駅自由通路を通った場合と、歩いてどれぐらいの時間の差があるのかということも、ぜひ市としても、そういうのも踏まえた上で相談して決めていくということをするべきだったと思います。

いろいろ問題があったわけですが、当時の状況——地域住民との懇話会で、市営バスから市民バスに変更するというときの住民懇話会の内容を私もいろいろ調べてみました。当時、日本共産党の藤原浩平元市議や舘田瑠美子元市議が、

随分、議会でこの問題について取り上げています。岡町だけでも6回も住民懇話会が開催されました。その内容や結論などは様々不十分な点があったと思いますけれども、それでも当時は住民の声を聞いた上で方向性を決めていくという姿勢があったわけです。

ところが、今回は話を聞くどころか説明会すらも開かなかった。先ほど来言っているように、事後報告。もう決めてから、こうしますよ、こうなりますよということをお話すと。それで、住民たちは大変戸惑ったということです。

この決め方は非常に問題だというふうに指摘せざるを得ないというふうに思います。利用する住民からすれば、自分たちの足のことをどう考えているのかという問題なわけです。新しく青森駅西口を整備したから、そこをにぎわせたいからという市の一方的な都合で、地域住民の生活環境をより一層不便にさせるということは許されないことだと思います。そこに住んでいる住民の立場に立った行政運営、丁寧な行政運営をしっかりとやってほしいということを指摘して、この項は終わります。

最後に、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費、市営住宅について質疑します。

何らかの理由で住む場所を失った、あるいは経済的理由からも市営住宅に入りたいなど、住宅に困窮する、特に高齢者からの相談が、今、増えています。高齢者施設に入居できる人は別として、高齢者は民間のアパートへの入居を断られるケースも多いのが現状です。こうした中で、市営住宅が住宅のセーフティーネットとしての役割をしっかりと果たしているかどうか、今、問われています。

そこで、まずは単身者が即入居できる空き戸数についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 赤平委員からの市営住宅につきまして単身者が入居可能な空き戸数についての御質疑にお答えいたします。

単身者が入居できる住戸の規格は、国の住生活基本計画における誘導居住面積水準を参考に、青森市営住宅及び青森市特定公共賃貸住宅管理運営に関する取扱要綱に規定をしております。居室数が原則として2室以下または住戸専用面積43平方メートル以下の規模のものとしております。

青森地区におけます市営住宅のうち、単身者が即入居できる空き戸数は、令和5年2月28日現在で、幸畑第三団地の1戸となっております。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 現在、1戸のみしか入ることができないと。戸山の団地については入るところがないということでした。

昨年、第1回定例会の一般質問で万徳議員が質問した際には、即入居できる可能戸数は、幸畑第三団地はゼロ、戸山は2戸という状況でした。その中でも、幸畑第三団地について言えば、空き戸数については――当時はですね、40戸あるけれども、大規模修繕が必要な戸数が32戸、入居者の未修繕戸数が3戸、市の未修繕戸数が5

戸の計40戸ということでした。

現在の幸畑第三団地、それから戸山団地の即入居可能以外の空き室の状況についてお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、幸畑第三団地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、入居可能戸数が1戸、入居者負担修繕中が1戸、市負担修繕中が1戸、要大規模修繕が38戸となっております。また、戸山団地につきましては、今、空き戸数が6戸ありまして、そのうち、市負担修繕中が4戸、要大規模修繕が2戸となっております。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 相当な数の修繕が追いついていない戸数が残されているということです。

それで、市営住宅の相談は、単身入居を希望している方だけでは当然ないわけです。コロナ禍の影響などによる経済的理由で、市営住宅を希望する方も、今、多い状況です。

一般公募の公募状況を見ても、相変わらず相当な倍率であることも予想されます。比較的築年数が新しいような、はままち団地や合浦、三内のシルバーハウジングなどの人気の高い団地の倍率が高いのは分かりますけれども、その他の場所については、空き室が長い間そのままになっているのでは、それはそれで問題だというふうに思います。それで、実際に入居している住民からは、あちこち空き室がどんどん増えているという声も寄せられています。

そこで、私の元にも特に寄せられている野木和第二団地、それから野木和第三団地における空き戸数とその内訳を示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 野木和第二団地、野木和第三団地の空き室についての御質疑にお答えいたします。

まず、野木和第二団地につきましては、今、空き戸数が45戸ありまして、そのうち、入居可能戸数が2戸、入居者負担修繕中が2戸、市負担修繕中が8戸、要大規模修繕が33戸となっております。次に、野木和第三団地についてですが、空き戸数が32戸ありまして、市負担修繕中が12戸、要大規模修繕が20戸となっております。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 野木和第二団地は45戸の空き室がありますけれども、そのうちの約4%である2戸しか入ることができない。野木和第三団地にいたってはゼロです。

特に問題だと思うのが、この中で、野木和第二団地では、市負担修繕待ちが8戸、野木和第三団地では12戸ということです。スピード感を持って対応に当たれば、住宅困窮者へのニーズに応えることができるのではないかなというふうに思いますけれども、市負担の修繕の考え方について、修繕完了までに要する期間について、市

は何か基準などを持っているのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 修繕についての再質疑にお答えいたします。

空室につきましては、退去後から新たに貸出しを行うために、大規模修繕を要する住戸以外につきましては、退去者修繕で行う修繕を完了後に市負担で修繕を行う場合があります。それで、市負担で行う修繕につきましては、長期にわたり入居されている方も多いため、退去時の修繕項目が多岐にわたることとなり、修繕作業を順次、工種ごとに行うことから、退去者負担及び市負担の修繕に長い期間を要する場合があります。このため、市負担で行う修繕につきましては、可能な限り速やかに実施し、入居を希望する方の需要に適切に対応できるように努めてまいります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 速やかにという言葉でした。

公営住宅法では、修繕の義務の項の第21条で、「事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない」としています。直ちに修繕しなければならないということです。

経費がかかる大規模修繕の計画修繕がなかなか進まないということも問題ですが、市修繕の空き室が残されていて、修繕期間が、以前の一般質問の答弁を聞くと、令和元年度から令和3年度までの1部屋当たりの退去後から新たに貸出しを行う期間、つまり修繕にかかった期間については、はままち団地で約109日、合浦団地では約182日、幸畑第二団地では約90日というぐらにかかっているわけです。それで、野木和団地がどれぐらにかかっているかというのは、またの機会にお聞きしたいと思いますけれども、これだけ、約109日とか、合浦団地では約182日とか、それだけかかっているという中でも、遅滞なく速やかに修繕ができているという認識なのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この退去時の修繕というところにつきましては、項目が多岐にわたっておりまして、例えば、ふすまの張り替えであったりとか、フロアタイルの交換であったりとか、ドア塗装であったりとか、多種にわたっておりますので、修繕には一定の期間が必要になるという認識であります。

それで、先ほども申し上げましたとおり、まずは入居を希望する方の需要に適切に対応できるように、可能な限り速やかに実施するというところで、引き続き対応していくものという認識であります。

○小豆畑緑委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 多岐にわたるのは分かります。

ただ、ふすまの張り替えだとか、様々そういうのはあるんでしょうけれども、長いところで6か月もかかるのかというわけです。民間のアパートとかでも、そこまでかからないわけですね。これで住宅のセーフティーネットとしての役割が果たしているのかということは、やはり疑問が残ります。

公営住宅をめぐる需要は、以前はファミリー層も多く需要があったと思いますがけれども、昨今は、単身世帯の需要も増えてきていると思います。そうした中で、市全体を見渡したときに、西部地域は市営住宅の数が東部や南部に比べて少ないわけで、空きがあるからといっても、生活環境を大きく変えるような遠くへの引っ越しなどは負担になるわけです。なので、入りたくても入れないという状況も生まれているわけです。一方で、空き室があるのになぜ入れないのかという市民の不安も募っているわけです。

全国の自治体では、市営住宅の空き室の利活用などを進め始めているところもあります。兵庫県尼崎市では、市営住宅の空き室を支援団体と連携して整備し、住宅困窮者層などへの提供もしています。こうした取組なども参考にしながら、先ほど来言ってるように、住宅のセーフティーネットの役割を発揮できるように、ニーズにしっかり応える体制を整えてほしいということを訴えて、私の質疑を終わります。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分からといたします。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 あおもり令和の会、小倉尚裕です。

私は2点、除雪について、そして農業について、この2点についてお尋ねをします。

まずは、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費についてお尋ねをします。

私は、この2つ、除雪とそして農業、米価の下落の部分で、予算の執行率についてお尋ねいたします。

今回、特別交付税を青森市が国にお願いをすると。その段階で、除雪費の執行率が79.8%という発表がありました。他の市町村、例えば弘前市は98.8%。本来、この執行率というのは、当然、事業を計画して、そして、その予算をどの程度消化し、そして、その中で、やはり特別交付税を申請する。500センチメートルを超えたとい

うのであれば、本来は、当然この執行率がかなり高くなっている。それが当然だと思うんですが、まず、この点についてお尋ねを申し上げます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 小倉委員からの、まず執行率についての御質疑にお答えいたします。

今年の除排雪につきましては、1月29日に豪雪対策本部を設置させていただいたその日に、令和4年12月までの除排雪に要した費用について、いわゆる報道機関並びに雪対策特別委員会におきまして御質疑された内容として、執行率につきましては、約8割というふうな形で公表したものであります。この令和4年12月までの除排雪に要した費用につきましては、1月下旬までの各委託事業者からの請求額によって集計されるものでありまして、令和4年12月末の執行率につきましては、おおむね1月下旬に速報値として約8割というふうに公表したものであります。

ちなみに、予算の計上につきましては、市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市におきましては、いわゆる除排雪対策費として、その積算の考え方として、年間累計降雪量の基準値を500センチメートルとし、過去の実績から、その工区・路線におけます除排雪回数、使用重機等を設定し、直近の青森県の土木工事標準積算基準及び設計単価により積算した単価に路線延長、使用重機、除排雪回数等を乗じて、除排雪作業の金額を積算しているものであります。

令和4年度当初予算編成に当たりましては、令和3年10月8日付で企画部長から依命通達されました令和4年度予算編成方針におきまして、「青森市財政プラン(2019～2023)」におけます、令和5年度末の基金残高50億円の確保や市債残高の縮減の達成という目標を堅持し、都市間競争力の基盤となる持続可能な財政運営の確立を図ることとし、令和3年度当初予算におけます一般財源をベースに調整を図った上で財源を配分することから、事業点検による事務事業の見直しを図るとともに、予算要求配分枠の設定、財源調整のための基金取崩しの抑制、投資的経費に充当する新規市債発行額の抑制に留意して、予算要求に当たることとしておりました。

要求額及び査定額につきましては、予算編成における部局間調整の過程におけるものであることから申し上げることはできませんが、除排雪対策事業におきましても、この令和4年度予算編成方針の予算計上の考えの下、要求を行い、部局間調整を経て、当初予算に計上しており、それに加え、著しい降雪による予算執行に対応するため、債務負担行為を設定することで、市民生活に影響がないように対応しているところであります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、令和4年12月末であると。お話は分かりますけれども、やはり、ちょうど500センチメートルを超える状況の頃というのは、非常に一気に雪が降って、多くの市民がこれでいいのかと思いつつ、そして、業者の話聞いても、これでいいのか。今日は、出動の指令が出ると思ったけれども、出ないと。結局、

予算を絞っているんじゃないかというふうな声をあちこちで耳にしました。それで、私も、果たして、それに何と答えればいいのか。いや、今、市が豪雪対策本部を設置して、それで国に特別交付税、このお金をお願いします。その基準はこうですと私も言っていないながら、新聞報道で執行率が8割を切っている。いやいや、これは違うんじゃないかと。本来、そういうのも含めて、あくまで見越して、やはり、この予定であれば、これを超える。したがって、それに合わせて、当然、除排雪の指導を考えていく。これが、当然、必要だったのではないかと。ただ、これは終わってしまいましたので、これは、今後、課題として十分検討していただきたい。

それで、この予算の執行率は、あくまで——今、お話がありました。いろいろ予算編成の方針があって、それに従って行っている。その中で、今、現状はこうですというふうな話ですので、随時質疑をしてみたい。

まず、今まで、この5年間の経費というのは、皆さんからいろいろ聞きましたけれども、簡単に5年間の実績をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 除排雪経費の過去5年間の実績につきましての再質疑にお答えいたします。

市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期の道路交通の確保と都市機能の維持及び市民生活の安定確保に向け、降積雪状況に対応した効果的・効率的な除排雪作業を実施するため、除排雪対策事業としまして関連経費を予算計上し、執行しております。

その除排雪対策事業の過去5か年の決算額につきましては、まず、平成39年度は……（発言する者あり）すみません。平成29年度は39億2536万円、平成30年度は35億7013万8000円、令和元年度は18億116万6000円、令和2年度は44億3485万4000円、令和3年度は58億8713万円となっております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、本市の特徴は、債務負担行為を設定して、そして、それに合わせて予算編成をする。当然、雪国であれば、農道の除排雪であり、また、雪捨場の整地であり、こういう面で、当然、この債務負担行為というのが必要になってくるんだと思います。

しかし、問題は当初予算で約32億円を計上している。その中で、この約32億円の中で、やはり事業をどういう形で確定させていくのか、これが最も重要なのではないかと思います。私は、その中で、やはり青森地区と浪岡地区の除雪の方式の違いと、そして、今までの単なる出来高方式で行っている浪岡地区。なぜ、5センチメートルから10センチメートルの積雪で出勤をする。そして、青森地区は15センチメートルが基準である。この違いというのを改めて考えてみたいと思います。

まず、最も大きな違いは、青森地区は除雪と排雪がある意味で一体である。除雪をして、そして一緒に、排雪が一体である。浪岡地区は、基本、あくまで除雪で押

していく。グレーダー、ショベル等で押していく。そして、その押した道路の雪というのは、浪岡地区の特徴は、後ほど、お聞きしますけれども、雪捨場という場所が8か所あって、そして多くの方が、やはり自前で、軽トラであり、そして除雪機であり、もしくはショベルであり、こういうのを所有して、休み等を含めて、これで雪捨場に持っていく。そして、融雪溝の整備も青森地区とは圧倒的に整備の率が違う。

したがって、ある意味で、除雪の方法がまさしく1市2制度、私は全く違う地域だと思えます。その最も大きな特徴は、私は、やっぱり雪捨場であると思えます。浪岡地区には、8か所の雪捨場というのを持っています。まあ、青森地区にもありますけれども、この雪捨場の箇所と、そして除排雪の経費のうち、この雪捨場の管理運営に関連した経費をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 雪捨場の箇所数と管理運営費用についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、円滑な除排雪作業を実施するために、事業者や市民に対して、市内各所にて雪捨場を設置し、開放しております。

雪捨場の箇所数につきましては、平成29年度から令和3年度におきましては、いずれも33か所でありましたが、令和4年度からは、豪雪時にも効率的な排雪作業を実施するため、事業者向けの雪捨場を新たに2か所増設し、現在、35か所で運営しております。

また、雪捨場の管理運営に要した経費の実績額につきましては、平成29年度は3億6478万円、平成30年度は3億7800万1000円、令和元年度は1億1333万5000円、令和2年度は4億7476万円、令和3年度は8億583万7000円となっております。なお、令和4年度の雪捨場に係る経費につきましては、現在も雪捨場の整正作業を実施しておりますことから、今後、精査することとしております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 その中で、浪岡振興部長、浪岡地区は8か所だと思ったんですけども、それでよろしいでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど、都市整備部理事のほうからも御答弁申し上げたとおり、浪岡地区につきましては8か所ということであります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 35か所で、浪岡地区は8か所、青森地区が27か所なんですけれども、このうち一般の人が搬入できる雪捨場の数と、あと業者専用、今、これは分かりますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 まず、雪捨場の状況でありますけれども、除排雪作業を円滑に実施するためのものでありまして、ダンプトラックにより雪捨場へ運搬する雪を整えることで、効率的に搬入できるよう、今現在、雪捨場の整正をしている状況であります。

青森地区につきましては27か所でありまして、浪岡地区は8か所ということになっておりまして、このうち22か所の雪捨場が事業者向けというふうな形になっております。浪岡地区につきましては、全て、7事業者が、今、雪捨場の整正をしているというふうなことになっております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 青森地区は基本的に海に捨てられると。したがって、場所が、ある意味で、この雪捨場だけではない。

浪岡地区は、仮に浪岡川に雪を捨てれば、これは、すぐ消防・警察から指導が来ます。川に捨てることはできない。したがって、この雪捨場というのが非常に重要になってきます。私がちょうど青森市議会議員になった平成14年、その前は浪岡地区の除排雪費は、大体、1億四、五千万円でした。2億円を超えるというのはなかった。今現在は3億5000万円から4億円になる。この中で最も変わったのは、やっぱり、この雪捨場の箇所が増えた。それによって、当然、ここに住民の方が——浪岡地区は、いろんな環境の中で、やはり自分たちの敷地の関係であり、また、産業の形態であり、軽トラであり、また、除雪機を持っているというのが、青森地区に比べれば圧倒的に多いんだと思います。したがって、ある意味で、道路の雪でも、とりあえず自分たちの横に寄せて、それを集めて、雪捨場に持っていく。したがって、青森地区よりは、恐らく寄せ雪の苦情は少ないのではないかと。

以前、浪岡町の時代は、一斉の排雪というのが大体シーズンで2回から3回、1回3000万円というのが相場でした。今は、いろいろダンプの経費であり、みんな変わってしまっているんで、今、浪岡地区では一斉の排雪というのは行われていないという状況です。そのときに応じて、排雪を行っている。そういう面でも、地域の方からすれば、かなり変わったなあと思う点はあるんだと思います。

でも、問題は、除雪をして、寄せ雪をしても、そんな青森地区ほど苦情は多くはない。それは、ある意味で、自分たちの雪は自分たちで持って行って片づけようという意識があります。

この点で、浪岡地区の雪捨場におけるの整正業者との契約の方法についてお尋ねを申し上げます。青森地区、浪岡地区を含め、この雪捨場の整正の契約の在り方についてお尋ねを申し上げます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 雪捨場の整正に関わる委託契約の契約方法につきましての御質疑にお答えいたします。

雪捨場整正作業委託契約の相手方を選定するに当たりましては、1つには、雪捨

場の土地を所有できる事業者、2つには、近隣の除排雪を担当する事業者または近隣で対応可能な事業者、3つには、雪捨場の公募により申込みがあった事業者、これらにつきまして、他の除排雪作業委託と同様に、除雪機械の保有台数やオペレーターの人員等を含めた作業能力、除排雪作業の経験の有無、除排雪業務評価制度の結果等を総合的に勘案し、当該雪捨場の整正作業をこれまで実施している事業者を相手方として随意契約をしている状況であります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今、いろいろ――まず土地を保有している。また、そういうふうな除雪作業等の経験がある。そして、公募によるというふうな中でお話がありました。

この、今現在の35か所、これは全てこのような形で、基本、随意契約というような形で行っているのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 雪捨場に関する契約方法の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御説明しましたとおり、随意契約で契約をしている状況であります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 例えば、浪岡地区においては、契約するに当たって、全て土地を保有しているというのが、8者全て、土地を保有している業者と契約をしているのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 8か所のうちの7事業者につきましては、そのような形で対応しておりますけれども、市が所有している雪捨場もありますので、こちらにつきましては市のほうで貸し出しをしているというふうな形を取っております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今のお話で、確かに浪岡地区には、市が土地を保有して、そして契約をしている最も大きな雪捨場があります。CA冷蔵庫の向かい側、JAのカントリーの隣で非常に大きな、ともすればCA冷蔵庫よりも、この時期は高くなる、そのような雪捨場であります。それで、あくまで土地を保有している、これが条件であるというふうなお話でした。私は、これは決して否定もしません。それで、経験もある。

しかし、浪岡地区に関しても、合併して18年が経った中で、常に随意契約で18年間きた。これはいかなものなのかと私は思っていました。当然、その事業者によっては、様々な経験を積み、また、様々な意欲がある、そのような業者があるというのは、これは何の事業でもあって当然なはずであります。これが、このように、随意契約、そして同じ形で行ってきている。これが果たしていかなものなのかと。私

は、これは常に思っていました。それで、そういう中で、当然、市の雪捨場、これは、その中で、またいろいろ契約をしているんだと思います。私は、この雪捨場の契約の在り方、市内の35か所全てが随意契約で行ってきている。これも、当然、いろいろ検討する時期に来ているんだと思います。

今、5年間の除排雪の状況は、経費を見ても、本当に少ない年は約18億円であった。そして、最も多い年は約55億円であった。こういう点を考えても、ある意味で、雪捨場という、この事業自体は、これだけが、ある意味で、随意契約で変わらずにきている。こういう点は検討すべきではないかと思います。なかなか、これは、今、答弁を求めても、この返答というのは難しいのかもしれませんが。でも、こういう部分を私はこの予算特別委員会で、ぜひやっぱり、お聞きしたかった。

いろいろ除排雪の契約の在り方についても、当然あるんだと思います。特に青森地区と浪岡地区の圧倒的な違いは、浪岡地区は、いろいろ、土木建設業の方が、ほとんどこの仕事を行っている。でも、青森地区は、ある意味で、行う業者が土木建設業だけではなくて、様々な業種の方。したがって、スキルにおいても差が出てくる。したがって、うまい下手というふうな話をよく聞きます。浪岡地区では、ほとんどそういう話は聞きません。どこをやっても、ほとんどみんな、そのような業界の方が仕事をしているので、そのような苦情は、ほとんどないんです。

したがって、私は浪岡地区と青森地区との除雪の、在り方、形態、仕組みが全て違っているんだと思っていた。しかし、問題は、この雪捨場については、ここだけは、なぜか随意契約できている。こういう点は、やはり検討すべき時期に来ている。

私は、決して今やっている方を否定するわけではありません。しかし、当然、同じような思いがあって、そして会社の規模があって、意欲があるならば、当然そういう方々にも門戸を開くべきではないのか。雪捨場の整正というのは、特段、特別なスキルが必要である、そして資格が必要であるとは思えません。ある意味で、これから、4月、5月、ともすれば6月まで、いろいろ重機を動かしていくんだと思います。

この雪捨場の契約の在り方は、基本的に、例えば1時間幾らとか、こういうふうな契約の在り方があると思うんですけれども、この契約の在り方についてお尋ねを申し上げます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 雪捨場の整正の契約の在り方についての再度の御質疑にお答えいたします。

基本的には、他の除排雪、いわゆる工区・路線・幹線と同じような形で、使われる重機の時間単価によって、こちらの雪捨場の整正についても同じ考え方で対応しているところであります。

ただ、いずれにしても簡単ではないことは——ちょっと御承知していただきたいのは、青森地区においては非常に狭い土地の中で雪を、技術的に言いますと、らせ

ん階段を作りながら、上まで乗っけていくという、非常に、これは、いきなりこの
整正作業をやろうとしても、恐らく技術的に相当なオペレーターの技術が必要に
なってきます。かつ、ダンプトラックでの排雪を想定しておりますので、ある程度
の塊を雪捨場のステージと言いますけれども、そういったステージを作るというこ
とも相当の時間と経験がないと、なかなか難しいところもありまして、現時点では、
それなりの経験を有した事業者との契約が最も効率的だというふうに考えておりま
す。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は、決して、それを否定するものでもありません。ただ、挑戦
をする、それにチャレンジをしていこう、そういう意欲のある企業であり、そうい
うところには、やはり門戸は開くべきではないのか。あくまで、これだけは今まで
やってきたものであるから、常にそうであるというのでは、やはり新しい企業から
のチャレンジというのは出てこないのではないのか。いろんな業種においても、当然、
そういうふうな面で意欲があって、チャレンジをしたい、そういう思いの方はきっ
とたくさんいるんだと思います。ぜひとも今後、そういう点も考慮していただきた
いと思います。

まずは、今、お話がありました——当然、経験と実績があって、そして、そうい
う中で最も安価な契約の方法であって、そしてスキルがある。これが、当然、最も
望まれる姿ですので、そういうのをぜひとも検討して、さらに新しいチャレンジを
する道も、これも考えていただきたいと要望して、今のこの雪捨場については、お
話を終わらせていただきます。

次は、浪岡地区の直営の除排雪についてお尋ねをいたします。

青森地区と浪岡地区の違いというのは直営、いわゆる市の持っている重機で、そ
して、その時期にオペレーターを臨時で雇用して、そして日中作業する。これが直
営の基本的な姿です。今の現状をお話してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区で行っております直営による除排雪作業は、市が保有する大型ロータリ
車3台を主に活用し、オペレーター及びその補助者として会計年度任用職員6名を
降雪期である12月から翌年3月までの期間、雇用し実施しているものであります。
これは、浪岡地区の除雪方式が、先ほど、小倉委員から御紹介ありましたように、
機械によるかき分け除雪が主体で、夜間の時間的な制約の中での作業でありますこ
とから、どうしても寄せ雪により道路幅員が狭くなるものがあります。そのような
課題の解決に早急に対応できるなどの理由から、旧浪岡町の時代から直営による除
排雪を実施してきたものと承知しております。

このほか、市の直営による除排雪作業といたしましては、強風による吹きだまり
箇所の発生、緊急に除雪作業が必要な場合のほか、リンゴ生産者団体等からの要望

に早期に対応すべく、樹園地内の市道の除雪作業を行っているところであります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、この直営方式ですけれども、青森地区と違うのは、青森地区は圧倒的にオペレーター等の人がない。人材がない。でも、浪岡地区を含め、なぜ、この直営ができるかといえば、リンゴ農家の方が、冬の仕事として、例えば、以前のようにどこかに出稼ぎに行くよりは、この地区で仕事ができるのであれば、雇用というふうな場で、この直営というのは非常に貴重な場でありました。同じように、浪岡地区の近隣の、当然、藤崎町であり、また、板柳町においては100%直営で行っています。直営の契約者が22人いて、例えば防除組合とかリンゴ農家の団体の方と冬期間に契約をして、そして直営で行っている。委託は全くないというのが板柳町の特徴です。当然、近隣の弘前市であり、また、黒石市であり、津軽地区のリンゴ農家のところは全てこの直営がある。

したがって、浪岡地区も以前は、直営方式はもっと多かったです。最も大きな特徴は、先ほどもお話をしましたが、やはり冬場の雇用対策。そして、日中、要望があった箇所をこの除排雪で稼働していきける。これが非常に大きな特徴です。私は、この直営というのを、今後、雇用、そして様々な要素を含めれば、もっと増やしていくのが必要なのではないか。単なる委託契約だけではなくて、やはり昼に様々な稼働するという必要性を感じています。

そこでお尋ねをします。市が実施をするオペレーター講習会、これには、この直営等の一次オペレーター、この方も講習の対象にはなるのでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 オペレーター講習会の受講対象者につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

今年度、本市が開催しましたオペレーター講習会は、運転技術や安全意識の向上のため、また、豪雪災害時においても、青森圏域の連携市町村が住民生活の維持及び道路交通の確保ができるよう連携して除排雪作業ができる体制の構築を目指し、令和4年9月30日及び11月4日に青森市道路補修事務所において実施しました。

本講習会は、青森圏域の本市を含む東青5市町村が除排雪作業委託契約を締結する予定の事業者には雇用されている除排雪作業の経験がない、または経験が浅いオペレーターをはじめ、希望があれば、経験豊富なオペレーターも対象とし、東青5市町村を通じて、事業者に対して、参加希望を募り、実施したところです。なお、受講対象者につきましては、冬期間において、事業者に一時的に雇用される予定の者も受講可能としております。

本講習会におきましては、本市として、運転技術の向上及び青森圏域の連携を高めるため、来年度も引き続き実施したいと考えております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり、この直営で行うには、まずは、そのときのオペレーター

の確保、これが最も重要です。それで、結構、直営で経験して、ある程度、経験が豊富になって、スキルを持てば、意外と今度は、業者の方から声がかかって、そして引き抜きに遭うと。このケースもかなりあります。そういう意味で、このオペレーター講習会、これも含め、いろいろ、その地域に合った除排雪というのであれば、私は、直営というのも、もう一度検討するべきではないのか。そして、市が、やはり、重機を保有して、そして、ある程度、この部分も計画の中に組み入れていくべきではないのか、そういう思いもいたします。

あと最後に、この除排雪につきまして、地域維持型、この事業についてお尋ねを申し上げます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○小倉尚裕委員 まだ、まだです。

○小豆畑緑委員長 ごめんなさい。

○小倉尚裕委員 すみません。この地域維持型の事業ですけれども、県も、ようやく取り入れて、たしか3年目ぐらいになるんだと思います。

浪岡地区も、青森市の大坂組と弘前市の弘永舗道、これがJVを組んで、面の管理——3年間の契約でしたっけ。それで、道路の舗装、そして除雪、また、草刈、補修等を含めて、これを県で行ってきました。北海道は、この除雪に関しては100%この地域維持型事業で行っている。また、秋田県も、これを38地区に導入して、県内の除排雪は地域維持型を導入しています。

当然、今のところは県が主体で、市町村というのは、まだまだないんですけれども、やはり市町村の中で最も導入しやすいのは、私は、浪岡地区で、これをやはり活用できるのではないかと、そういうふうに思います。

それは、この契約の方法には、地域維持型のJVと、そして事業協同組合、この2つの方式があります。浪岡地区には、青森南建設協同組合という法人格を持っている団体があり、したがって、まず、この団体と契約をして、そして、この中で、組合員の中に、いろいろ工区を貼りつけていくという方式、これは、浪岡地区であれば、この青森南建設協同組合という組織があり、これが契約の方式には最も合っているのではないかと思います。

いろいろ、まだまだこれは検討する部分があるんですけれども、この地域維持型の契約方式、これについての認識をお尋ねいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

地域維持型の認識ということでしたので私のほうから御説明いたしますが、まず、こちらは国土交通省が始めておりますが、建設投資の減少でありますとか、受注競争の激化、企業体力の低下、それから建設機械の老朽化など、地域社会の維持管理が困難となる地域が生じている状況がありまして、国土交通省が災害応急対策、除雪、修繕、道路・河川パトロールなど、地域のインフラの維持管理を地域企業によ

る包括的な体制で実施するという方式を実施した、これが、いわゆる地域維持型であるというふうに認識しております。

それで、こちらのほうについては、メリットといたしまして、年間を通じた維持管理体制の確保、それから発注業務の軽減など、発注者側、要は市側のメリットもあります。受注者側にとりましても、年間を通じて契約することによって、雇用の平準化、安定的な確保が図られるとか、計画的に人員や機械が確保され、経営が安定するなどのメリットがあるということで承知しております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 以前、雪対策特別委員会、都市整備部理事のほうから、いろいろ、デメリットとして、大手が中心で、地域の小規模には、なかなか対応が難しいとのお話があったんですけども、ちょうど、これが、やっぱり、この協同組合——浪岡地区には協同組合があつて、そして、いろいろ安全協定——今、三浦浪岡振興部長からもありましたけれども、問題は、災害協定、何かあつた際に、この防災であり、そして、例えば、増水する、土のうを作る、土のうを運ぶ、土のうを設置する、これは、当然、浪岡地区でしたら、この青森南建設協同組合と合意をして、そして協定を結んでいます。

でも、今の現状の契約の方式であれば、やはり浪岡地区の受注が限りなく減少し、そして小規模の仕事でも青森地区の方が入札で落札して、そして結果的には、それを下請けでするのが浪岡地区の業者になっているという状況です。そういうのであれば、やはり、この地域維持型というので、協同組合という、これを活用しながら、そして浪岡地区の契約というのを、事業によっては、ここで受注して、そして組合の中で、割り振っていき、そして災害協定であり、この除雪であり、こういう部分も、やはり行っていけるのではないかと。これは十分これから可能性があるものだと思います。

今後、これは検討していただきたいと思いますが、都市整備部理事の地域維持型についてのお話があれば、お伺いをいたします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 地域維持型についての考え方についてということでの再質疑にお答えいたします。

先ほど、三浦浪岡振興部長のほうからも、メリットということはお伝えさせていただいたとおりでありますが、一方で、私のほうからデメリットについてお答えさせていただきますと、まず、除排雪業務委託の事業者は114事業者おりますけれども、このうちの中には、土木事業者以外のいわゆる異種事業者といえますか、そういったところが数多く含まれております。特に、運送業、建築業あるいは造園業等の事業者も数多く含まれているのと、あるいは機械除雪の機械は持っておりますけれども、その他補修に関わる機材等を所有していない、いわゆる中小零細企業等も青森市の場合には除排雪事業として、かなり委託の契約をしているというふうな状況であり

ます。

こういったことから、舗装、補修、道路清掃、あるいは緊急対応など、非常に、市として、いわゆる緊迫した状況の中で、災害対応する際に、なかなか対応が困難な事業者も数多くいるのも事実であります。

こういったことから、雪対策特別委員会のほうでも御答弁させていただいたとおり、早急な対応というのが、なかなか難しいのかなというふうなことがありますのと、いわゆる公平性の観点からの新規参入者の除排雪への導入という、小倉委員からも御説明があったとおり、そういったところが逆に言うと、この地域維持型をやることによって、新規参入がなかなかできなくなるという、いろんな課題がありますので、そういったところも、他都市の事例を踏まえまして、少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 一応、これは除雪で、次に農業なんですけれども。

○小豆畑緑委員長 はい。

○小倉尚裕委員 いいですか、行ってしまっ。

○小豆畑緑委員長 続けてやってもいいですか。

[遠嶋祥剛議会事務局次長「継続して、はい。質疑時間中は休憩を入れないというルールになっております」と呼ぶ]

[小倉尚裕委員「前、1回、休憩入ったんだよな」と呼ぶ]

○小豆畑緑委員長 すみません、そういうことでよろしくお願ひします。

○小倉尚裕委員 はい。それでは、続きまして、農業についてお尋ねします。

まず、すみません、米価下落対策、これについての3つの事業、これについての予算の執行状況についてお尋ねします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 小倉委員の青森市米価下落緊急対策事業の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

令和3年産米の米価下落を受け、本市におきましては、1つに、米価下落の影響を大きく受けた主食用水稻農家の営農意欲の維持・向上を図るための次期作支援といたしまして、令和4年産水稻種子購入費を補助する水稻種子購入支援事業を実施しております。2つには、将来にわたる米価変動や災害への備えとして、保険加入の重要性を改めて御確認いただくとともに、加入促進を図るため、令和4年の農業経営収入保険の保険料を補助する収入保険加入促進事業を実施しております。3つに、市産米の消費拡大を図るため、市内外の大学等に通う本市出身の学生を対象に本市産米であるつがるロマンとまっしぐらを送付する青森市産米消費拡大事業の3事業を行ったところであります。

それぞれの事業の実施状況であります。水稻種子購入支援事業につきましては、令和4年7月29日までの申請期間として、予算額3702万8000円に対しまして、602

件の申請で、実績額が2504万4754円となり、その執行率であります約68%となっております。次に、収入保険加入促進事業であります、令和4年8月31日までの申請期間でありまして、予算額1393万1000円に対しまして、227件の申請を頂いております。実績額は1185万7571円となり、その執行率は約85%であります。次に、青森市産米消費拡大事業につきましては、令和4年1月31日までの申請となっており、予算額1294万8000円に対しまして、2360件発送しておりまして、その実績額は570万501円となります。この執行率は約44%となっております。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、補正予算というのを考えれば、やはり、これが必要であると。急遽必要である予算なはずです。それで、この執行率が約68%、約85%、約44%。この数字について農林水産部長はどう思いますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 事業の執行状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

補正予算の確保に当たりましては、実施見込みを立てながらも、実際、御申請いただいた方々に対しまして、即対応できるように十分な補正予算を組ませていただいたところであります。

水稻種子の購入及び収入保険の加入状況については、それぞれ約7割もしくは8割以上の御申請を頂いておりますが、青森市産米消費拡大事業につきましては、予算上の執行状況、執行率であると約44%であります。その申込み件数に当たりましては、補正予算を積算した際のおおむね7割程度の御申請を頂いておりまして、ただ、消費拡大の米と配送する経費、様々な資材を購入する経費、これらを執行するに当たりまして、当初予定していたよりも安価な料金・値段で事業を実施できましたことから、予算の執行状況とすれば約44%であります。申込み状況を見れば、当初予定していたものの、おおむね7割の御申請を頂いておりまして、必要な支援につきましては、十分といいますか、必要な対応ができたかなというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は、これは、全然、全くなっていない。もう、どうにもならない、本当に。どうにもならない。なので、これは、これ以上言いません。

農林水産部長、今度、十分対応した執行状況は、このような数字じゃなくて、やっぱり9割5分を超えるような執行率を、やはり本当に求める執行をお願いします。これは、これで終わります。

次、まずは、肥料が高騰しています。本当に、これは、窒素・リン・カリ、これは国産が僅か、窒素、尿素の4%だけ。あとは全部、海外に依存している。特に、リンゴは土をつくって、有機ですけれども、米に至っては、ほぼ、やはり肥料で作

るのが米です、これは。なので、この肥料の高騰対策、これは米価が8200円から9300円になった。1100円上がった。このレベルではない。本当に、今年度、作付をやめようという人が本当に増えています。

この点の高騰対策について、市はどういう考えを持っていますか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 肥料等の高騰対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

燃料も含め、肥料の高騰につきましては、まず、県におきましては、令和4年6月に、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策を活用し、農作物生産の省エネルギー化や低コスト化、経営の効率化に資する機械の導入に際し、事業費の2分の1以内で支援する農林水産関連の原油・原材料価格高騰等対策事業を創設しております。また、県におきましても、化学肥料の価格上昇等に伴う肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農業者に対しまして、肥料コスト上昇の7割を支援する肥料価格高騰対策事業を創設したところであります。

これら事業の本市生産者の活用実績であります。農林水産関連の原油・原材料価格高騰等対策事業につきましては、31件の申請で1億2207万円、また、肥料価格高騰対策事業の秋肥分であります。2戸からの御申請を頂きまして、1万8000円の交付となっております。

本市におきましては、国・県等と連携をさせていただきながら、これらの肥料等高騰対策事業をはじめとしまして、米農家の経営負担軽減に向けた各種制度につきまして、周知等を図るとともに、その申請等に対しまして、米農家の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 何分、この農政というのは、やはり国政があつてこそです。国の責任が本当に大きい。そして、その中で、市町村ができることというのは限られています、本当に。先般の米価の下落の対策費を見ても、6500万円を補填しても、なかなか、やっぱり限られてくる。そういうのでいって、やはり国も、非常に、この米政策については定まっていない。食料米にしろ、飼料米にしろ、まして飼料米については、全く先が見えていない。一昨年は、食料米よりも飼料米の方が高いという現象がありました。それで、昨年度は、今度、作付をしても、その買入れ価格が決まっていない。ましてや本年度は、これさえも定まっていない。国の農政というのは非常に定まっていないという状況です。

したがって、そういう中で、市ができることは、やはり、例えば、先般の米価の下落でも、ほとんどの津軽の市町村では、行政が支援をして、それに農協がかさ上げをする。これが基本です。今、リンゴが、ここ10年ぐらい台風がなくて、非常にいい。したがって、そういう中で、農協でも、リンゴの分を少しでも米に支援をし

ようというので、ほとんどの農協が、昨年度、この米価の下落に対して補填しました。でも、基本は、行政がやらなければ、農協も補填できないんです。したがって、県内で青森農協だけが補填できなかった。農協もやりたかったけれども、行政が補填しない。したがって、農協でもできない。ここが問題なんです。もっと、この部分は連絡を取りながら、何を求めているのか。今の米価の下落、そしてまた、この肥料の高騰についても、当然、これから国で様々な形が出てくるはずなんです。その中でどう対応するか、やはり私は、農協と一体となって行っていく、この必要性を感じます。

今年度の作付の状況はどうでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 平成4年度におきます水稲の作付状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

国では、米の需給及び価格の安定を図るため、生産調整の円滑な推進に向けまして、米の需給見通し等の情報を踏まえつつ、需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用による飼料米などへの転作に取り組んでおります。

本市の主食用水稲は、県から示されました令和4年産の主食用水稲作付面積2583ヘクタールに対しまして、作付実績で2491ヘクタールとなっております。生産数量目標を達成している状況にあります。

なお、令和4年の品目別の水稲作付状況につきましては、飼料用米が747ヘクタール、新市場開拓用米——輸出米であります。13ヘクタール、米粉用米が1ヘクタール、加工用米が11ヘクタール、備蓄米が545ヘクタールとなっております。

特に飼料用米につきましては、昨年からの作付面積が20ヘクタール増となるなど、本市におきましても増加傾向にあります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろ米価については、今後の推移を……（発言する者あり）

○大久保文人農林水産部長 大変失礼しました。

先ほど、作付状況におきまして、正しくは令和4年度と申し上げるべきところを平成4年度と申し上げてしまいました。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 米価につきまして、またいろいろ米の対応を、ぜひとも今後、注視していただきたいと思っております。

次は、リンゴ、これは改植事業の今までの申請から実績報告まで、これについての手続、これが、やはり、どういうふうに農家の方に理解を得られるか、これが一番の問題です。これについてお尋ねを申し上げます。お願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 改植事業についての御質疑にお答えいたします。

まず、改植事業の実績をお話させていただきますと、令和2年度については、事

業実施者は23人で、改植が17園地、新植が15園地、機械リース導入が6台となっております。これに伴います補助金の合計が7664万8729円で、品目は全てリンゴとなっております。

令和3年度におきましては、事業実施者は37人でありまして、改植が25園地、新植が21園地、防風施設新設が2園地、この受益面積が3万126平方メートル、廃園が1園地、機械リース導入が1台となっております。これに伴います補助金額が7645万6232円であります。品目は、新植2園地がブドウでありまして、それ以外はリンゴとなっております。

令和4年度におきましては、36人の事業実施者でありまして、改植が16園地、新植が37園地、園内道路の新設が1園地、急傾斜地緩和が1園地、廃園が2園地、機械導入が7台となっております。これに要した補助金が1億3736万9356円でありまして、その品目でありましたが、新植2園地がブドウ、それ以外はリンゴとなっております。

また、これら改植に伴いまして、事業の申請から実績報告までの手続についての御質疑であります。果樹経営支援対策事業として事業を実施させていただいております。その手続につきましては、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会と青森県農林水産部りんご果樹課が連名で発行しております果樹経営支援対策事業実施マニュアルに基づき実施させていただいておりますが、例年、当該事業年度の前年11月に一次募集を行いまして、当該事業年度の6月に二次募集を、青森市果樹産地協議会事務局が本市窓口であります。行っているところであります。

なお、直近で募集を行った令和5年度の果樹経営支援対策事業につきましては、一次募集については令和4年11月に実施しております。この手続であります。令和5年3月下旬に事業実施計画書を提出し、同年5月下旬には実施計画の承認通知を出す。令和5年6月中旬には補助金の交付申請を頂き、令和5年7月上旬には補助金の交付決定通知を行います。翌年、令和6年5月末までに事業完了及び領収書等を提出いただき、令和6年7月上旬までに実績報告書を提出、令和6年9月までには補助金を交付するというふうな手順となっております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 次に、青森市りんごセンターについてお尋ねをするんですけども、まず、財政課にお尋ねします。

利用料金制度を導入している施設は幾らありますか、お尋ねします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 利用料金制導入施設数についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成18年度から利用料金制度を導入しております。現在、指定管理者制度導入施設の168施設のうち、利用料金制度導入施設は計27施設あります。このうち、完全利用料金制を導入している施設が7施設、施設管理経費の一部を利用料金

収入で賄っている一部利用料金制を導入している施設が20施設であります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 利用料金制度で運営しているというのは7か所というふうなお話です。その中で、唯一、黒字というのが、たしか、この青森市りんごセンターだと思うんですけども、この利用料金制度導入のうち、令和3年度の利用料金が施設管理費を上回っている施設はあるんでしょうか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 利用料金収入が施設管理経費を上回る施設であります。利用料金制度導入施設のうち、令和3年度におきまして、利用料金収入が施設管理経費を上回る施設は、今、小倉委員から御紹介がありましたけれども、青森市りんごセンターの1施設であります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 一応、この利用料金制度は、青森市中央デイサービスセンター、青森市合浦デイサービスセンター、青森産業会館、はまなす会館、青森市浅虫海づり公園、そしてワ・ラッセ、それで、この青森市りんごセンター。この7施設が利用料金制度で、この中で指定管理料がゼロ円というのが、たしか、この青森市りんごセンターだけなんですよね。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 お答えいたします。

今、小倉委員がおっしゃられた7施設につきまして、完全利用料金制度を導入している施設ですので、いずれの施設も指定管理料がゼロ円です。7施設はゼロ円です。

ただ、このうち料金収入が施設管理経費を上回る、いわゆる黒字といいますか、黒字になっているのが青森市りんごセンターの1施設だけであるということであります。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 すみません、企画部長、この令和3年度の収支一覧で、収入で指定管理料ほかというのがあって、ゼロ円というのが青森市りんごセンターだけなんですよね。あと、青森市中央デイサービスセンターで、ワ・ラッセは4426万9847円の指定管理料で、収支が2446万1962円の赤字。指定管理料がゼロ円というのは、ここだけなんじゃないんですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 ただいま申し上げました完全——指定管理をお願いするときの協定を結んだときに、施設管理経費の全てを利用料金収入で賄うこととした完全利用料金制度を導入しているのが、今、7施設ではワ・ラッセも含まれているということなんですけれども、令和3年度に関しましては、コロナの影響があって、この制度とは別のところで、このワ・ラッセを運営するために必要な経費をコ

コロナ対策として補助させていただきました。その数字が入っているので、市からの収入があるように見えるんですが、基本的には、ワ・ラッセについては利用料金収入で施設運営を賄う完全利用料金制度の施設、ワ・ラッセはそのようになっています。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ですよ。私は、利用料金制度である以上は、当然、指定管理料はないんだと思っていました。それが、この収支を見ましたら、収入になっているので、これは何だろうと思ったんです。基本は、指定管理料はゼロ円だけれども、別なコロナ対策で、お金が来たということなんですね——分かりました。

本当に、これでいけば、例えば、海づり公園も、やっぱり105万4000円、産業会館は1733万4000円、それで収支は45万円の赤字。本当に、いろんな面であるんですけども、その中で、青森市りんごセンターだけがゼロ円で、それで収支が黒字になっている。これは非常に特筆すべきだと思うんですが、まず利用料金制度を導入している青森市りんごセンター、この過去3年間の収支状況及び納付金をお示してください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市りんごセンターにおきます収支状況及び納付金の実績であります。

青森市りんごセンターの過去3か年の収支状況等につきましては、まず令和元年度であります。利用料金収入が6824万6490円に對しまして、管理運営に係る支出額が5449万9540円であります。収支差額1374万6950円となっており、青森市への納付金であります。986万2730円となっております。

令和2年度につきましては、利用料金収入額が6872万8600円に對しまして、管理運営に係る支出額が5800万8913円、収支差額が1071万9687円となり、本市への納付金が992万2003円となっております。

令和3年度につきましては、利用料金収入金額が6779万1920円に對しまして、管理運営に係る支出額が5761万6373円、収支差額が1017万5547円となっておりまして、本市への納付金が997万6081円となっております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 確かに3年間ずっと黒字であると。差額で、令和元年度は1374万6950円で、市への納付金が986万2730円。令和3年度に至っては1017万5547円の収益で、市への納付が997万6081円。この市への納付金、この精算の方式というのはどうなっているんですか。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市りんごセンターの納付金に関する再度の御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターの納付金につきましては、青森市りんごセンター管理運営

業務に関する協定書及び青森市りんごセンター管理業務に関する覚書に基づき精算しているところでありまして、その内容としては、1つに、覚書第1条に規定された納付金、2つに、協定書第4条に規定された、前事業年度終了後の事業報告におきまして、利用料金収入と支出の収支差額が黒字であり、かつ、利用料金収入が協定締結時の利用料金収入見込額を上回ることとなったときは、黒字となった収支差額と協定締結時の利用料金収入見込額を上回る額を比較し、少ない方を増収分として、その一定割合——基本的には2分の1であります。納付していただく納付金、3つには、覚書第3条に規定された精算対象項目となっている維持修繕料の残金、以上の合計を本市に納付いただくこととなっております。

○小豆畑緑委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 農林水産部長、令和3年度は市に997万6081円で、農協の取り分は19万8466円ですよ。これはあんまりではないですか、何かなあ。基本的に、まず冷蔵庫というのは、リンゴ貸し冷蔵庫であるように、これは、本来、収益を出せる施設なんです。根本、運営によって、当然、収益は出せます。基本は、リンゴ20キロで360円、そして、選果機が110円。この使用料でいけば、十分、今のリンゴの値段が高騰している、特に海外への輸出があるとなれば、これは、運営次第では、十分、利益を得るものなんです。それを、あくまで、全くそういうふうな——やっぱり青森市はリンゴを全然分からないので、恐らく、この協定も、そういうのを全く考慮しないで作ったんだと思います、これは。だって、おかしいでしょ、大体。約1000万円差引きの利益があって、農協のほうに行くのが約19万8000円です。市で約997万円も取っているんですよ、これは。

ここは、やっぱり、もうそろそろ検討しなければ駄目だし、当然、この一番の根本は、やはり合併特例債、これで造った施設ですので、まちづくり交付金、これを使っています。したがって、これの返済の時期もきっと来ます。そういう面を含めて、やっぱり検討する時期に来ているんだと思います。まだいっぱいあるんですけども、これ以上やれば、皆からこう、何か荒れそうなので——私が伝えたかったのは、やっぱり、今の現状のCA冷蔵庫、この在り方、そして選果機が、県内でも、この選果機しかない。通常はない選果機です。したがって、こういう点も含めて、いろいろ、中の器具の交換であり、いろんな問題を農協と話をしていく時期に来ているんだと思います。

それで、運営次第では、毎年、利益は十分可能である。したがって、利益があるという前提で、今後のこのCA冷蔵庫の運営の在り方、そして、今後、当然、あと5億円ぐらいだと思います、償還するお金が。これが、償還が終わった時点で、このCA冷蔵庫の在り方、これも、当然、検討する時期に来ている。でも、18年も経った。冷蔵庫はいいんですけども、選果機というのは、津軽地域でも最も古い選果機になってきます。したがって、このような施設は常に設備投資が必要になってきます。設備投資があつて初めて収益が上がってくる。これは、行政では全くない手

法です。行政はやれば終わりだけれども、民間は設備投資をしなければ、その利益が上がってこない。黙っていて、この年間約1000万円の収益が上がっているわけではない。ぜひ、この点も、また議論していきたいと思います。

終わります。

○小豆畑緑委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時35分からといたします。

午後0時35分休憩

午後1時35分再開

○小豆畑緑委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 令和の会、里村誠悦であります。

早速、質疑に入りたいと思います。

10款教育費6項保健体育費2目体育施設費、スポーツ会館について。

スポーツ会館は、平成14年12月に約30億3500万円をかけて造ったものであります。最近、私はたまに練習に行くんですけども、正面玄関が非常に見苦しい。最初、できたときは、それは綺麗だったんですけども、何か手入れが悪い。それで、何年前だろう、同じところが壊れていたんですよ。それで、直してくださいとはしゃべったんですけども、その後は行ってないから、直したのかどうか分からないんですけども、また同じところが壊れています。雨漏りです。それから、玄関に上がった正面のタイルですか、そこも壊れていました。

やはり、ああいうところというのは、子どもも来ますから、やっぱり綺麗にしてほしい、大事にしてほしいんです。やはり、管理している方たちにも、使ってほしいという、そういう意識の下で管理してもらえればいいなと思っています。

壊れてますので、修理するのকাশないのか、お願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 里村委員のスポーツ会館の修繕予定についての質疑にお答えをいたします。

スポーツ会館は、平成14年12月の開館以来、カーリングをはじめ、剣道、柔道、サッカーなどで例年15万人を超える方々に御利用をいただいております。

委員御指摘の箇所についての状況でございますけれども、まず、正面玄関です。正面玄関の風除室の天井につきましては、これまでも雨漏りが発生している箇所でございます。その都度、指定管理者において応急的な修繕を実施してきたものの、

令和4年8月3日からの大雨災害の影響で天井部材が剥がれ落ちたことから、根本的な解決が図られるよう、修繕方法について検討してきたところであります。そういった結果、本年4月以降、早期に着手できるよう、現在準備を進めているところであります。

続きまして、正面玄関前のタイルにつきましては、これまでも指定管理者が材料を調達しまして修繕を実施してきたところであり、御指摘の箇所についても降雪時期を過ぎた3月下旬——今ぐらいから、指定管理者において実施するというような状況であります。

スポーツ会館を含む本市のスポーツ施設につきましては、老朽化している施設も多いことから、これまで同様、多くの市民の皆様へ安全に御利用いただけるよう、優先順位を見極めながら、限られた予算を有効活用して、適切に対応をしてまいります。

以上でございます。

○小豆畑緑委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

剣道場の中の仕切りの壁というのか、そこも傷ついておりますので、ぜひ1回総点検をしていただけて、やっていただければと思います。それからまた、壊れて、子どもたちが、手をかけたときに、腐ったりしていると切りますので、そういうところとか、電気とか。やはりですね、物を大事にしていかないと。青森市はお金がないんですから、ね、やっていただければと思います。

これは終わります。

次に、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に関連して、市の窓口における音のバリアフリーについて。

どうしても年が行くと耳が聞こえなくなったり、目が悪くなったり、足の衰えとか、いろんなことがきます。それで、やはり私も聞こえにくくなって、職員の皆さんも相当大変だろうなと思ひまして。そしたら、ちょうど、その会話アシストシステムとか、そういうのがありました。前にもしゃべったかも分からないんですけども、やはり、そういうことをすると職員の皆さんもいいし、やはり、しゃべる——何と言うんだ、高齢者ばかりではないんだけど、我々もまた非常に聞きやすいし、しゃべりやすいということで、仕事も早くなるんじゃないかということで、ぜひ市の考えはどうなのかということをお聞きしたいと思ひます。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 里村委員からの会話アシストシステムについての御質疑にお答えいたします。

会話アシストシステムとは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、窓口のカウンターに設置しておりますパーテーション越しの双方向の会話をより聞こえやすくするシステムで、マイク付スピーカーの親機と子機をそれぞれパーテーショ

ンの内側と外側に取り付けることにより、双方の会話音声聞こえやすくなるもの
でございます。

当該システムにつきましては、パーテーションの設置により聞き返される回数
が多くなり、手続時間にも影響を及ぼすということから、県内9市の市民課窓口では
導入しておりませんが、東京都町田市、石川県輪島市の市民課窓口には設置している
ことは承知しております。

市民課窓口では、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延防止のため、令和2
年4月に窓口のカウンターにパーテーションを設置し、パーテーション越しでの会
話に当たっては、職員が窓口に来られるお客様に対して大きな声ではっきりお伝え
することを心がけるとともに、必要に応じてお客様側に移動して対応することで、
お客様との意思疎通を図り、手続を進めてきております。

本市といたしましては、国において、本年3月18日以降の新型コロナウイルス感
染症対策におけるマスク着用の見直しが行われたこと、また、同年5月8日以降は、
感染症法に基づく分類が2類感染症相当から5類感染症に移行する予定となってお
りますことから、今後の窓口のパーテーション設置の有無についての国等の動向を
見ながら、窓口の受付に当たりましては、引き続き適切な感染防止と手続に来られ
る方々との円滑なコミュニケーションの確保に努めながら対応してまいりたいと考
えております。

ただいまの答弁の中で、国において、本年3月18日と答弁するところを、18日と
御答弁いたしました。謹んで訂正し、おわび申し上げます。

大変失礼いたしました。答弁の中で、本年3月18日以降と答弁すべきところ
を……（発言する者あり）本年3月18日と——13日と答弁すべきところを、本年3
月18日と答弁いたしました。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○小豆畑緑委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 聞こえないとそういうことになるんですね。

それで、お年寄りというか、1回しゃべって、2回聞かれると、今度、あとはしゃ
べりたくなくなる。いいじゃ、家さ行くじゃって、こうなってしまうので。ぜ
ひ高齢者支援課の窓口とか、市民課の窓口、お年寄りとか誰でもいいんですけど
も、来るところにつけていただきたいと。そうすることによって、これは感染も防
げることだし、それから、やはりお年寄りもしゃべりやすい。そうすれば聞こえる
し、しゃべれるし、仕事もしやすくなるしということで、3点セットでございます
ので、ぜひ考えていただきたいと思えます。

では最後、8款——眼鏡かけなければ駄目だ。8款土木費2項道路橋梁費2目道
路維持費、歩道の除排雪について。

歩道の除排雪はどのように実施しているのか、お願いします。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 歩道の除排雪についての御質疑にお答えいたしま

す。

歩道除排雪につきましては、職員によるパトロールに加え、町会・町内会関係者、地域住民、学校関係者等から情報提供いただき、積雪状況を確認した上で、歩行に支障があると判断した場合に、委託事業者に出動指令を出すこととしております。

歩道除排雪の実施方法といたしましては、青森地区におきましては、バス路線等の歩行者が多い歩道や通学路を重点的に実施しており、歩道幅員2.5メートル以上の歩道除排雪は、小型ロータリ除雪車により実施、歩道幅員2.5メートル未満の歩道除排雪は、ハンドガイド式小型除雪機または人力で実施、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所につきましては、車道の排雪時に歩道の確保に努めております。また、教育委員会とも連携し、通学路の点検を昨年度の258か所から32か所増やし、今年度は290か所について実施しており、通学路の確保に努めております。

さらに、本市では、市民とのパートナーシップにより、安全で快適な歩行者空間の確保に努めており、自主的に地域の歩道等の除雪を実施しようとするPTAや町会などに対し、昨年度の48団体から2団体増加し、50団体にハンドガイド式小型除雪機を無償で貸与し、住民協力による安全な歩行者空間の確保に努めております。

○小豆畑緑委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

歩道除雪の過去3年間の延長と実績額を教えてください。

○小豆畑緑委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 歩道除排雪の延長と実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

歩道除排雪の延長につきましては、令和元年度から令和3年度におきまして、青森地区は192.25キロメートル、浪岡地区は8.41キロメートル、合わせて200.66キロメートルとなっております。なお、令和4年度においても同様に200.66キロメートルとなっており、近年は、延長に増減はございません。

また、歩道除排雪費経費の実績額といたしましては、令和元年度は1070万7000円、令和2年度は4128万円、令和3年度は3994万8000円となっております。なお、令和4年度の実績額については、現在、事業者からの請求について精査しているところであります。

○小豆畑緑委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

私も歩道を除雪しているわけですが、やはり、多く降ったときに、やっているうちに、狭くなってくるんですね、自分の機械でやっている。ですから、ああ、来てくれないかなと思うんだけど、なかなか、いつ来るのか分からない。そういうことで非常に心配になります。

市民の皆さんから電話——皆さんというか、あるところから電話が来まして、いつ入ってくるんだろうと。去年は全然入ってくれなかったということで、今年お願い

したら入ってくれましたということです。

しかし、市民の皆さんも一緒になって道路をつけているわけですが、いつ入ってくるのか分からないとなれば、また、距離に限りがありますので、ですから、町会長さんあたりに、いついつ入りますよというのをお知らせをすることによって、また、皆さんは安心するのかなと思います。

やはり、私のところで、幸畑団地から県の土木のところまで——あれ、道路もあまりよくないんですけれども、除雪も——あそこ、金払っているんだよな。歩道が車道より高くなるんですよ。そうすると、歩道がついたとしても、怖いから車道に出てくるんです。ですから、歩道を除雪するときに、顔が見えるぐらい、頭を、あれを切って、そして歩道をつけてくださいと。

やはり、何というのかな、私は毎日通るので毎日見ます。電話をしますと1週間ぐらいでやってくれるんですよ。それで、そうすると夜にまた、車道を歩いている、危ない。そういう電話が来たりします。

大変でしょうけれども、やはり、1人が事故に遭ったりすると、これは大変なことになるんですよ。せっかく皆さんが寝ないで一生懸命やっているのに、たったその人のために、その人が事故を起こしたために、また市のほうで何だかんだ言われる。ですから、そういう、やればできる方法があるんです。ですから、それを一生懸命にやっていただきたいと。電話が来たら、まずは出て、どういうふうになっているかというのをちゃんとパトロールして、それからまた、じゃあこうしよう、ああしよう。それから町会のほうに連絡して、いついつ入りますよと。また、学校のほうでもそうですね、歩道のついていない学校というのがありますので、やはり、そういうところも早めに連絡して、事故のないように一生懸命頑張ってくださいと思います。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○小豆畑緑委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第54号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第64号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計11件を一括してお諮りし、次に、議案第76号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、次に、議案第1号「令和5年度青森市一般会計予算」から議案第53号「令和5年度青森市浅虫財産区特別会計予算」までの計53件を一括してお諮りし、最後に、議案第75号「令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第54号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第64号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計11件についてお諮りいたします。

議案第54号から議案第64号までの計11件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 相馬純子委員、何号に御異議がありますか。

○相馬純子委員 議案第55号に異議があります。

○小豆畑緑委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 それでは、議案第55号について、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第55号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小豆畑緑委員長 起立多数であります。

よって、議案第55号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第55号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第76号については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号「令和5年度青森市一般会計予算」から議案第53号「令和5年度青森市浅虫財産区特別会計予算」までの計53件についてお諮りいたします。

議案第1号から議案第53号までの計53件については、原案のおとり可決すべきも

のと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 相馬純子委員、何号に御異議がありますか。

○相馬純子委員 議案第1号及び議案第2号に異議があります。

○小豆畑緑委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第1号及び議案第2号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小豆畑緑委員長 起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和5年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小豆畑緑委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり終始熱心に御審査いただきまして、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただきまして、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時閉会